

## 令和 2 年 予 算 特 別 委 員 会 会 議 記 録 ( 第 1 日 )

開 催 議 会	令和 2 年 第 1 回 山 田 町 議 会 定 例 会		
開 催 場 所	山 田 町 中 央 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 2 階 集 会 室		
開 閉 会 日 時	開 会	令 和 2 年 3 月 9 日 ( 月 )	1 0 時 0 0 分
	散 会	令 和 2 年 3 月 9 日 ( 月 )	1 4 時 3 5 分
委 員 の 出 席 状 況			
総 委 員 数 1 3 名 の う ち 出 席 1 3 名 欠 席 0 名 ( 欠 員 0 名 )			
議 席 番 号	氏 名	出 欠	備 考
1	昆 清	出 席	
2	阿 部 吉 衛	出 席	
3	吉 川 淑 子	出 席	臨 時 委 員 長
4	豊 間 根 信	出 席	副 委 員 長
5	菊 地 光 明	出 席	
6	黒 沢 一 成	出 席	
7	山 崎 泰 昌	出 席	
8	佐 藤 克 典	出 席	
9	木 村 洋 子	出 席	
1 0	関 清 貴	出 席	委 員 長
1 1	横 田 龍 寿	出 席	
1 2	坂 本 正	出 席	
1 3	阿 部 幸 一	出 席	
1 4	昆 暉 雄	出 席	議 長 ・ 委 員 外
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 説 明 員 佐 藤 信 逸 町 長 他 関 係 課 長 等			
会 議 の 経 過 は、 別 紙 の と お り			

令和2年 3月 9日

令和2年予算特別委員会会議録

午前10時開会

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、議長を除く議員全員による予算特別委員会を開会します。

山田町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長の互選は年長委員が行うことになっております。

出席委員中、吉川淑子委員が年長でございますので、吉川淑子委員をご紹介します。吉川さん、どうぞ。

○臨時委員長（吉川淑子）

吉川でございます。よろしくお願いいたします。委員長が互選されるまでの間、臨時委員長を務めさせていただきます。

○

○臨時委員長（吉川淑子）

ただいまの出席委員は13名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、上下水道課長は、体調不良により欠席していることをご報告いたします。

○

○臨時委員長（吉川淑子）

それでは、委員長の互選についてお諮りいたします。

このことにつきましては、さきの全員協議会で10番関清貴君が内定しておりますので、そのとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（吉川淑子）

異議なしと認めます。

それでは、委員長に関清貴君が互選されましたので、席を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

○委員長（関 清貴）

おはようございます。それでは、委員長として一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま選任された報告がありましたとおり、総務教育常任委員長を務めさせてもらっています関清貴でございます。今回の予算は令和2年度、復興から10年を迎える予算ということで、それぞれ

復興の総仕上げ、持続可能なまちづくりを完成するための大切な予算であろうかと思っておりますので、議員各位の活発な意見の下、町民が幸福感を感じるような予算となるように、この委員会を通じて活発な議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

そして、執行部の皆様方もご協力を頂き、円滑な審議の進行に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

では、着座のまま説明させていただきます。進行に当たりましては、質疑の回数は一般会計の総括審議のみ5回までとし、それ以外は1つの審議項目につき3回までとします。

質疑の際は、初めに資料名及びページを示し、指定された審議範囲を逸脱しないよう、また単に事務的な内容や計数のみの確認は控えていただくようお願いいたします。

○

○委員長（関 清貴）

それでは、副委員長の互選についてお諮りいたします。

このことにつきましては、さきの全員協議会で4番豊間根信君が内定しておりますので、そのとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

異議なしと認めます。

よって、副委員長に豊間根信君が互選されました。

○

○委員長（関 清貴）

それでは、直ちに予算特別委員会の審議に入ります。

議案第19号 令和2年度山田町一般会計予算を議題とします。歳入歳出の質疑の前に総括に係る質疑を許します。5番。

○5番菊地光明委員

では、私から何点かお伺いします。再質問したくないので、できるだけ簡潔な答えをお願いします。

まず最初に、一般質問でも答弁保留にいただきました高齢化率につきまして、37.9%で県内33市町村中14番目だということは分かったのですが、その答弁の中でも地域力の低下が予想されるという回答をもらっているのですが、その地域力の低下が予想されるというのをどう認識して、どのように町民を導いていく考えなのかをお願いします。

2つ目、これも答弁保留になっていましたが、限界集落の認識についても高齢化率と同様、どのように認識して、どのように考えていくのか。

それから、災害公営住宅に入居している方々の高齢化率、これについてもどのように把握して、どのように導いていくのか。

また、障害者福祉については民間団体に対して相談支援業務を委託しているのですが、これについては民間団体にどんな委託して、どんな行動しているのかをお願いします。

次に、善幸記念館についても、前回のときは顕彰委員会の方々と相談すると、今回私には関係者と相談するというのを頂いたのですが、それはどんな関係者で、どんな意見を聞いて今後進めていこうと考えているのかをお願いします。

北インターフル化の要望は重要な時期について、事業費についても20億から30億円というのは答弁頂きましたが、無料のハーフからフル化した地域はないという答弁も頂きました。それでも、有料ではフル化は結構あるというのですが、有料でフル化になった地区は何か所ぐらいあって、どんな運動してそういうフル化になったのかをお願いします。

それから、学校給食センターの運営について、長期継続契約により実施するとのことでしたが、近年山田町でどんな事案を長期継続契約で実施したのか、それらについてをお願いします。

それから最後に、震災復興後、集会所の建設工事はどのくらいあって、あと何か所で終了するのかをお願いします。

○委員長（関 清貴）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

地域力の低下ということでございます。高齢化が進んできますと、やはりその地域を支える担い手が少なくなるということで不均衡が生じてくるということで、行政機関とか住民等が自立的に協働していく、そして町を形成、運営していくために必要な力が低下していくと、こういうことになります。町としましては、出生率の向上とか、高齢者が元気で活躍できる環境を整えるということと、若者世代の転入増加を図る取組を進めているということでございます。

2点目の限界集落の考え方になるわけですが、65歳以上の高齢者が人口の半数を超えると社会的な共同生活の維持が困難になると、こういうことが限界集落の定義ということになってございます。現在のところ、地区別に見ると65歳以上が半数超えるというところは集計しておりませんが、20年後、令和22年度で39.6%の高齢化率ということになるわけですが、まだ65歳以上の高齢人口が半数を超えるという状況にはなっておりませんが、やはり先ほども申し上げたとおり、出生率の向上とか、若者世代の転入増加を図る取組を進めていこうということでございます。

4点目の善幸記念館のことになりますけれども、関係者は誰を考えているのかということですが、これについては前鈴木善幸総理大臣のご親族の方の意見を聞きながら進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

集会所は後で。

○委員長（関 清貴）

山崎補佐。

○復興企画課長補佐（山崎 智）

それでは、私のほうから集会所についてお答えさせていただきます。

集会所の被災状況、あと再建についてですけれども、まず地区からいきますと大沢地区で3か所被災してございます。現在大沢地区につきましては、3か所の集会所について建設が完了しています。現在袴田地区の避難場所について、設計業務に入るところでございます。続いて山田地区ですけれども、4か所の集会所が被災しております。再建済みの集会所につきましては1か所、飯岡コミュニティセンターになります。あと、現在山田第1団地の集会所の建設が始まるころとなっております。次に、大沢地区ですけれども、大沢地区は3か所、集会所が被災……

（「大沢は終わった」「さっき言った」と呼ぶ者あり）

○復興企画課長補佐（山崎 智）

織笠……すみませんでした。織笠地区になりますけれども、3か所被災しております。織笠コミュニティセンターとして1か所再建が完了しております。船越地区になりますけれども、船越地区は2か所被災しております。現在2か所、船越第5団地の集会施設と、あと田の浜コミュニティセンターが再建しております。最後に、小谷鳥地区になりますけれども、小谷鳥コミュニティセンターが被災しております。現在小谷鳥コミュニティセンターについて、再建工事に取りかかるころとなっております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

田畑補佐。

○建築住宅課長補佐（田畑作典）

それでは、私のほうから災害公営住宅の高齢化率等についてお答えをいたします。

町営の災害公営住宅ですけれども、2月末現在で52.3%になってございます。高齢者に関わって、今現在町独自の減免等の申請も受け付けているところがございますけれども、直接管理センターや役場に来られないという方には直接訪問して受付をするなど、寄り添った支援をしているところがございます。

また、民生部門との連携のところですので、支え合い会議等を通じて情報を共有して、支援が必要なところについては対応するように協議をしているところがございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

大川補佐。

○長寿福祉課長補佐（大川修一）

私からは、3点目の障害者相談支援事業所の件についてお答えいたします。

こちらの相談支援事業については、宮古圏域のほうの団体さんに委託をしているところございま

す。こちらについては、宮古圏域ということで宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の宮古圏域障がい者自立支援協議会の事務局も担っているところがございます。障害者の方から相談あった場合は、こちらのほうの団体さんに委託をして、障害福祉サービスについての計画等の支援をしていただくということになります。そのほかについては、自立支援協議会の事務局の中の事業である自立支援に係る相談事業のほか、権利擁護の事業、そういったことの事業について進めていただいております。

○委員長（関 清貴）

技監。

○技監（香木和義）

北インターのフル化についてお答えさせていただきます。

最初に、有料道路のフル化について何か所あるかということだったのですけれども、具体的に何か所というのはちょっとそこまでは調べていなくて、具体的な例としましては圏央道の八王子西インターであったり、関越自動車道の三芳スマートインターであったり、大分のほうの大分光吉インターだったり、香川のほうの坂出北インター等が有料道路のフル化の事例というふうになっております。

この中でどういった取組をしてフル化になったのでしょうかという、そういうお話あったのですが、それにつきましても周辺の物流計画の変化だったり、それに伴う交通渋滞だったり、そういったものを地域のほうでいろいろと勉強して、当然有料化ですので、ネクスコのほうで経営しておりますので、採算性が取れる事業ということを踏まえてフル化になったというふうに思われます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木 満）

私からは、長期継続契約を締結している事業例を説明いたします。

まず、長期継続契約については、地方自治法並びに施行令、それから町の条例並びに条例の施行規則に定めているものとなっておりますが、具体例はコピー機などの借入れ及び補修、パソコンやソフトウェアの借入れ並びに補修、そして庁舎等各種施設の清掃業務また警備業務などとなっております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

5番。

○5番菊地光明委員

では、最初から。まず、そもそも地域力の低下というのは長寿福祉課が答えるのだと思ったら復興企画課だったので、長寿福祉課は長寿福祉課として町民をどう導いていくのかというのを教えてください。

限界集落についても、私は常日頃庁舎内は横の連携がうまくいっているのかという質問したのです

けれども、今のように限界集落、高齢化率は39.6%というのですが、災害公営住宅は52.3%……私も勉強不足なのですが、災害公営住宅52%と町内全部ですけれども、一番肝腎な中央の災害公営住宅は、私が調べたら約70%の高齢化なのです。あそこは集落ではないけれども、災害公営住宅そのものが限界集落ではないかなと思われる状態です。これらをどう対応するのか。例えば指定管理される寿広さんと協議しながら、これから老人世帯もあるのをどのようにしていくか。金額ではなく、建築住宅課は金額だけでいいのですけれども、長寿福祉課はこれらの方々をどのようにして導いていくかというのを出さないと駄目でしょう。一番大事なことが抜けているような気がするのです。

次、障害者福祉につきましては分かりました。

善幸記念館については親族から聞くと、本来これも答弁するのは生涯学習課ではないかなと思ったのですが、今はこういうのを聞くのではなく、小学校も再編で3月から統合でなくなるのです。なくなる学校にも善幸先生が書いたものやいろんな書物があるので、それらも今後山田町にとっては将来に残すべき文化財だと思うのです。それらをどうするかというのもないし、ただただ親族から聞く。前回のときは顕彰委員会から聞くと、答弁が全然そのたびごとに違ってくるので、善幸先生のやつはどうするのだと。それによって、いろんな物事の方向性が違ってくると思うので、それについてもお願いします。

山田北インターフル化については、やはり有料のところだから、確かに可能性あるのでしょうけれども、三沿道のように無料化のところではなかなか厳しいという認識を皆さんはしているのですけれども、それを打ち破るためにはやはり何とかみんなで共通理解で勉強するしかないのかなと思うのですが、共通理解の仕方がちょっと難しいようなので、これについては諦めることなく毎回したいなと思います。地域的にも八王子なんかは分かるのですけれども、香川なんかはこの辺と全然変わらないようなまちなので、私は香川ができるのであれば、香川は有料ですけれども、あの辺は通常この辺と同じように幹線の高速道が大部分、地方道が大部分なので、それらについてももう一度言及できるのであればお願いします。

それから、集会所につきましては分かりましたが、それをもって2年度で全部完了するのかというのがないので、何か所残って、2年度で全部完了するのか、それとも残るのか。

あと、長期継続契約につきましては、清掃、コピー、パソコンは分かるのですけれども、それらは分かるのですよ。なぜ運搬、搬入者がそうなったのか。本来これらは議会に説明して、指定管理者の場合は議会に説明して議会から議決をもらう。長期契約の場合は要らないということであれば、これから議会を通り越してみんな指定管理者ではなく長期継続でできるということですよ、その運搬車とか給食センターができたのであれば。それは線引きが地方自治法で決められている、山田町の条例で決められるとなれば、すべからくそれで決めるということになるので、それらの線引きもはっきり教えてください。

以上だな。

○委員長（関 清貴）

武藤課長。

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

それでは、1点目になります。長寿福祉課の立場としての地域力の低下についてでございますが、長寿福祉課といたしましては高齢化に伴いまして各地域での地域を担う方々、若い方々が不足してくると考えてございます。各地域で高齢者の方が元気で過ごせる環境を整えるということがまず大事であるというふうに考えてございまして、取組といたしましては各地域での高齢者地区組織支えあい事業、それから各地区におきまして現在行っておりますが、多様な生活支援が確保できるというようなことが、どのようなことができるかということを経験者の方と話し合う場を設けまして、その中で新しい通いの場ですとか、見守りの活動を行うといったようなことを地区の方々と話をしながら、その中から実現できることについてを無理なくしていこうという今生活支援体制の会議を進めているところでございます。このようなことは高齢化率が上がってまいりますので、長寿福祉課としては続けてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○長寿福祉課長補佐（佐々木文明）

それでは、災害公営住宅の高齢化率に対する考え方についてということでお答えさせていただきます。

災害公営住宅で高齢化率が高い、特にも独り暮らしの方についてのフォローが必要になってくるということでございます。そして、その方々に応じた必要な対応、それぞれ違います。まず、個別にフォローしていくということが必要ということで、その方の健康状況や、あと金銭的な管理ができるかとか、そういうところについて必要な方については把握して対応しております。保健師、地域包括支援センター、それから生活支援相談員ですとか、それぞれ必要な部分のフォローをしているところで、月に1回それぞれの持っている情報を持ち合って連絡会を開いて、そして共有しているといった取組をしております。

○委員長（関 清貴）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

善幸記念館のことについてでございます。震災前は、確かに旧山田病院の検討委員会で協議していくという話でしたけれども、今回公共施設等利活用推進委員会が設置されましたので、そちらのほうで検討を進めていこうということで、復興企画課が担当になったということでございます。

それで、今後閉校する各小学校に善幸さんのそういうものがあるはずだということですので、そこは学校教育課のほうからも情報を頂きながら、令和2年度中には総合計画の推進委員会で検討を進め

ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

川村補佐。

○健康子ども課長補佐（川村 聡）

災害公営住宅の支援についてですけれども、健康子ども課サイドとしましては、長寿福祉課からの相談を受けてのほか、それ以外に対しましても定期的に保健師、あとは栄養士のほうで健康教室とか、あるいは訪問して定期的な健康教育を開いて健康支援に努めていくということにしております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

技監。

○技監（香木和義）

山田北インターのフル化に関してなのですが、先ほど坂出北インターのお話がありましたけれども、坂出北インターにつきましては瀬戸中央自動車道にありまして、本州と四国を結ぶ路線なのですけれども、四国側の最初のインターが坂出インターということで、要衝だということで、そういう意味でも重要な位置づけがあるのかなというふうに思われますということと、あと山田北インターにつきましては平成26年の第4回定例会からなのですけれども、各議員の皆様からはフル化に向け、いろいろとご要望をもらっていると認識しておりまして、町民の皆様の強い思いがあるということも十分認識しているところでございます。今三沿道のほうのハーフインターにつきましては全部で78か所計画されておりまして、今日現在で62が供用済みということで、この全てが各地元のほうでフル化の要望しているのかは存じてはいないのですけれども、今後そういったフル化に向けた要望が出てくるだろうというふうには思っております。それに向けて、かなり競争相手が多いわけなのですけれども、あそこを打開するための手だてはないのかというお話があったのですけれども、これにつきましては三陸国道事務所のほうと協議を重ねておりまして、今後のフル化要望に当たっては交通量の動向だったり、周辺企業の出店状況であったり、企業のほうの就業者が何名とか、流通経路とか、そういった具体のものも交えながら必要性を説明していくことが重要だろうというふうに思っておりまして、今後については三陸国道事務所のほうと調整を図りながら、こういったものを要望して、他の市町村よりもフル化について必要性があるのだというのを訴えていかなければならないと思っておりますし、今の山田宮古道路の関係におきましては現況のほうもかなり混み合っておりますので、そういった状況を三陸国道事務所にご協力いただいて渋滞調査等を行って、そういった現況の面からも山田北インターのフル化の必要について訴えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

山崎補佐。

○復興企画課長補佐（山崎 智）

それでは、私のほうから集会所の完成時期についてお答えさせていただきます。

現在残っている集会所につきましては3か所、そのうち山田第1団地と小谷鳥地区の集会施設につきましては6月末の完成の予定で進めております。残る袴田地区の避難施設につきましてはですけども、こちらはこれから設計が始まります。工事につきましては、令和2年度内で完了させたいというふうに考えて進めております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

加藤補佐。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

学校給食センターの長期継続に係る部分で議会への説明ということでしたが、基本的には長期継続契約を決定する条例及び規則に基づいて、委託業務である学校給食センターの運営に係る一部の業務委託であるということと執行しているものでありますので、議会に対する説明ということは、委託業務ということとではおりました。

以上です。

○委員長（関 清貴）

5番。

○5番菊地光明委員

では、福祉のほうから。集会所につきましては、来年、2年度中で終わるということと了解しました。

長期継続は委託であるので、議会には説明しない。つくるときは議会に説明して了解してもらってつくっているのに、その後は説明しないとどういうことなの。議会を軽視しているの、重大な問題ですよ。これ記憶に残っているのですけれども、私は議事録を探したのです。そのときも運送業者につきましては町内業者を優先的にするというのを私は答弁もらっているのですけれども、議会と、あと委員会でもやっていなかったようで議事録にないのです。多分全協で話ししているのです。阿部さん、13番委員さんが質問したとき。議事録がないとこういうことがあるので、私は承諾し難いので、これについてはちゃんともう一度答弁お願いします。

次は、災害公営住宅の高齢化率です。一番大事なのは、我々が常日頃見落としている中央の災害公営住宅、この高齢化率が約7割。そういった場合、やはり横の連携を特に取って孤独死がないように、あとは生活ができるように、あとは当然のごとく賃貸料も上がっていくでしょうから、これらについては建築住宅課とあとは指定管理者である寿広さんと密に連絡を取っていったほうがいいのではないかと私は思います。

あとは、善幸記念館につきましては、2年度中に検討するということでしたが、やはりこういうときに埋蔵文化財審議委員の方々をお願いして、これが山田町にとって将来残すべきものであるかとかそういうのをちゃんと見てもらって、善幸記念館だけではありません、小学校が再編されることによって、例えば大沢小学校の「海よ光れ」、これも将来のために残したらいいのではないかという、各学校でいろんなやっている行事を、この際善幸先生の記念館に善幸文庫という、その当時の町長さんは記念館では金がかかるので菊地君、文庫で管理をしてほしいと言うのでやったのですが、それらについても一緒に山田町にとって大事な資料だから、これとこれは残すべきだということを審議委員の方々に相談して選んでもらうべきではないかなど。これは、親族と相談して何をするのですか。多分親族の方々は、もういいですよ。私がつくったときから、「もういいですよ」と言われていました、親族の方々には。それで、これでもういいということで顕彰委員会を解散して、その後移行して、山田町に今年つくってくれませんかということをお話したのです。親族の方々はすごく優しいから、「いいですよ」という答えが返ってきていたのに、それを真に受けなくて、やろうとするのが私の考えなのです。

あとは、災害公営住宅も聞きましたが、これらについても長寿福祉課の考えを聞きます。

1つ抜けた。フルインターにつきましては、分かりました。大変な、特に今言われている坂出とか香川、四国、中国地方につきましては多分技監より私のほうが分かっていると思いますので、それは分かるのですが、いずれフル化の要望はどこもするのです。山田町は全町を挙げて町長の応援をしなければならぬ。町長が一人で頑張るたびにバックデータを出してくれればいいのか、さっき技監が言ったように、例えば工業団地が宮古方面から来て降りる人が何人ぐらいいるとか、みんな個々関係課にはいろんな応援の仕方があると思うので、昨年予算委員会ときも関係課で町長の応援と言ったら町長が答弁したのでそこは引き下がりましたが、これについては毎回町長のバックアップを、答弁もそうでしょうけれども、議会も一緒になってしないといけないと思いますので、これについては町長のバックアップをするということで了解しました。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○長寿福祉課長補佐（佐々木文明）

それでは、災害公営住宅の件についてご説明いたします。

横の連携をしっかりと、孤独死を防ぎ、生活支援をしっかりとしていくと、まさにそれを私たちが常に意識してやっているという中で、まず大きく2つ、外に出てきていただいて、ふだんから顔を見えるようにするというので、事業の中で災害公営住宅の集会所等で料理教室ですとかそういう事業をしていただいて、なるべく住民の交流を進めていくというところ、もう一つは、やはり連携の部分ですが、まず生活支援相談員さんとか、そのほか各機関との連携はこれからも進めていきたいと考えてございます。月に1度の連絡会議の際にも住宅サイドのほうにも出席を求め、その中で実際

に支援している方から住宅での状況ですとか、制度的な部分の質問等も盛んに交わされたりとか、そういう状況でやってございます。今後ともそのように横の連携を強めてやりたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

加藤補佐。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

長期継続契約等々に関する中で、配送業務については町内業者にとり話をしていたはずだということではありますが、まず入札をする場合どのようにするかというふうになった場合は、物品購入等の契約に係る指名競争入札参加者の掲載名簿を確認させていただきます。町内10社以上あれば特に問題はなく、その中で入札は執行できたと思われませんが、町内業者が3社しかいなかったということで、管外、県内に広げて、県内まででも6社ということで、公平公正な入札を執行するために県内6社というところで入札をさせていただいたところですので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

善幸記念館のことで、元総理大臣の寄贈文庫については、現在町立図書館で寄贈文庫コーナーということで設置して一般に貸出しは行っているというところでございます。そのほか寄贈されたもの等については、改めて総理の親族から、また考え方、意見等も参考にしながら結論を出していこうということでございます。

○委員長（関 清貴）

5番。

○5番菊地光明委員

分かりました。今1点目の善幸文庫、図書館にあるのは分かっているし、新しい図書館がうるさいというのを指摘しておりましたが、本当にそこにいられないくらい勉強するのにとっても不便なので。新たな考え方として寄贈されたものということなのですが、実は顕彰する会で全部寄贈されていました、滝沢にあるものから東京にあるものまで。それも知らないですか。全部寄贈されて全部倉庫に入っていますよ。これは親族の方が、親族と言えば語弊ありますが、俊一先生がうちにあるもの、おやじのもの全部だからということで寄贈された経緯があるのです。そういうのがちゃんと残っています。ですから、それらを有効に活用する場合、それと一緒に町内にあるものをやったらどうかということなので、ではこれについては2年度中に検討するというところで、また再度議論する機会があるかと思っておりますので、分かりました。

それで、入札については本当は町内10社であればいいと、3社だったから県内6社にしたと。今までそうしましたか。いろんな工事も1社でもやっていたでしょう、応札がなければ。復興工事は1社

でもやっていましたよ。いつからそうなったのですか、そういうのが。答弁のそのたびごとに変わるというのは、私は納得できない。町内3社、県内が6社だからやったと。町内10社でなかったからやれなかったというのが、県内6社だからやったというのであれば、県内、県外合わせて10社以上であればよかったのではないの、10社ということを出すのであれば。公平性を保つために6社でやったというのがおかしいのです。町内に3社しかなかったので県内の6社でやったと、その6社で公平性が取れますか。やっぱり行政は公平でない駄目です。

先ほどの全員協議会で答弁があったと、それ議事録がないので、多分委員長は「そこはカットしてください」と来るのかも分からないけれども、議事録がないので、それは言いませんけれども。やはり公平性を担保するためには、ちゃんと10社が6社でやったというのもちゃんと理論が分かるようにお願いします。

○委員長（関 清貴）

1点目の善幸記念館はよくて、そうすれば運送の指名の関係ですね。

○5番菊地光明委員

公平性を。

○委員長（関 清貴）

それに関しては、佐々木財政課長補佐、お願いします。

○財政課長補佐（佐々木 満）

入札の関係についてお答えいたします。

指名競争入札であれ条件付一般競争入札であれ、それぞれおよそ何社以上で入札をするという前提の下、行っております。その際に業務の内容によって様々ございますが、町内で調達できるもの、あるいは業者さんでそろわない場合、町外も含めて範囲を広げて入札を行うもの、様々ございます。その際に当初想定している10社あるいは20社それぞれ基本的な考え方がございますけれども、その業者に足りない場合であって、さらに条件を広げるかどうかというところは、その業務それぞれ違いが出てまいります。例えば建設工事の場合であると、町内で足りない、県内で足りない場合は東北地方に範囲を広げるという場合もございますけれども、業務の性格上、町内または例えば宮古管内に広げることもございますし、それらはどの地区までで業務ができるかによって決めるということになってまいります。その際例えば県内まで広げてもどうしても10社に満たない、8社しかないとか、6社しかないとか、そういう場合はその範囲内でやるしかないということもございます。

また、先ほどお話がありました応札がなければ1社でもやっているというのもございますが、それはまずは前提として最初に入札なり執行した段階で応札がなかったという場合の次の手段として出てくるものとなっております。

以上です。

（「終わりだな」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

あと何回かということ。

（「うん」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

あと1回。5番。

○5番菊地光明委員

分かりました。分かりましたというのは、分からないことが分かりましたということです。理論的に絶対、私は納得できない。というのは、であれば、今は答弁ではコピー機とかパソコンもやったと、それ何社でやったの。物によってはコピーとか印刷、あとは掃除、何社でやったの。ちゃんと答弁にも響いてくるから。清掃業者10社もありましたか、コピー会社10社ありましたか、パソコン会社10社ありましたか。ちゃんと答弁してください。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木 満）

ただいまの点についてお答えいたします。

まず、長期継続をしている先ほど例に挙げた清掃であるとか、警備であるとか、コピーの委託であるとか、正確な資料はただいま持ち合わせておりませんが、それらに関しては10社あったか20社あったかといいますと、ないものも含まれていると思われまます。それはなぜかと申し上げますと、入札の方法、あるいは相手を決める場合には競争入札の方法と、あるいは随意契約の方法と、それぞれございまして、条件付一般競争入札、あるいは指名競争入札であれば10社以上であるとかという条件がございまして、随意契約に関してはおおむね何社以上ということにはございませぬので、競争ができるよう、できるだけ競争が働くように業者を選定するというものでありますが、そこには基準があるものと、ないものということとでございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

1番昆委員。

○1番昆 清委員

2点質問いたします。

まず1点は、介護保険関係ですが、介護保険の滞納者は何人いて、滞納金額は幾らぐらいあるのか教えていただきたいと思ひます。

もう一点は、本会議で回答を保留されました民生委員について質問いたします。私は民生委員を行っておたわけですが、当時民生委員は政治活動できないと言われてましたが、確認でございます。民生委員は政治活動できる……

（「駄目」「いい、しゃべれ」「駄目」「いいんだでば、しゃべっていいんだ」「それについては駄目」「委員長」「答弁する人がないの」「それでは次にやれ」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

そうすれば、昆委員はどのようなことで、どのようなのをお聞きしたいのか。それが果たして国の制度なのか。民生委員は国の制度で運営していますので、国の制度なのかどうか、きちんと認識した上で担当課のほうに質問するのかどうか、その辺。

あとその件に関しましては、ただいま昆議長のほうから何かできないというような、正式の回答ではないのですけれども、そういうようなことも聞かれていますので、それを考えて、それでも必要であれば取りあえず質問はしてください。あと回答のほうは、それを聞いてからの判断にしたいと思います。

○1番昆 清委員

それでは、すみません。今の質疑については取り消します。

次に行きます。これは、質問でいいかどうかちょっと確認なのですが、大浦地区の霞露嶽神社の通りの舗装はいつ頃着工見込みなのかお聞きいたします。

○委員長（関 清貴）

その件に関しましては、本来であれば款項目のほうに移った土木費のほうでの質問に類するわけですが、今回新人ということで、そのようなことで許可いたします。

佐々木補佐。

○長寿福祉課長補佐（佐々木文明）

それでは、介護保険料の滞納者数及び滞納額についてご説明いたします。

まず、令和元年度に前年度から繰り越した滞納額につきましては、滞納者76人、滞納額699万680円となっております。そのうち2月末現在になりますけれども、10名の方が完納してございまして、残りの方が滞納しているということになってございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

大浦地区の霞露嶽神社の道路の復旧工事についてですけれども、現在設計業務のほうに入っております。工事については2年度着手予定としております。

○1番昆 清委員

ありがとうございました。

○委員長（関 清貴）

1 番委員、再質問いいですか。

○1 番昆 清委員

いいです。

○委員長（関 清貴）

黒沢委員、お願いします。

○6 番黒沢一成委員

一般質問でちょっと聞き忘れたところがあったので、台風19号の被害箇所が200か所あるということで、全協のときの説明で基本3年でやるのだけれども、1年60、70か所で厳しいような話を聞いたのですけれども、町民の方から自分の身の回りの被災した部分をいつ頃やってくれるのかなという部分を聞かれることがあるのですけれども、そのときは調べますとしか答えられないのですけれども、被災箇所200か所の、それをいつ頃どこをやります、今年度はどこ、来年度はどこという大ざっぱなロードマップのようなものを町民に対して示したほうが良いと思うのですけれども、それをやっていただけるのかどうかをお願いします。

○委員長（関 清貴）

黒沢委員、これは農林水産全ての被災箇所のロードマップという質問ですね。

○6 番黒沢一成委員

全体です。200か所。

○委員長（関 清貴）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

災害復旧工事のロードマップということなのですが、まず内訳とすれば公共災に申請しているのは50件くらいで、それから単独災、維持工事でやる軽微な工事等合わせると大体260か所の工事ということで、できるものは単独災と、それから維持補修で対応できるものはずっと今対応してございます。これから公共災に上げている50か所については、これから制度的には2年の中でやらなければならないということになります。今実施設計を逐次進めているところですので、ロードマップまではちょっと難しいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（関 清貴）

ただいま建設課長が回答しましたが、それは農林水産関係全ての災害復旧を代表して建設課長が今回答したと理解していいですか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

私からは、農地の件についてお答えいたします。

農地につきましては、約100か所ほど被災しておりまして、補修するというふうに所有者の方に意向調査しながら進めていますので、補修する箇所については田植前に実施するというのを皆さん認識しているということで、特にロードマップは準備しておりません。

以上です。

○委員長（関 清貴）

水産関係は、災害復旧はないわけですね。

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

私のほうからは、水産関係についてご説明いたします。

水産関係でありますと、大浦の高台の防災公園が災害復旧となっております、工事としては来年復旧する予定としております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

そのほか、黒沢委員が聞きたい災害復旧、例えば船越小学校のプールとか……

（「委員長」「手を挙げていました」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

小原補佐。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

私から、下水道施設、前須賀中継ポンプ場が被災したことにつきまして説明いたします。

令和2年度で災害復旧する予定でございますので、ロードマップ等は考えてございません。

以上です。

○委員長（関 清貴）

2問目に行きます。黒沢さん、どうぞ。

○6番黒沢一成委員

農地とか個別に相手の方が了解している部分はいいのですけれども、道路とか河川とか、ふだん町民の方の生活の中で関わる部分については予定ができ次第というか、できたならば、いつ頃やりますというのを知らせたほうが町民の方にとっては安心できるし親切だと思いますので、検討をお願いします。

○委員長（関 清貴）

回答を求めますか。

○6番黒沢一成委員

要望です。

○委員長（関 清貴）

それでは、要望ということで、全庁的にわたりますので、どこが主管課になるのか、きちんとリーダーシップを取る主管課を決めて、このような質問があった場合に即座に答えられるような体制にすると議事進行にもなりますので、今後協力をお願いいたします。

9 番木村委員さん、どうぞ。

○9 番木村洋子委員

一般質問の中で私も不十分と思われる、コロナを含めて不十分と思われる点について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

コロナウイルスについては、日に日に状況が変わってきております。一番に町のほうが最新の情報を受けていると思いますので、そういう点について私たちはどういうふうにすればいいのかということもありますので、そこを教えてほしいと思うのです。一般質問の答弁書の中で関係機関と連携して訪問なりこういう対応していくということが書かれて、チラシとかも書かれておるのですが、この関係機関のところなのですが、その中に民生委員とかもあると思うのですが、実際に民生委員のほうにはきちっとしたチラシとかが配られて、せきエチケットとか衛生の面での留意点とかも書いていて、すごく分かりやすいなと思って見ていますので、これは一般の人たちにも応用できるのかなと思うのです。そういうことで、民生委員のほかに連携機関というのはどういうところがあって、その人、連携機関にもきちっとしたような対応を行っているのかどうかを伺いたいと思います。

次に、学校のエアコンの件なのですが、私は学習環境、勉強する環境を整えていくべきだというふうに申したのです。生徒の体調管理とか、温暖化も進んでいますので、そういう暑さに対する学習意欲の低下を防ぐために学習環境ということと言ったわけなのですが、一般質問の答弁書の中でなぜか保健室のことしか書いていないので、保健室ももちろんそうなのですが、そのほかの教室がやはり学習環境としては主だと思しますので、そのことについてどういうふうに考えているのかをお願いいたします。今のところ小学校では山田小学校だけで、豊間根と船越には入っている予定の当初予算にもありませんので、その点もお願いします。

次に、就学援助の件なのですが、震災対応の部分です。大槌の件を言いましたけれども、向こうは就学援助を全体で53%受けているということです。ですが、山田の場合はずっとこれ低い値です。三十何%だと思ったのですけれども、そういう意味では、どうしてそういうふうに低くなるのかというのがとても不思議なのです。やはり40%はあると思いますので、そこら辺の違いを生み出しているのはなぜかというところで、規定の基準が大槌と山田ではどういうふうに違うのか、そこをお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

9 番木村委員に申し上げます。個別の学校教育費等に入ってからでも予算書等に含まれていますの

で、そこでもできる質問ですが、まずエアコンは今年度の予算に入っていなかったからということですが、次の就学援助については歳入なんかでも出てきますので、その辺に関しては……。

○9 番木村洋子委員

分かりました。

○委員長（関 清貴）

それでは、2点ですね、コロナウイルスの町の対応と学校のエアコンについて。

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

コロナウイルス感染症の横の連携ということについてお答えします。

まず、庁舎内では長寿福祉課、健康子ども課、それから災害公営住宅を担当しています建築住宅課、あと復興企画課、総務課、学校教育課等がございます。

それから、外部のほうとしましては、民生委員のほかに高齢者や被災者の支援をしております社会福祉協議会の生活支援相談員等に会議の場等を通して依頼等を行っているところです。

連携機関への情報は、新しい情報が届くたびに長寿福祉課等とは連携を取っておりますし、またチラシを作った場合には今言った関係機関のほうにもお知らせしているところです。

○委員長（関 清貴）

箱山次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

それでは、私から学校のエアコンについてお話しします。

学習環境ということで話があって、いいものを求めればやはり委員がおっしゃるような環境は切りがないなと思いながら聞いているところです。まず、教育委員会としてやりたいのは、安心安全、子供たちがそうした中で活動できる場所をしっかりと整備したいということ、夏の暑いさなかに校庭でも運動があることもあります。当然冬でも外で活動すると。そうした季節に応じた環境は、子供を成長させるものだというふうに思っているところです。なので、今年の夏は暑いから学習意欲が下がるとか、そういったことについてはちょっと学校のほうからも話がないと。今の環境、こうした気温のままであれば、まず子供たちは集中して取り組むところにあるのかなと。ただし、命に関わること、そうしたときにしっかり対応できるようにということで、まず保健室のほうに整備していきたいということで答弁したつもりであります。教育長も私も学校現場のほうにも長く従事していました。教育長にあっては豊間根小学校でも勤務をしております。豊間根の環境とか、私は山田の町なかですけれども、そういうことも考えながら、まず今後様子を見ながら進めていきたいというようなこと、そのことで説明したところでよろしくお願ひします。

就学援助については、委員長、今回答えるところは回答してよろしいでしょうか。就学援助については……款のときに。

○委員長（関 清貴）

はい。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

分かりました。

以上です。

○委員長（関 清貴）

9番。

○9番木村洋子委員

コロナウイルスについてですが、最新の情報も踏まえながら、皆さんの情報認識という部分もありまして、議員も勉強したいというところもありますので、留意点のほうを要約してでもいいので、教えていただければありがたいです。

次に、エアコンのほうなのですが、一般質問の中でも述べましたけれども、宮古では……もうほとんど県内全部のところでは教室には入れるということで、次は校長室と職員室に入れるというふうになっています。公平性の部分では、全部の学校に入れるという意味なのだと思いますが、教育長に伺いますけれども、以前に私は除雪機について要望しました。特に豊間根の場合は、寒冷地で雪も多いので、今年は暖冬でそういう苦労はないのですけれども、そういう冬があります。ですから、豊間根だけでも入れるべきなのではないでしょうかという質問をしましたが、公平性という意味なのでしょうか、そういうときは全部の学校に入れなければならないという、入れるなら全部の学校にということをおっしゃいました。私はちゃんと覚えておりますが、今回のエアコンとちょっと話が食い違っているのではないかなと思うのです、公平性とかそういう面で。子供たちの教育環境を整えるという意味では、私は特に暑いところには入れてあげる、そういうふうにやっていくべきだと思うのですが、そこはどうでしょうか。

○委員長（関 清貴）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

初めの除湿機のごことは、ちょっと私のほうは記憶にございませんが、各学校では、私が勤めていた学校では、やはり除湿機が必要な場合には教室には入れておりました。そこは……

（「除雪機」と呼ぶ者あり）

○教育長（佐々木茂人）

失礼しました。除雪機のごことはちょっとあれなのですが、今エアコンの件につきましては最近暑いということで国のほうからも全国に来たわけですけれども、岩手県というところ、それから沿岸地域、そして豊間根という地域もありますが、今年の様子を見ながら、やはり命に関わるときには本当に検討していきたい、そういうふうには考えているところでございます。やっぱり子供たちにはいいとこ

ろできちんとできるようなことは私どもも考えておりますし、そして今年の様子を見ながら検討してまいりますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

9 番委員。

○9 番木村洋子委員

今の命に関わるという面では、では山田小学校、そちらのほうは命に関わるから入れるということなんでしょうか。この辺がちょっと納得がいかないし、入れるならばやはり全部に入れる。温暖化の進んでいるほかの県内の学校を見習いながらもやっていく。それも早めに、今年の夏は暑いと言われていきますので、その辺もう一度お願いします。

それと、コロナについて、やはり指導の面もありますので、私らも町民の皆さんに指導しなければならないという部分もありますので、最新の情報を踏まえながら、要約しながらでもいいので、教えていただければ幸いなので、お願いいたします。

○委員長（関 清貴）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

エアコンの件につきましては、繰り返しになりますが、本当に検討してまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○健康子ども課長（濱登新子）

コロナウイルス感染の予防の留意点についてお答えいたします。

まず、4 日以上37度5 分以上の熱があつて、さらに体がだるいとか息苦しさがある場合は帰国者・接触者相談センターのほうにまず相談をとすることは新しく変わったところで、チラシとインターネットのホームページのほうでご案内しております。また、ふだんの感染症予防としての留意点としましては、マスクがある場合、マスクの着脱時の注意点、それからアルコール消毒を効果的にするためには手が乾いた状態で擦り込むというようなことで指導しておりますし、またアルコール、マスクがない場合はせきエチケットとしましてティッシュやハンカチで口を覆う、その後は手洗いを十分にするということ、それからアルコールがない場合でも、石けん、流水の手洗いでも十分に効果があるということですので、そちらのほうをチラシにして周知しております。

○委員長（関 清貴）

9 番委員。

○9 番木村洋子委員

ありがとうございます。コロナの部分においては、保険適用になったということで、その後対応が何かしら変わったところがあるのかどうかということをお願いします。今世界中で話題になっている

のは、イタリアの校長のコロナで休んでいる学生への手紙なのです。冷静を保つこと、こんなときだからこそ散歩したり読書したり、病気に負けないでというそういう内容なのです。これは、今の日本の状況にもすごく当てはまる部分もあると思うのです。コロナで冷静を失いがちになっていますけれども、特に山田は高齢者の独り暮らし、災害公営の方々、私ここに力を入れてほしいと思うのですが、やはり不安を持たせないように声がけでお願いしたいと思うのです。そのためには、家に籠もりがちなのですが、集会とかそういうのには、もちろんイベントとかは行けないけれども、散歩とかそういうのをしないと足腰弱りますので、そうすると病気にも負けてしまうということもありまして、そういう提案を含めながら指導していただければよいなと思いますので、その点もお願いいたします。

エアコンの件ですけれども、今後考えていただけるということなのですが、当初予算に入らなかったことに関しても豊間根の住民の方、80代のおじいさんがエアコンの予算がついたかと私に質問するのです。そういうふうにお孫さんやひ孫さんの心配をしていますので、あとまた聞き捨てならないなというふうに言う方もおりますので、そこら辺を考えながら対応していただきたいと思いますので、そこをよろしくお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

そうすれば、回答は2つとも……コロナ回答ですか。

○9 番木村洋子委員

コロナウイルスのほうです。

○委員長（関 清貴）

甲斐谷課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

コロナウイルス対策について、対策本部を設置しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

この対策については、委員おっしゃるとおり日ごとに変っております。国のスタイルが段階的に進められているということであろうかと思えます。初期段階においては、今健康子ども課長からお話ししましたとおり予防ということで、マスク、手洗い等の指導をチラシ等で全戸配布しているところでございます。そのほかに関係者に情報提供しているということで、県内では現時点では罹患者がないという実態でございます。ただし、全国的に見ればかなりの人たちが罹患しているという状況の中で進められていると。その中で委員おっしゃるとおり6日からですか、保険適用になったということで、これは誰でも検査を受けられる、そういう体制になってございます。したがって、保健所経由してではなくて、希望すればその検査機関が受け入れれば検査ができる体制というふうに、日ごとに対応が変わってきているというのが現状でございます。ご承知のとおり、今国会で特措法の改正を行いまして、新型インフルエンザ特措法に多分コロナ対策が含まれるであろうと思っております。そうしますと、何が違うかといいますと、緊急事態宣言が出せる。これが出ますと、かなりな指示が

来ます。これは地域が限定されますけれども、仮に地域限定となった場合には様々な制約が出てくるというふうに考えておりますので、その時点、時点で情報を提供して指示をしたりしていく準備はしているところでございます。いずれ情報については、ホームページあるいは回覧板等のできる限りの提供をしつつ対応していきたいと考えているところでございます。

○委員長（関 清貴）

9番委員、質問追加ありますか。もしなければ……ありますか。

○9番木村洋子委員

エアコンの件なのですけれども、当初予算には入りませんでした。いつ頃にどういうふうな対応してくれるのかをお願いします。

○委員長（関 清貴）

箱山次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

まずは、エアコンが入らないのではないというところだけは確認してください。保健室に入れるのです。対応をするような体制は整えるということ。あとは教育長が話したように、まず何度のときにどんなふうに活用してとか、例えば具体的な28度が年何回あって、子供たちはそのときにどういう状況だったか、そんなことも考えながら協議をしっかりと進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（関 清貴）

4番。

○4番豊間根 信委員

1点お聞きします。

今までの各課の担当の皆様のお話を聞きました。もうちょっと連携というか、1つの事業の達成に関して、いろんな形で皆様方が持続可能、そして町民の皆様に応えることができるということに関し、そういうふうに取り組んでいられているとは思いますが、しかしながら、現状なかなか各課それぞれの情報の共有というものはどのような状況なのかちょっと分からないので、そこら辺のところを教えてくださいなと思います。

○委員長（関 清貴）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

4番委員の質問にお答えします。

各課の連携ということですが、今は時期が時期で、いろんな問題が各課に発生しております。時期的なこともあります。この間の台風のこともありますし、コロナのこともあります。様々な案件が今集中的に起きています。そういった状況を踏まえて情報の共有ということは、関係する課の会議、そ

してこれは関係する課だけでは駄目だということで臨時庁議というふうなことで共有しており、さらにこれらの情報を職員にも伝えるという場合には、中の掲示板が各職員に1台あるのです、パソコンが。その掲示板において内容をお知らせして情報の共有というもの、それから今後の進め方というものも問題によっては情報を共有しているという状況であります。

○委員長（関 清貴）

4番。

○4番豊間根 信委員

この間の一般質問のときに出た掲示板ということですね。情報共有に関しまして、当然のことながら自治体によって今日の前の対応というものが迫られてきている、その中でそのような形で連携を取っておられると。その先という部分が見える化ということで、それぞれのパソコンの中で見える化をしてということではありますが、そこに例えば当然のことながら持続可能、そして結果を出すということ、そのような部分までも含めた中でしっかりとしたやり方が多分これから先、経済の減少、職員の減少を含めた中でいろいろな効率という部分が、そして求められる資質というものがさらに上のほうを向いていくと。その中でこのからの町の対応、いわゆる計画は誰のためにやるのか、そしてそれをどのようにして持続させるか、結果をどう出すか、その結果を皆さんで共有しながらその先にさらに向かっていける体制を取っていかなければならぬ。これはもう町長をはじめ執行部の皆さんは重々心の中、胸に秘めている問題だと思いますが、そのことを町民に対してもしっかりとアピールできるような体制を取っていかなければ、いろんなお話を今聞いておりましたが、いろんな連携を取りながら、そしてそれぞれの皆さんの生きていく、そういう部分を町がいろんな形で希望を示していくのだというふうに捉えておりましたが、一つの形とした中で、昨年県のほうの説明会を釜石でやった折にSDGsということで実現可能、持続可能ということをしかりと目に見える化をしていくのだと。興味が湧いて、私もちょっと拝見いたしました。端的な部分でいきますと、今町でもそのような形では骨組みは進んでおるとは思うのですが、しっかりとした連携が我々議会にとっても見えるように、そしてより効率的にやっていくという部分が、議会側からすればなかなかよく見えぬと。そういうものも含めた中で、それは町民への責任となりますので、町のほうの今後の展開、それから成果、そういうものをどういう形で発表できるか、またしていくという気持ちがあるかということをお聞きます。

○委員長（関 清貴）

町長、どうぞ。

○町長（佐藤信逸）

施政方針の中にございましたように、今年は復興計画の最終年度ということは、これは町民広くあまねく知っていることであろうと、そう思っております。そしてまた、総合計画の最終年度ということ、このこともよく、まさしく知っておることであろうと、そう思っております。そのところを今後

の予算の中でしっかりと執行していくと、こういうこと。そしてまた、喫緊の問題としては台風19号、これについては検証委員会等ありまして、そういう中で地域の方々に、今はコロナという中で多くの方々を集めての一堂に会する集会というのは可能かどうか、今検討をしているところでございますが、一つ一つのアイテム、それなりにその会場において多くの住民の方々に周知をするという努力は常にしているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほどSDGsという話がありましたし、委員長のほうからは持続可能な町ということを最初おっしゃってございました。そういう中で大変なことだったのですが、学校の再編計画を進めることによって、そういう中から資金を捻出することによって、経費を節約することによってゼロ歳児から2歳児の部分の資金も財源も捻出すると、そういうような努力を常にしていくということ、そしてまたそれをしっかりと広報等、掲示板といたしましても、あそこにある掲示板ではなく、インターネットでのしっかりした掲示板で町内外に発信していくということで、結構見る人たちは見ているのです、ああいうものを。そういう中で、常にそういう努力は絶えず行っていきたいと、そう思っております。

○委員長（関 清貴）

4番。

○4番豊間根 信委員

今町長のほうからありましたけれども、当然のことながら見える化、そして見せる努力、そして皆さん方とのいわゆる自助、共助、公助という、これからのまちづくりに向かって共にやっていかなければならぬと、そのように思っております。

また、今言われたとおり、SDGsはじめいろんな施策する方法は、いろんな部分はあると思います。この町に合った、そして町民の方々に理解をしっかりと頂けるような体制で情報公開、そして政策を進めていくということだと思っておりますし、持続可能ということは今をどのようにして皆さん方とともに乗り切っていくかと、震災から丸9年たつて10年目を迎えようとする中でいろんな大きな転換点だと思っておりますので、職員の皆様はこれからも頑張っていただければと思っておりますし、いろんな機構改革も含めましてしっかりと課で連携を取って効率のよい行政を、そして町民の福祉の向上を願っております。よろしく申し上げます。

○委員長（関 清貴）

4番委員、回答は。

○4番豊間根 信委員

いいです。

○委員長（関 清貴）

7番山崎委員。

○7番山崎泰昌委員

私からは、二、三点お願いします。

まず1点目ですが、予算計上において災害時に新しい住民への周知方法が必要になると思うのです。震災のときとは違って、今度は国としてレベル4、レベル5というふうな警報が出ます。これを町としてはどういうふうに町民に詳しく周知するのか。これが出たのは、ちょっとまだ日にちがたっていないで、私自身もレベル5の自分の命を守りなさいというのはどういうことをすればいいのかが全然まだ理解できていないです。これをどういうふうに町民に周知するのが1点。

もう一点は、消防防災担当の職員、この人たちが津波のときみたいに活動するのか。津波が終わった後は、もう門扉閉めに行くこともしなくなったわけ。しなくなったというか、やめてもらっているわけだ。レベル4、レベル5のときの消防、分団の行動の仕方というか、考え方、これはどういうふうになっているの。

あともう一点は、広域の消防と分団の役割分担みたいなのはあるのか、そこまで踏み込んで議論しているのか。

次は、県の復興事業が本来であれば30年度で終了しなければならなかったのだけれども、もう年度末までできる、できると言って引っ張られたわけ、それによって町内各地で町の事業も影響を受けているし、町民も不便を感じているわけ。ここにあと2年、町としてどういうふうな手当てをするのか、また国県とちゃんと連携して対応策を取るのかどうか、それをお願いします。

○委員長（関 清貴）

河村室長。

○総務課危機管理室長（河村壽恵男）

まず、1番目の警戒レベル4、警戒レベル5についてご説明いたします。

住民への周知というところでありまして、このレベルが導入されたときに、本町におきましてはまず広報に掲載しまして、併せてホームページに掲載して周知しているところであります。また、自主防災等の集まりがある、そういう機会があるごとにレベルについて説明しているところであります。

そして、2点目の防災担当と消防の役割ですけれども、警戒レベル等が発表された場合、レベル4においては避難勧告、そして避難指示（緊急）という2つの勧告があるのですけれども、その場合消防においては巡回等も行いまして状況確認等を行っております。これは津波とは違いますので、活動に関しては全然問題はないと思っております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

消防防災課長。

○消防防災課長（福士 勝）

境が非常に難しい部分でありまして、まず広域と分団の役割分担ということですが、まず救急、救助に関しては消防署が担当しまして、火災に関しては消防団と消防署が協力して行っておりま

す。消防団に関しては、消防団で決めました出動分団とかありまして、その消防団の出動範囲において出動しております。また、豪雨災害におきまして、消防署と分団という立場で連絡を密にしながら情報を提供しています。

また、消防防災課としては、町の危機管理のほうからの情報を町の情報として分団のほうに2本立てで情報提供している状況です。

あと、今後は台風19号のような大雨に対して分団の安全という部分ですけれども、やはり東日本大震災の検証みたいに、今後も大雨、豪雨の検証を進めながら、活動のマニュアル、いかに安全に活動するかというのは考えていかなければならないものと思っております。

○委員長（関 清貴）

技監。

○技監（香木和義）

県の防潮堤の工程遅延に関する支援の町の協力みたいなものに関してなのですけれども、県の防潮堤に関しましては、柳沢、北浜のところは町のほうの区画整理事業のほうと関連しているということで、町と県の防潮堤、それから国土交通省の国道切替えも決まりました。このことについて定期的に調整会議を行いまして、工事調整なり工程なりについて幾らかでも早めるということで今現在も調整させてもらっているというところでございます。

あと、山田の西川のところの陸閘につきましても町のほうの区画整理事業もございましたので、そこ調整して陸閘を開ける時期についても、工事しながら開けていたので、なるべく早く開けるという話もありますし、それから北の避難のための階段について、あれについても順次やっていただけるように調整してきたところでございます。

それからあと、大浦地区につきましても町のほうの漁集の整備事業との調整もございますので、あそこにつきましましては復興庁、町、県において工程のほうの調整をさせていただいて、今は本体のほうも出来上がりまして、かなり工程としては進んでいるような形で今調整のほうを進めさせてもらっているということで、町としてはそういった関係機関と連携しながら、工程を少しでも早めるような努力を進めてまいるといふところであります。

○委員長（関 清貴）

7番委員。

○7番山崎泰昌委員

最初のほうの災害のほうなのですけれども、今からマニュアルを作るような答弁ですけれども、それはそれでよしとして、端的に聞きますけれども、レベル5で命を守る行動をなさい、こういう指示が出たときには、町とすればどういふふうにしてもらうのですか。私個人の考えだったらば、自分が安全だという場所に行って、それが自宅なら自宅でもいいですよ、そこに待機しているということかなという考えを持っているのだけれども、行政的にはどういふことなのか。また、大雨のときに巡

回するのは普通の業務だと、レベル4でも、ただレベル5になったときに、では消防団、広域が動けるのか、そこが不安なの。19号のときも実際の話、田の浜では2分団の人たちが各家を回って助けてくれたから事なきを得ましたけれども、もしもこれから出ては駄目ですよとなったときは、ちょっと悲惨なことが起きるのではないかという懸念があります。そこについてどういうふうを考えるか。

あと、県の工事のほうなのですけれども、具体的な例を言いますと日向脇の下、あそこが海からつながっていないために逃げられない人たちがいるわけです。私も相談を受けましたけれども、30年度までにはできるのだから我慢してはと言ったのですけれども、こういうふうになっているわけ。実際何かあったときには船越漁協のほうに行って、それから上がっていかなければならない。ぱっと見、鉄板でも載せれば人ぐらいは上れるのではなはいか。だったら、そのぐらいやるべきではないの。県の負担になるのか、町が便宜を図るのか分からないけれども、そのぐらやらないと防災意識を高めるというのも、ちょっと整合性がないと思うのだけれども、その辺はどうでしょう。

○委員長（関 清貴）

河村室長。

○総務課危機管理室長（河村壽恵男）

レベル5の質問にお答えします。

もともとレベル5は災害発生情報というところで、町内のどこかで災害が発生したというところから、身の回りでもし災害が発生した状況であるならば、命を守る行動を取っていただくというところから、通常であるならばもうこの時点で避難させることは不可能でありますので、自分の家の安全な場所、例えば土砂災害であるならば2階へ避難とか、俗に言われています垂直避難、そして2階のない平家建ての場合には土砂災害でない部屋のほうに移動する等の対応していただくことを考えております。

また、消防団の巡回につきましても津波と状況が違いますというので、どこで災害が起こったかが分からないというところから、消防団の巡回の中で現場での判断になると思います。その中で例えばこの地区はもう巡回することが危ないとなれば、その判断に基づいて巡回を取りやめるという形になりまして、現状ではこの地区は大丈夫だ、この地区は駄目だというところのルールづくりですか、そういうことは不可能でありますので、現場判断となります。

今回台風19号の災害というのは初めてでありまして、現在検証しているというところから、早めの避難を心がけるよう本部としても対応したいと思っております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

野口課長。

○水産商工課長（野口 伸）

私のほうからは、日向脇の対応についてですが、現場のほうをまず確認をさせていただきます。その上で対応したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（関 清貴）

7番委員。

○7番山崎泰昌委員

日向脇の件は、もう前にも話はあったはずだ。今さらというのはちょっと困るのだけれども、現場を見て対応するようにお願いします。

防災のほうです。これを今河村室長が言ったとおり、ではうちに閉じ籠もっててください、安全な場所にいてくださいよということを、まだ町民は理解していないと思うのです。それをまず周知しなければならない。

あともう一点は、本当に危険になったらば広域も分団も来られませんよと、ここまで周知しないと、これはもう今後の新しい警報システムをつくらなければならないのではないかということです。そういう予定はありますか。

○委員長（関 清貴）

河村室長。

○総務課危機管理室長（河村壽恵男）

台風19号の検証も含めまして、今後周知方法、また消防団等の巡回等についても検討していきたいと思えます。

○委員長（関 清貴）

7番。

○7番山崎泰昌委員

次は、町のほうの職員のことです。レベル4、5のときに、ほかの地域でしたけれども、避難所にいた人が業務が終わったからうちに帰っていいですよと言われて帰った途中で被災した、こうこともあったのです。町の職員としてレベル4、特にレベル5になったときは庁舎にいた人たちがうちに帰らないで安全なところに移動するのかと、そういうことまで細かく決めておかないと大変なことになると思うのだけれども、その辺はどういうふうな考えでしょうか。

○委員長（関 清貴）

河村室長。

○総務課危機管理室長（河村壽恵男）

今回の台風19号で避難所の職員が途中で帰って災害に遭ったという情報は得ておりませんので、分かりませんが、災害というもので、今回土砂災害で、津波というところを考えると、全く違うものでありまして、庁舎に職員がいたから災害に遭うというわけでもありませんし、職員が途中で帰るといっても状況によってはあるかとは思いますが、災害が起こる状況でないから取りあえず帰すという判断に基づいてやっておりますので、途中で被害が発生するというふうには考えておりません。

○委員長（関 清貴）

7番委員。

○7番山崎泰昌委員

そういう意味ではなくて、職員の安全を守るためにはどうするのだということを聞いている。だって、レベル5のときはもう安全なところになさいよということだ。それをまたどこかに移動、例えばちょっと自分のところが土砂災害ありそうだというところに行くことはないでしょう。ということ。

○委員長（関 清貴）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

お答えいたします。

今山崎委員おっしゃるとおり、レベル5の時点で職員を動かすということはないです。住民と同じように、先に住民が帰れる状態になったときに住民をお帰しして、その後で職員が帰る、あるいは職場復帰するというようなものを取っております。ただ、何回も申し上げているのですが、豪雨災害というのは本当に初めて遭った災害でして、今後もこれらの研究、検証の余地はたくさんあると思っておりますので、時間を頂きながら改善してまいりたいと思っております。

○委員長（関 清貴）

坂本委員。

○12番坂本 正委員

では、二、三質問させていただきます。

以前船越公園等を私質問した経過があるわけですが、その後どういうふうになっているのか1つ。

あと、観光協会の事務所等が今度また変わると。観光協会は震災前は駅前であって、その後鯨館ですか、その後とっととたらい回しにしているような感じがすると、私はそういうふうに思うわけですが、今回あそこの旧消防署は、半永久的にあそこでできるのかできないのか、それもお伺いしたいと思います。

それから、農業に関して伺います。今自給率40%を切っているわけですが、山田の農業をどういうふうに今後考えておるか。話をちょっと聞くに、田名部のほうから遊休農地を貸してくれないかということも聞いております。そこら辺踏まえた中で、どういうふうに考えておるか、一つ聞きたいと思えます。

それから、あと1つ、水産業共同利用施設復興整備事業、これ来年で終わるということでございますが、金銭的な面がいろいろ残っているはずですが、そこら辺は今後どういう格好で、返すのか返さないのか、そこら辺も含めてお聞きしたい。この4点。

○委員長（関 清貴）

昆係長。

○水産商工課係長（昆 省吾）

それでは、私のほうからは1点目の船越公園周辺の整備に向けての状況ということでお答えいたします。

まず、入江田沼の周辺の船越家族旅行村の地域につきましては、県のほうで整備をするということでも話が進んでおりました。その後には台風の災害がございまして、県のほうでもそれを踏まえた形でもう一度内容について検討させていただきたいということで話があって、県のほうでもだんだん形が見えてきたということで逐一情報共有しながら進めているところでございます。今後についてそれを含めた形でどのような整備を進めていくかということを決めていくという流れになってございます。よろしく申し上げます。

○委員長（関 清貴）

野口課長。

○水産商工課長（野口 伸）

2点目の観光協会の事務所について現在消防署のほうということでの希望は伺っておりました。ただ、観光協会とすれば、やっぱり町としては町の中心部にあったほうがいだろうということで、現在場所を探しております。

4点目の水産業共同利用施設についてでございますが、まず来年度で事業が完了する分については終了ということで、令和元年度においてはその最終の公募を行ったところでございます。その公募に対し申込者はなかったということで、事業費についてはこれまでは24億8,800万円が活用されております。残金が約11億になりますが、このうちの補助金の部分に関しては、補助金の9億円程度のは国のほうに返すということになります。

以上です。

○委員長（関 清貴）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

私からは、3点目の農業の振興についてお答えいたします。

現在荒川地区におきまして圃場整備を実施しております。あわせまして、田名部地区でも今後実施していきたいという動きもございます。座談会を通しては、関口、あるいは織笠のほうでも圃場整備を実施して有効利用したいというお考えをお持ちの方もいるというふう聞いておりますので、今後はそういった方々の意向を踏まえながら、農地を集積して発展していければいいなというふう考えております。

あとは、遊休農地の使い方ということで、町外から来たいという方がいらっしゃるとい情報は、

会議等で山田の気候が野菜にいいのだけれどもなというお話は聞いております。宮古管内は南北に長くて、それで一つの消費地に出すように、南から山田から宮古、岩泉というふうに生産をずらして出荷できればいいなということを行っているのも理解しているところです。町の農地を有効に利用して、そういった農業振興につながればいいなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

12番委員、ただいま昼食のため1時まで休憩して再質問は1時過ぎにお願いします。

○12番坂本 正委員

いいです。

○委員長（関 清貴）

それでは、ただいまから昼食のため休憩いたします。

午前 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○委員長（関 清貴）

会議を再開いたします。

9番委員への答弁について訂正したい旨申出がありますので、これを許可します。

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

貴重な時間、大変ありがとうございます。

午前中の木村委員への答弁の中で、国のコロナ対策として検査の保険適用、それから検査機関の拡充が進められていると申し上げました。この件については、宮古地区においてはそれぞれ病院に行くのではなくて、まずは保健所へ相談をしてくださいということで従来どおりでございますので、この点について付け加えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（関 清貴）

それでは、午前中に引き続き坂本委員の再質問を許可いたします。どうぞ。

○12番坂本 正委員

では、再質問に移らせていただきます。

先ほど船越公園、県と今協議している最中だということでございましたけれども、県ばかりではなく、私以前にも質問したのをちょっと思い出してもらいたいのですが、あずまやとか、パークゴルフとか、そういうふうな施設を再度造らないかということで私は以前に質問しております。それに関して、何もまだ返答をもらっておりません。そこら辺はどういうふうな考え方。

それから、あそこにさくら亭があったわけでございますが、さくら亭に関して前にも質問しておったのですが、それに関しても全然返答がございません。どうなっておるのですか。そこら辺を含めて

ひとつ返答していただきたいというふうに思います。

それから、観光協会、旧消防署のほうと前日も聞いたわけですが、観光協会の事務所はあそこでは駄目ではないかと、ではどこら辺を予定しておるのかと。観光協会イコール商工会、両輪で山田町を引っ張っていかなければならない、そういう観点からやっぱり町内の窓口、例えば駅周辺、観光客が来て駅から降りた、では町内の観光はどういうところがいいかと、やっぱりそこら辺、近辺でなければ意味が持てないのではないかなと思うわけですが。なので、そこら辺を含めて今後どこら辺を予定しておくかひとつ教えていただきたいと、そういうことですが。

あと、農業に関しては、山田の自給率は何%なのだと、それから言って今後農業に対してどういう支援をしていくのか、それを詳しく説明してください。

それから、復興整備事業、これを公募したと、なかったのだと。いつからいつまで、どういう格好で公募したのか、それも詳しく説明してください。

以上です。

○委員長（関 清貴）

野口課長。

○水産商工課長（野口 伸）

それでは、1点目の船越公園の関係でございます。現在県と意見交換をしながら進めてきたところでございますが、あずまや、あるいはパークゴルフ、さくら亭について、県で何とか整備していただけないかということでお願いはしたのですが、なかなかいい回答が得られない状況にあります。パークゴルフのほうについては、芝生広場的な部分で整備をすると、後にパークゴルフとして利用しやすいような形に整備するというようなところで、正式ではないのですが、内々に合意している部分でございます。

さくら亭については、もともと町で整備した建物になりますので、やはり町で整備したものは町で何とかしなさいというような形で、今後町の中で検討しなければならないというところがございます。

あと、あずまやについてはそのとおり、ガラス張りのような、前のさくら亭のようなイメージだと思うのですが、そういったあずまやを何とかということでお願いはしておりますが、簡易なあずまや的な、県のほうはそのような考えでありますので、その辺についてはまた協議を続けていきたいというところがございます。

2点目の観光協会の場所というところで、やはり観光協会については町の玄関口にあるほうがベストだろうというところで、具体的な場所についてはまだ正式に決まっていないので、申し上げられませんが、駅前あるいは国道沿いといった目立つ箇所に何とか場所を探したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

川口農林課長。

○農林課長（川口徹也）

私からは、農業のほうについてお答えいたします。

町の自給率ということですが、大変申し訳ございませんが、調査しておりませんので、こちらについては後日報告させていただきたいと思います。

それに基づいて、どういう農業の支援をするかということでございますが、現在農家の方々はハウスとか機械とか、あるいは農業改良普及センターからの情報共有で新規参入とか、こういった情報を収集しながら、今後とも農家の方々に支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

私のほうからは、復興整備事業の公募についてお答えいたします。

公募期間につきましては、平成31年3月25日から4月24日に1回目を行いまして、次に令和元年9月20日から10月21日まで公募しておりましたが、応募はありませんでした。

今後の公募ということですが、町内事業者に限らず全国から事業者を募るということですので、ホームページに掲載して公募しております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

坂本委員。

○12番坂本 正委員

ありがとうございます。それでは、後ろのほうから、農業のほうから、まず農業に関しては予算が少ないですから、そこら辺を踏まえた中で予算をあとちょっとつけていただきたい、そういうふうをお願いして、これは終了したいと思います。

それから、復興整備事業のほうなのですが、これは今後ともやるという方があったら、やりたいという方があったら、この資金は十分活用できるか再度お聞きします。

あと、観光協会の件ですが、そこら辺は極めて大事だと、やっぱり町のほうでも漁業、観光を一体化して今後進めていかなければならないものかなと思うわけでございます。この間も賞をもらって100万円頂いているようでございますが、それも皆さんで使えば微々たるお金でございます。それも併せて援助していただきたいと思いますというふうに思います。

観光協会の場所も早急に決めてもらわなければ、一時旧消防署におって、次にまたといったら、5回も6回も震災後に移転になるわけでございますから、俗に言う根がない草みたいに流されっ放しで、あちこちゆらゆらと流れているような状態、今の状態では。そこら辺はちゃんとやっていただきたい

というふうに思います。

あと、先ほどさくら亭のお話も出たのだけれども、これは復興交付金事業としてお願いしなかったわけですか。町自体でやれと言われたと。震災当時復興の関係でやれば国から金が出たものではなかったのですか、これは。そこら辺を含めて、やっぱりある程度あそこを早く整備して再開して、そして皆さんが遊べる場所、山田にあのぐらい広い場所ないですよ。そこら辺を含めた中で早急に考えて、子供さん、あと老人の方々も遊べるような施設を早めに造ってもらいたいと、以前から私これはお願いしておったわけですから、ぜひそこら辺も含めた中で早くやってもらいたいと。返答をお願いしたいのですが。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

復興整備事業についてお答えいたします。

本事業の実施に当たりましては、復興庁から最終の公募期間を令和元年9月と定められておりました。それで公募がなかった場合には、事業は完了するという示されておりました。それで令和元年9月の公募でまず応募者がなかったということで、復興庁に再度公募実施できないかというお願いはしたわけですが、復興完遂を目指している中でこれ以上の公募期間の延伸は認められないという回答でありましたので、新たな公募というのはできないということになると思います。

以上です。

○委員長（関 清貴）

野口課長。

○水産商工課長（野口 伸）

船越公園の復興交付金での対応というところで、当時瓦礫置場というか、そういう中で対応していた部分で、恐らくそこまで検討したことは今までないものというふうに認識しております。いずれ早急に整備できるような方法というのを今後も検討するということになりますが、船越旅行村のオートキャンプ場など含めて、ここは一体的に計画を立てて整備をするということが必要だというふうに認識しておりました。

○委員長（関 清貴）

坂本委員。

○12番坂本 正委員

そうすると、今お聞きした限りでは申請すれば下りたのだというふうに私は受け止めたのですが、そういうことではないのですか。やっぱり全部町のやつでも、そこら辺の施設なんか全部流されたものは建っているわけだから、申請して。そこら辺はどうなの。はっきり言ってもらわないと、取りこぼしたとか、それまで気が回らなかったとか、そういう問題ではないのか、違いますか。もう一回。

○委員長（関 清貴）

野口課長。

○水産商工課長（野口 伸）

交付金事業のメニューの中に観光施設の復旧はないということです。

○委員長（関 清貴）

坂本委員。

○12番坂本 正委員

では、災害復旧でできなかったの。そこら辺も含めて。だって、メニューになかったって、観光事業のやつは復興関係で出しても出なかったわけ。それはないと思うのだけれども。そうしたら、いろんな意味で観光のやつが出た場合、今まで直しているところもあるのではないの。それを言ったら、全部駄目だったのではなかったの、違いますか。だから、そこら辺ちゃんと調べて返答してもらわねば困ります。

○委員長（関 清貴）

野口課長。

○水産商工課長（野口 伸）

大変申し訳ございませんが、その部分に関して復興庁等を確認して、その上で回答させていただきます。

（「災害で該当しなかったのかということなの」「災害も今言っ  
たぞ」と呼ぶ者あり）

○水産商工課長（野口 伸）

災害復旧事業については、観光施設は対象にはならないということでございます。

○委員長（関 清貴）

坂本委員。今度で6問目……。

○12番坂本 正委員

分かっているから、言わなくても。

すみませんが、それではそれを調べた中で再度返答をお願いしたいと。だって、私前からさくら亭とか、そういうのを質問しておるのだもの。この件に関して話した時点で、再度出るのを覚悟してちゃんと調べておかなければならないでしょう。野口君は来たばかりで分からないだろうけれども、部下とかがちゃんとそこら辺を把握してもらわなければ、私何回も同じことを言わなければならなくなるよ、そうなれば。そこら辺をちゃんとしてください。ちゃんと勉強して、私も頭悪いけれども、勉強して、ちゃんと返答するのは返答してください。

以上で終わります。

○委員長（関 清貴）

以上をもちまして坂本委員の質問は終わりとなりますが、皆様にお願ひがあります。ご存じのように、今やっている総括審議は午前中で終わる予定でしたが、午後にも食い込んでいますので、それぞれ答弁者側も質問する側も簡潔に行って、議事進行にご協力をお願いいたします。

そのほか総括ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (関 清貴)

それでは、総括に係る質疑をこれで終わります。

次に、歳入の質疑を行います。

ここで入替えをいたしますので、1款だけですので、速やかに移動をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時17分休憩

午後 1時19分再開

○委員長 (関 清貴)

入替えが終わりましたので、会議を再開いたします。

それでは、1款町税の質疑を許します。5番委員。

○5番菊地光明委員

町税につきまして、まず18ページ。固定資産税につきまして4,000万ぐらい増になっているのですが、この伸び率、伸びた内訳と、今盛んに豊間根地区には石峠とか田名部とかに太陽光ができています。この太陽光の人たちの固定資産税はいつから始まって、どのくらい入ってくるのか、どういう積算をしているのかをお願いします。

それから、たばこ税につきましては1,300万ぐらい減になっているのですが、減になっていた要因が、いいのか悪いのかちょっと分からないですけれども、要因をお願いします。

○委員長 (関 清貴)

阿部係長。

○税務課係長 (阿部敏紀)

固定資産税の増についての内訳ですけれども、こちらにつきましては、まず家屋のほうが増になっております。土地、償却資産については横ばいというふうに見ております。

石峠、田名部地区の太陽光発電についてですけれども、いつから課税になるかということですが、こちらにつきましては事業開始のときからというふうにご考慮をしております、どのぐらいの金額かということにつきましては、申し訳ございませんが、現時点ではつかんでございません。

以上でございます。

○委員長 (関 清貴)

佐々木補佐。

○税務課長補佐（佐々木宣男）

たばこ税の減少の理由ですが、増税による値上げと健康意識の増大で購入量が減少していると思いますので、減額で見込んでいます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

菊地委員。

○5番菊地光明委員

たばこ税は分かりました。

太陽光につきましては、そもそも把握しなければならないのではないの、林地開発。農林課長は、どういう林地開発の許可したのですか。何町歩ぐらい林地開発しているもので、何町歩すれば林地が今度は宅地並みの課税になるのですか、私の考えでは。その辺はどのように捉えているのか。何町歩で宅地課税すると、大体幾らぐらいと出てくると思うのですが。

開始時期ということですが、田名部は今盛んに造っていますが、石峠のほうもまだ開始していないのかどうか。それ以外にも豊間根で何か3か所ぐらいあったような気がするのですが、それらについてお願いします。

○委員長（関 清貴）

川口課長。

○農林課長（川口徹也）

林地開発の件につきましては、岩手県が許可権者になっておりますので、現在ちょっと手元に資料がございませんので、何町歩というのは今時点ではお答えできない状況でございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

阿部係長。

○税務課係長（阿部敏紀）

委員おっしゃいました宅地並みに課税されるのかということでございますけれども、こちらにつきましては雑種地で課税になるものと判断しております。

あと、太陽光の施設につきましては、ほとんどが償却資産というふうになりまして、償却資産の申告は毎年1月1日時点で申告をしていただいて、それから課税ということになります。

土地につきましては、申し訳ございません、先ほどの回答のとおりでございます。

○委員長（関 清貴）

5番。

○5番菊地光明委員

ちょっと林地開発の許可は分からないということですが、ざっと私が見たのでは、あそこに看板が

立っているのです、田名部は約100町歩ですよ。100町歩だと固定資産であれば2,000万円以上の固定資産税が入ってくるはずなのです。私はそれで、4,000万円ぐらい多くなったのはその分かなと思ったのですが、宅地。そして、本当にいいのでしょうか、そういう太陽光の施設が出て平場になっているのが雑種地という、おかしいのではないですか。太陽光の下、宅地並みに広がっているのが雑種地の扱いなのか、木が生えていて雑種地なら分かるのだが。その太陽光の施設が、そういうのは本当に意思統一してもらわないと、雑種地だと今の林地と同じ金額ですけれども、固定資産税だと多分、100町歩やったと仮定すれば、私は少なくとも2,000万以上の固定資産税が入ってくるのではないかなと自分なりに見ながら、これでやれば入ってくるのだなと考えているのですが、雑種地の取扱いと林地の取扱いと宅地の取扱いをはっきり教えてください。

○委員長（関 清貴）

川口課長。

○農林課長（川口徹也）

先ほど面積について承知しておらないということだったのですが、大変申し訳ございません、写しで持っておりまして、田名部のほうは許可面積が50ヘクタール、50町歩、石峠のほうが開発行為の面積が17町歩です。

以上です。

○委員長（関 清貴）

阿部係長。

○税務課係長（阿部敏紀）

太陽光発電の敷地について、なぜ雑種地、こちらについて宅地ではないかというお話なのですけれども、全国的に見まして雑種地で課税するというふうになっておりまして、宮古とか釜石でもそのようになっています。

以上でございます。

○委員長（関 清貴）

そのほか質問はないでしょうか。1款の歳入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

それでは、1款町税の質疑を終わります。

次、入替えします。

暫時休憩いたします。

午後 1時26分休憩

午後 1時28分再開

○委員長（関 清貴）

それでは、再開いたします。

コロナウイルスの関係で、間隔を取って皆さん席に着くようよろしくお願いいたします。

それでは、2款地方譲与税から13款使用料及び手数料までの質疑を許します。

7番山崎委員。

○7番山崎泰昌委員

予算の概要のほうでお願いします。3ページ、6款地方消費税交付金、ここで社会保障財源分として約1億5,000万、これを計上しています。給食とか教育費とか民生費が増加しているのは分かりますけれども、どこに主眼を置いて施策を打つのか。それが1点目。

次は、消費税の増税において、この財源が出てきたわけです。今後は、当然継続的な自主財源になると思うのですけれども、これの計画的な使い道というのは。この2点。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

地方消費税交付金についてお答えします。

まず、この地方消費税交付金ですけれども、社会保障財源として交付されている分については、消費税全体の率で言うと22分の12という比率になります。これは消費税が10%でございます。そのうち国の消費税が7.8%で地方消費税が2.2%、その2.2%のうちの1.2が社会保障費財源ということになります。まず、こちらのほう説明させていただきます。

この財源なのですけれども、あらましのほうにその用途が説明されております。6ページになります。4、地方消費税引上げに伴う社会保障経費ということで、こちらについてはあらましで今回載せておりますけれども、実は主要な成果のほうにもこちらのほう決算額ベースでも載せております。もう一度ご確認いただければと思いますけれども、これについては消費税が5%に引き上げられた際に、地方の社会保障費財源としてついていたということでございまして、今回もそのぐらい上がりました。それで、その中身については、特に児童福祉費と社会保険の国保会計、介護会計のほうに充てる形としております。国のほうでは社会保障費財源として配分したもので、それをしかるべきところに充当しなさいよということに来ております。町のほうとしては特に事業費の大きいところ、ここに充当した形として公表しているということですので、特にどこに主眼を置いてという観点ではなく、あくまで社会保障費財源として使っていますよということをここで示しておりますので、その点ご理解ください。

計画的な使い道ということにつきましても、今言った話と同様の話になってしまいますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

7番。

○7 番山崎泰昌委員

今ので理解はしたのですけれども、これから長期計画とかに沿って、いろんなところに配分をするのは分かるのだけれども、来年度から給食も始まるし、ちょっと総務の委員会でも話はあったけれども、子供の、第3子、第4子のところまでも考えるべきではないのかというところ、こういうところを踏まえれば、やっぱりある程度の財源があるのだったらば計画的なことを考えてもいいのではないかと思いますのですけれども、そういう考えはないのでしょうか。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐(佐々木義之)

将来の財政運営に係る話ですので、これは非常に難しいお話でして、財源というのは年度年度の歳出の状況、これにより年度の収支で、具体的には基金のほうにどのぐらい積めるかということも大きなところになってきます。ちょっと別な話になるかと思うのですけれども、今回学校の統廃合等で、そういったところでもコストメリットが出てきている、それから交付税も令和2年度は若干伸びるものと思っております。そういったところで、その後歳出のほうでどのぐらい縮減できるかということにもなるのですけれども、いずれ従来どおり歳入歳出バランスを見ながら事業を組み立てながら年度間の調整を図っていきたく。いずれ基金というものが年度間の財源調整、バランスを図るところになりますので、基金をうまく活用しながら、あとは地方債のほうも、これ何回もしゃべっているのですけれども、交付税算入率のいいものを選ぶ形で、何とかバランスを見ていきたいということでご理解願います。

○委員長（関 清貴）

菊地委員。

○5 番菊地光明委員

二、三質問します。

まず、20ページ、森林環境譲与税1,700万、これについてはいいことなのですけれども、先日の全員協議会で2,300万と我々に説明した経緯があるのです。これ1か月ぐらい前ですけれども、議会軽視も甚だしいことでないですか。全協で説明したのはどうでもいいということでしょう。やはり全協で説明したのがこんなにも大幅に違うのであれば、何らかの訂正や何かしないと議会軽視ですよ。これはちゃんとお願いします。

2つ目は、25ページの民生費負担金、放課後児童クラブ利用料の過年度分が1,000円あるのですけれども、これ3月中に過年度分が発生するという前提で出しているものかどうか。本来であれば出でからでないと、私は出ないと思っているのですけれども、出ると確信してやっているのではないかなと思いますし、26ページの教育使用料、鯨と海の科学館の使用料が、鯨館は今閉館していて4月からだか3月から無料で開館するというのに、なぜ今年は1年そういうのをしているというのに使用料が入

るのか、詳しい内容をお願いします。

次、27ページ、総務手数料、これは戸籍から税務証明までありますが、コンビニでの取扱いは何件で幾らぐらいを予定しているのかをお願いします。

○委員長（関 清貴）

芳賀補佐。

○農林課長補佐（芳賀善一）

まず、1点目の森林環境譲与税、計上額1,700万円ということで、さきの全員協議会で2,300万を見込んでいるとお示しいたしました。こちらにつきましては、岩手県農林水産部から農林課に提供されている情報は、さきにお示しした計算様式あるいは使用数値、これが県から提供があって、我々とすればそれに基づいて認定している金額ということになってございます。

それで一方では、今回令和2年度の当初予算で1,700万円での計上ということでございますけれども、こちらについては交付のタイミングが9月と3月ということで、令和元年度の9月の実績が475万円ほどでございます。同額が3月に交付されるというところまでは確認しておりますので、令和元年度の予算額、計算資料に基づいた1,100万円に対しまして、実績ベースでは結果的に950万円程度になるということがついせんだって判明しております。このことから、令和2年度の当初予算額算定においては、財政課のほうで実績額をベースといたしまして、国の税制改革大綱に基づき2倍以内という金額にさらに0.9掛けでの見込みということで1,700万円の措置をしていると伺っております。よろしくをお願いします。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木政良）

私からは、2点目の放課後児童クラブ利用料の過年度ということでお答えいたします。

過年度分につきましては、滞納額のほうは今のところはないというところでありまして、予算書上の表記というのは予算の頭出しといいますか、そういうところを出していたところですが、滞納額のほうはないということになります。

以上です。

○委員長（関 清貴）

五十嵐補佐。

○生涯学習課長補佐（五十嵐 亮）

私のほうからは、鯨と海の科学館使用料についてお答えさせていただきたいと思います。

昨年度に発生しました台風19号により現在閉館しているこの施設になりますが、災害復旧事業を早期にできるように今後申請することになります。早期に復旧をなし得た後、再度開館をした後の使用料ということで計上させていただいております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

船越補佐。

○町民課長補佐（船越海平）

私のほうからは、総務手数料でコンビニ交付に係る部分を見込んでいるかというご質問ですが、コンビニ交付のサービスが始まったのが1月20日からということがあって、現在その推移を見守っている状況でございます。現在においては1月20日から本日まで39件の利用がありまして、この状況を見守りながら、これを予算の関係のほうに反映させていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（関 清貴）

5番。

○5番菊地光明委員

では、最初から。これは見込みでもらったのであれば、全協のときも見込みで出すべきではないのか、1か月の間にこんなに違うのは議会軽視でないのかということを知っているのです。そもそも予算だから見込みで出しましたと。全協のときは見込みでなく、このぐらい来ますと言い切ったね、あなたは。言い切ったのをこういうことしていいのかということなの。ちゃんとしなさいよ。これちょっと納得できないよ。そもそも答弁で見込みですと言うのも、言ってはならない言葉をあなたは言っているの。見込みだったら全部を見込みにしないと、都合が悪いときは見込みにして、そういうことではないのですよ。これちゃんともう一度お願いします。

放課後児童クラブについては、予算上どう考えても3月に過年度がないと分かっているなら、過年度収入、来年度あり得ないべ、予算つくっているのだったら。それでも確実に過年度ありますよというのであれば分かるけれども、ないはないにしたほうがいいと思うのですが、それでもつくりたいのであればちょっと……。

3番目の鯨と海の科学館、再開した場合と。再開するときは、1年間様子を見て指定管理者にするということでしょう、この間の答弁は。1年間様子を見て、3年度以降指定管理者にするという答弁しているでしょう。それに向けてやるのか。いつから再開して、何月から再開して175万3,000円使うのかというのが見えてこない。無料で開館しているのなら無料で1年間様子を見ましょうとかでは分かるけれども、いつから再開するのか。

あと、コンビニにつきましては、現在39件と言いますけれども、今豊間根のコンビニさんは店じまいしましたが、今後これからそれらも踏まえて、多分震災の復興が終わればコンビニさんも淘汰される可能性があるのですが、今まで何件を目標にして、どのくらい、手数料の何割ぐらいをコンビニさんをお願いしたいという考えでいるのかをまずお願いします。

○委員長（関 清貴）

芳賀補佐。

○農林課長補佐（芳賀善一）

菊地委員のご質問、ご指摘で全協時点において正確な数値を見通して提示すべきでないかということでありましたが、全くそのとおりであろうというふうに反省しております。準備不足を露呈いたしましたが、全協時点で調査、確認の上、近い数字に基づいた内容で提示すべきであったと、これに尽きるということで申し訳ございませんでした。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木政良）

放課後児童クラブ利用料の過年度分につきましては、委員おっしゃるとおりでございます。そちらは財政担当課とも協議ながら、今後の対応というのを考えてまいります。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

過年度収入ということで、財政としても何かあった場合の科目として計上させていただきましたが、委員おっしゃるとおり、ないものはないということで、そちらのほうがすきっとすると思いますので、今後そのように、ほかの科目もそうですけれども、もう少し精査して計上したいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○委員長（関 清貴）

五十嵐補佐。

○生涯学習課長補佐（五十嵐 亮）

鯨と海の科学館の使用料についてお答えします。

委員のおっしゃるとおり、指定管理へ向けて動き出すというのはそのとおりです。その前に災害復旧で復旧した後は、指定管理する前、今現在といいますか、台風で閉館になるまでやっていた業務形態のほうで指定管理者までの間はやりたいという考えで予算のほうをのせてございます。

再開館の予定日についてですけれども、前回再開館した7月の海の日を目指しているところにはなるのですが、これから国のほうへ災害復旧の申請を出すことになっております。災害査定につきましては次年度行うということで文部科学省のほうから連絡来ているので、予定よりは若干遅れているものと認識しております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

船越補佐。

○町民課長補佐（船越海平）

まずは、コンビニの減少についての影響でございますが、まずコンビニ交付の利用に関しては、町内のコンビニも含めて全国で利用できるサービスとなっておりますので、これについてはそのとおり減少とはなるのですが、全国的な観点からいえば、そこまで影響は出ないのではないかと考えております。町民課としてもコンビニ交付の普及、そして利用促進のため、ポスターの作成とか、情報の提供とかを今後進めてまいりたいと思っておりますので、具体的にどのぐらいの利用を見込むかというのは今後考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

5番。

○5番菊地光明委員

今の手数料から行きますけれども、コンビニにつきましては分かりましたが、歳出で今度は聞きたいと思いますが、コンビニ交付を増やすためには個人番号をもっと増やさないと無理だということで、それらについては歳出のほうで、今の段階は了解しておきます。

鯨と海の科学館につきましては、今年度、元年度の災害査定だと私は思ったら、来年度だということなのですが、それは遅れているということなので、これについては来年度、次年度以降にまた議論したいと思えます。

放課後児童クラブにつきましては分かりました。

森林環境譲与税については、どうしても納得がいきません。今の答弁で全協には正確な数字は出していませんでしたと。全協に正確な数字を出さないということは、全協はどうでもいいという結論になります。これは議長にお願いして……、こういう全協のときは議事録がないので、全協はいつもそうなのです。ですから、全協はどうでもいいということになるので、私はこれに対しては到底納得できません。

○委員長（関 清貴）

ちょっと待ってください。そういう全協と予算委員会との執行部側の説明が食い違ってこの予算書に載っているというのを執行部側は認めるわけですか。それを聞いてから芳賀補佐の答弁を聞きたいと思えますので。

ここで休憩いたします。

午後 1時51分休憩

午後 2時00分再開

○委員長（関 清貴）

会議を再開いたします。

それでは、執行部側の答弁を求めます。

芳賀補佐。

○農林課長補佐（芳賀善一）

それでは、菊地委員にお答えします。

全協時点での数字がいいかげんといいますか、愚弄ではないかというような質問かと思えますけれども、先ほど申し上げましたとおり、農政サイド、岩手県農林水産部から示されております森林環境譲与税に関する交付額の情報といったものでございますけれども、さきの全員協議会でお示ししている試算様式、それから用意された数値から使用するデータ、これらがセットで示されてございます。そこで農林課サイドといたしましては、この額によりどこを求められないという結論でございます。それで、この試算額のとおり見込んだ状態で先日の全員協議会でお示しさせていただいているところでございます。

加えまして、時系列的な事情という話になりますけれども、当初予算編成時期と様々なそういったタイムラグ等々もあって、1,700万円の計上は令和元年度の1,100万円がベースになっての算出というふうに、歳入部分においては財政課のほうで措置してもらっている、実績に応じて措置されている金額ということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（関 清貴）

財政課、佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

私のほうからも補足説明させていただきます。

森林環境譲与税の予算編成につきましては、この1,700万は先ほど農林課の芳賀補佐のほうからも説明ありましたけれども、12月時点での実績値が約470万程度でした。次が3月交付となります。その額をどう見るかということなのですけれども、まずここは安全を見て同額程度ということで、これを加算しますと今年度は約950万は堅いだろうと見込みました。さらに、昨年12月20日に示されましたが、地方財政対策、地方財政収支の見込みというのが国から示されます。そちらのほうでは、令和2年度は倍増するというような情報が入っていました。それで単純に倍増すれば1,900万ということにはなるのですが、ただ森林環境譲与税につきましては一般財源予算となりますので、過度に強く見込んでしまうと予算割れと、歳出のほうにまで影響してしまうということから、ここについては弾力値をかけて、さらに200万減額した1,700万を計上したという経緯でございます。その後に県のほうから2,300万というような数字が示されたのだと思いますので、その点についてはご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（関 清貴）

ご理解いただきたいということで、るる説明がございましたが、最後の……

（「3回終わった」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

そういうことで、タイミングがそれぞれあって予算……

(「そんなことはいいから、早くやれ、まあ」と呼ぶ者あり)

○委員長 (関 清貴)

ご理解していただきたいと思います。

それでは、そのほか2款から13款までの質疑ありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (関 清貴)

それでは、2款地方譲与税から13款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次は、入替えは、執行部側ありますか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

○委員長 (関 清貴)

では、少々待ちますので。

暫時休憩いたします。

午後 2時04分休憩

午後 2時05分再開

○委員長 (関 清貴)

会議を再開いたします。

14款国庫支出金及び15款県支出金の質疑を許します。

7番山崎委員。

○7番山崎泰昌委員

予算書のほうで行きます。28ページ、民生費国庫負担金のところですが、国や県の低所得者介護保険料等の増により、町民がどのぐらいの恩恵を受けるのか、ざっくりばらんに、ありていにちょっと教えてください。また、歳出ではどの科目に当たるか。

次は、29ページ、個人番号カード交付事業費補助金、これが大幅な増になっています。いつまでに完遂しようというふうなタイムスケジュールはあるのかどうか。これが1点。あとは、当町におけるの交付状況。

次は、また同じ29ページです。道路橋梁費のところなのですが、同僚委員が質問しましたが、これも、繫橋のことかなとは思っただけなのですが、これが単体なのか、複数を見込んでいるのか。

あとは、33ページ、水産物供給基盤機能保全事業費、これが前年度は800万の計上だったのだけれども、これも増額になっている。これの対象になるのは何なのか、それをお願いします。

○委員長 (関 清貴)

佐々木補佐。

○長寿福祉課長補佐 (佐々木文明)

それでは、初めに低所得者介護保険料軽減負担金についてご説明申し上げます。

当該負担金につきましては、低いほうから第1段階から第3段階に該当する被保険者になります。こちらについては、住民税が非課税の世帯の方になってございます。この方の介護保険料を引き下げるところでございまして、そちらに対する国の負担金になります。実際の積算ですけれども、令和2年度に関しましては第1段階1,305人、第2段階642人、第3段階438人を見込んで積算してございます。これにより軽減される金額につきましては、第1段階につきましては基準額に対する割合を0.35から0.3に、第2段階0.75から0.5、第3段階0.75から0.7、それぞれ軽減額が1万2,900円、1万6,100円、3,200円、それぞれ年間で軽減されるということとなっております。こちらにつきましては、国のほうが軽減幅に対しまして2分の1、県が4分の1の補助になりますけれども、これらを合わせまして、対応する歳出科目につきましては72ページ、3款1項3目老人福祉費になります。27節の介護保険特別会計繰出金に組み込まれまして、特別会計のほうに充当するということになってございます。

以上でございます。

○委員長（関 清貴）

船越補佐。

○町民課長補佐（船越海平）

私のほうからは、個人番号カード交付事業費補助金の関係でございます。まず、令和2年度の事業として戸籍のマイナンバー化のための制度に向けて、いろいろな施策を立てていくということに対して補助金が下りるといような内容でこの予算となっております。タイムスケジュール的には今年度分の事業として、今の戸籍のマイナンバー化に対応するものということで増額となっております。

そして、交付状況につきましては、2月末現在で1,917件の交付となっております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

交付金、補助金を受けて橋梁の補修工事を実施するものが全部で2橋ございます。それで、防災・安全社会資本整備交付金、こちらの交付金を受けて実施する橋梁が神明橋、そして大規模修繕改修補助事業費国庫補助金を受けて実施する橋梁が豊間根の繫橋となっております。

○委員長（関 清貴）

すみません、1つ目の橋が少し不明瞭で聞こえなかったので、もう一度お願いします。

○建設課長補佐（鳥居義光）

1つ目の橋が神明橋。

（「どこ言ってるのか分からない」「場所もしゃべってけろ、分

からねえじゃ」と呼ぶ者あり)

○委員長（関 清貴）

どこに架かっている橋か、もしあれば、質問者も分かると思うのですが。

（「答弁者も場所分かっていないんでねえ」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

豊間根地区の長内方面ということになります。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

私のほうからは、水産物供給基盤機能保全事業費補助金の大幅増の理由についてご説明いたします。

昨年度は織笠漁港の機能保全計画策定の業務委託料についての補助金ということでありましたが、令和2年度につきましてはその機能保全計画に基づいて工事に着手するという事で大幅な増となっております。

あと、令和2年度には織笠防潮堤の機能保全の計画の策定も含まれております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

7番。

○7番山崎泰昌委員

1点目は分かりました。

2点目の個人番号なのですけれども、国とすればぜひとも完遂してもらいたいというのは分かるのだけれども、当町で1,917というのはちょっと低過ぎるし、あとは具体的に住民の人たちに申請してもらうためにどういう手続を取るのか、どういうPRするのか。

あと、3点目の橋のほうなのですけれども、本会議で2年でやると言ったのだけれども、早く造ってもらいたいのは同僚委員もおっしゃっていますけれども、手法とすれば、遅くなるというのの回答が、2年をまたがなければ駄目だというような回答だったからあえて聞くのだけれども、年度をまたぐような工期を設定すれば、例えば1月1日から始まるとすると年度をまたいで6か月で終わる、そういうシステムができると思うのだけれども、そういうのができるのか。ただ普通にやっても2年はかかりますよという工事なのか。

4点目は、それで分かりました。

○委員長（関 清貴）

船越補佐。

○町民課長補佐（船越海平）

マイナンバーカード作成のPRということですが、まず現在ポスターの作成に入ろうというところで検討しております。あと同時にチラシの作成で、どこまで配布できるかも検討しながら進めてまいりたいと。同時に本庁でしか申請ができないのですけれども、これを支所でもマイナンバーカードの申請がその場でできるような体制を取って行って、どこでも申請可能な状況をつくってまいりたいと考えております。

○委員長（関 清貴）

佐藤補佐。

○建設課長補佐（佐藤哲也）

繫橋の補修の手順というか、工程なのですけれども、まず1年目に下部工の補修、2年目に上部工、高欄塗装の補修ということを計画しております。繫橋は延長も長いですし、事業費も相当かかるものですから、2か年で補修ということで計画しております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

7番。

○7番山崎泰昌委員

橋のほうは分かりました。

マイナンバーのほうは、今補佐が言ったとおり手続きがちょっと煩雑、多いから、その場でできるといことが可能であれば、そこはうまく進めてください。

終わります。

○委員長（関 清貴）

そのほか14款、15款の質疑、ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

それでは、14款国庫支出金及び15款県支出金の質疑を終わります。

入替えありますでしょうか、執行部。

（「あります」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

暫時休憩いたします。

午後 2時18分休憩

午後 2時19分再開

○委員長（関 清貴）

会議を再開いたします。

16款財産収入から21款町債までの質疑を許します。

菊地委員。

○5番菊地光明委員

私から何点か、まず37ページの総務費寄附金、ふるさと応援寄附金8,000万なのですが、これは私たちへの説明だと来年度以降は1億円以上になるというので見えたのですが、これらについての見通しと、38ページのふるさと応援基金繰入金が逆に1,300万少なくなっているのですが、計画等に甘さはあったのか、それらについてお願いします。

それから、41ページ、諸収入、ジュニア海外使節団派遣事業参加負担金あるのですが、これについて、一応参加負担金は盛っているのですが、今のコロナ対策とかそういうのを考えて、どのような検討をしているのかをお願いします。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

私のほうから、まず1点目のふるさと応援寄附金の現在の収納状況になりますけれども、現状についてご説明させていただきます。

現在の状況ですけれども、2月の末の時点で寄附件数の累計が2,688件となっております。金額につきましては5,641万3,000円となっております。これは、前年度、平成30年度の同期の実績と比べますと、率にして34.7%増、金額にして1,454万7,000円増ということになっております。

今後の3月までの見通しということになりますけれども、恐らく今年度の歳入予算8,000万には及ばないだろうという見込みを立てております。これは、予算編成時点からそういう予測はしておりましたけれども、まず8,000万という額の壁をどうしても越えたいということで、令和元年度、平成31年度の予算を、まずこの目標を完遂したいということで、今年度は8,000万を計上しました。そういった経緯がございます。今年度の実績見込みにつきましても、まだそこに届かないという見込みですので、前年度額8,000万、まずこれをまた同じ目標に掲げて計上したということがございます。

あと、繰入金のほうでございますけれども、確かに委員おっしゃったとおり1,000万ほど前年度より減ということなのですが、今ちょっと詳しいバックデータがないので、何とも申せませんが、財源調整部分としてこの基金を使わせていただいております。その中で充当先の事業によっても、ちょっとここは年度によっても増減してきますので、こちらについては前年比較できるものがあるれば後ほどご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（関 清貴）

加藤補佐。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

ジュニア関係の今後の予定ということなのですが、コロナによって今の状況を語るのは非常に難し

いというところではありますが、状況を見ながら検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

5番。

○5番菊地光明委員

ふるさと応援基金については難しいというのは分かったのですが、山田プライドに任せると心配ないという答弁もしていただいた経緯がありますので、それらについての山田プライドはどうなっているのか、ちゃんと教えてください。

2番目のやつは、後からということになりました。

ジュニアについては、今は難しいではなく、一般質問で教育次長が答弁しているように、一般質問のときは中止も含め検討するという答弁だったので、それらはどうなっているのですかということなので、教育次長が答弁しているのに対して補佐が分からないと、答弁しようとするのが無理なのです。教育次長が一般質問で答弁したのを、このように確認したいということ言えば分かるのですけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

野口課長。

○水産商工課長（野口 伸）

私からは、山田プライドについてお答えいたします。

現在山田プライドのほうでは事業者への開発支援ということで、さんりく基金を活用した補助事業のメニューの手助けをしたり、あるいは東京で行われる商談会のほうにも同行して本町の特産品を広く紹介しているというところがございます。

そして、ふるさと納税に関わる部分になりますが、今年度新規商品の開発ということで、9種類ぐらいの特産品を、これはパッケージを見直したり、新たな特産品を作ったりといったところで、そういった活動もしております。次年度以降、さらにふるさと納税が伸びるように努力をしていただくということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

箱山次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

委員ご指摘のとおりでございます。本事業は、人づくり、まちづくりの中にもしっかりと息づいているものであって、子供たちが夢とか希望を持って向かっていけるように、早期に方向性を話し合いながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

5番。

○5番菊地光明委員

ジュニアについては分かりました。

山田プライドにつきましては、来年度は伸びるだろうという期待があるのですけれども、さっき財政課長補佐は伸びる余地がないというので答弁しているのですよね。どうも答弁が違うようなので、これについては伸びることを期待して、答弁は要りません。

○委員長（関 清貴）

7番。

○7番山崎泰昌委員

予算書36ページ、財産収入、土地売払収入です。大幅減になっていますけれども、これは造成率はもう100%だと思いますけれども、あと残は何ぼあるの。それと、今回の4,000万の計上は何筆、何区画を予定しているのか。

あと、こうやって景気が少しずつ悪くなっているとは言われているけれども、現状の販売価格で適正なのかどうか。適正化委員会等々はいいいとは言うのだけれども、今後は現状に合わせて変更もあり得ると思うのだけれども、その辺はどういうふうに打つのか。

次は40ページ、貸付金元利収入、国だったか、県だったか、どっちだかちょっと忘れたのだけれども、災害援護資金、これもニュースを見ると、ちょっと滞りが出ているというふうなニュースが出ていましたけれども、こっちは間違いなのか。また、そういう状況に陥った対象者がいるのだったら猶予はできるのかどうか、その辺の柔軟性があるかどうかを聞きます。

あともう一点は、41ページ、コミュニティ助成事業助成金、これいつも出てくるのですけれども、今回はどこを対象にして、あと今後、順次、次はここ、来年度はここ、来年度はここというふうなタイムスケジュールがあるのかどうかお願いします。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○建築住宅課長補佐（佐々木政勝）

1点目の不動産の売払収入の関係でございますけれども、山田地区が2区画で1,117万8,377円で、織笠地区のほうは8区画で3,010万4,363円、合計で4,128万2,740円となっております。

あと、残区画につきましては、2月末現在になりますけれども、織笠地区が8区画、船越田の浜が6区画、山田地区が3区画、合計で20区画となっております。

販売価格につきましては、今までもこの価格で販売しておりますので、現時点ではその価格で進めたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

尾形係長。

○復興企画課係長（尾形晶子）

災害援護資金貸付金の元利収入についてお答えいたします。

現在当町における滞納者8名で、期別数で言いますと11件、滞納金額で言いますと248万4,880円の滞納額になっております。支払い猶予制度というのをごさいますて、申請によって審査をして支払い猶予をするという制度がごさいますので、こちら申請の償還及び滞納管理、電話催告ですとか、場合によっては訪問の催告を粘り強く行って回収をしていきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

河村室長。

○総務課危機管理室長（河村壽恵男）

私のほうから、3点目のコミュニティ助成事業助成金について説明いたします。

そもそもこの助成金につきましては、一般財団法人自治総合センター、俗に言われています宝くじの助成金であります。ですので、申請してからという話なのですけれども、今年度申請されているのは山田中央団地自治会、そして船越地区自治連合会の2か所が申請しております。宝くじ助成金ですので、採択されないと先に進まないというところがありまして、今後の計画についてはまず団体等から要望が上がれば進めていくという考えで、こちらのほうで来年度はどうだ、再来年はどうだという考えはありません。

以上です。

○委員長（関 清貴）

7番。

○7番山崎泰昌委員

1点目の区画の件なのですけれども、20区画残ったというのは聞いたのだけれども、造ったものの中で何割残っているのかというほうがちょっと分かりやすくいいので、できたらそっちで。

あとは、貸付金のほう、今支払い猶予対策もあるというので、そこは間違いなくそういう人たちに伝えて、うまく収納できるようにお願いします。

あと、3点目も分かりました。

数字がなかったらいいよ。

（「あります」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○建築住宅課長補佐（佐々木政勝）

遅くなりました。残区画の関係でございすけれども、区画数が388区画で、空きが20区画、パーセンテージで5%となつてございす。

以上です。

○委員長（関 清貴）

1 番。

○1 番昆 清委員

私のほうからは、歳出のほうの総務管理費の中の……

（「歳入」と呼ぶ者あり）

○1 番昆 清委員

すみません、どうも。

（「なし」「終わり」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

それでは、16款財産収入から21款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入全款の質疑を終わります。

---

○

○委員長（関 清貴）

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会とします。

午後 2時35分散会

## 令和 2 年 予 算 特 別 委 員 会 会 議 記 録 ( 第 2 日 )

開 催 議 会	令和 2 年 第 1 回 山 田 町 議 会 定 例 会		
開 催 場 所	山 田 町 中 央 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 2 階 集 会 室		
開 閉 会 日 時	開 議	令 和 2 年 3 月 1 2 日 ( 木 )	1 0 時 0 0 分
	散 会	令 和 2 年 3 月 1 2 日 ( 木 )	1 4 時 1 2 分
委 員 の 出 席 状 況			
総 委 員 数 1 3 名 の う ち 出 席 1 2 名 欠 席 1 名 ( 欠 員 0 名 )			
議 席 番 号	氏 名	出 欠	備 考
1	昆 清	出 席	
2	阿 部 吉 衛	出 席	
3	吉 川 淑 子	出 席	臨 時 委 員 長
4	豊 間 根 信	出 席	副 委 員 長
5	菊 地 光 明	出 席	
6	黒 沢 一 成	出 席	
7	山 崎 泰 昌	出 席	
8	佐 藤 克 典	出 席	
9	木 村 洋 子	出 席	
1 0	関 清 貴	出 席	委 員 長
1 1	横 田 龍 寿	出 席	
1 2	坂 本 正	出 席	
1 3	阿 部 幸 一	欠 席	
1 4	昆 暉 雄	出 席	議 長 ・ 委 員 外
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 説 明 員 佐 藤 信 逸 町 長 他 関 係 課 長 等			
会 議 の 経 過 は、 別 紙 の と お り			

令和2年 3月12日

令和2年予算特別委員会会議録

午前10時開議

午前10時00分開議

○

○委員長（関 清貴）

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は13番阿部幸一君であります。

これより直ちに本日の会議を開きます。

審議に入る前に、12番委員の質疑に対し答弁保留としたものについて答弁したい旨申出がありますので、これを許可します。

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

貴重な時間を頂きまして申し訳ございません。3月9日開催の一般会計予算総括審議の際、12番委員の質問に対し、回答を保留させていただいた観光施設の復旧に関しお答えをいたします。

なぜ復興交付金で対応しなかったのかというご質問であります。震災後船越公園及び船越家族旅行村は震災瓦礫の集積場所となり、入江田沼周辺には災害廃棄物を破砕、選別する奥村組の処理場が設置されておりました。復興計画に基づく各種事業が動き始めた時点において、入江田沼周辺では災害廃棄物の処理場が稼働しており、その後復興工事の土砂置場として使われたところであります。その間、町は県に対し、復旧に関する要望や方向性に関する問合せを行っておりましたが、沼周辺の再整備に着手できる時期が不透明であったことから、県より明確な整備方針が示されず、町としても身動きが取れなかったという実態であります。

県より、平成31年度に設計に入り、次年度に工事しますというスケジュールが示されたのは今年の2月で、再整備に対する町の意見を求められたのが今年の7月であります。町の意見としましては、パークゴルフ場、雨風をしのげ、施設内から周囲を見渡せるような休憩所、トイレ、駐車場、船越公園と往来できる橋の整備など、震災前にあった施設の整備を一体的に進めていただくようお願いしております。以降、県との協議を行ってきたところでありますが、今年の台風19号により、整備予定箇所は災害廃棄物の集積場所となったほか、県が管理するジャブジャブプールも被害を受けたことから、再整備の内容やスケジュールを再検討しなければならない状況になりましたが、町の要望に沿った整備が進められるよう、引き続き協議を続けてまいりたいと考えております。

さくら亭として使用していたレストハウスの再生について、失念したのではというご指摘もありましたが、決して失念したわけではありませぬので、ご理解いただきたいと思っております。

委員がおっしゃる休憩施設の整備については、引き続き県に対し、要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員長（関 清貴）

次に、5番委員の質疑に対する答弁について訂正したい旨申出がありますので、これを許可します。  
健康子ども課長補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木政良）

それでは、貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。3月9日に行われました一般会計予算歳入審議の際、5番委員さんからご質問のございました放課後児童クラブ利用料過年度分への答弁に対しまして、訂正をさせていただきたいと思っております。

さきの答弁では、放課後児童クラブ利用料の過年度分の滞納はありませんといったようにお答えをさせていただいたと思っておりますが、滞納がないというのは今年度、令和元年度におきまして、過年度、平成30年度以前からの滞納繰越額はないといった意味合いでお答えさせていただいたところでございます。ただ、現年度分、令和元年度分の利用料の徴収状況につきましては、改めて確認をいたしましたところ、3人ほど納付が遅れている方がいらっしゃいます。その方々につきましては、引き続き徴収事務には努めてまいります。場合によっては翌年度、令和2年度に滞納繰越となる可能性がゼロではないということから、このたびの令和2年度一般会計予算書に放課後児童クラブ利用料過年度ということで計上させていただいたということになります。

このたびは、誤解となるような答弁をしまいまして、大変申し訳ございませんでした。おわびして訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（関 清貴）

次に、5番委員の質疑に対し、答弁保留としたものについて答弁したい旨申出がありますので、これを許可します。

佐々木財政課長補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

私のほうから、貴重な時間を頂きましてありがとうございます。同じく3月9日の一般会計予算歳入審議の中で、5番委員さんよりご質問いただいて回答保留しておりましたふるさと応援基金繰入金計画等について、前年度予算からの減額理由と併せて説明させていただきます。

予算書は38ページの18款1項9目ふるさと応援基金繰入金となります。最初にですが、基金繰り入れの基本的な考え方をここで一つ説明させていただきます。基金の原資となりますふるさと応援基金、これを募集する際には寄附者の皆様から使い道をそれぞれ指定していただいておりますので、皆様のご意向、ご期待に応えるよう、早期に積極的な活用に努めております。具体的には、町独自施策各分野の事業の中から、寄附者様が指定する使い道に見合った事業を抽出した上で、それらの事業に財源

として使わせていただいております。

そして、令和2年度当初予算における対象事業数は、35事業となります。主な事業としましては、産業振興関係では漁獲物品質向上支援事業や新規出店者経営支援事業など、それから環境生活基盤部門では海を守る推進事業や、あとは公共下水道会計の繰り出しの中に含まれますけれども、下水道接続補助といったものなど、それから福祉関係では在宅福祉事業や高齢者支援事業など、それから子育て支援関係では子供のインフルエンザ予防接種費用の助成など、それから教育関係では児童生徒の英語、漢字検定に係る手数料、それから図書購入事業など、それから震災からの復興支援ではコミュニティ形成に係る費用や、それから復興さくらの丘整備事業といったものになっております。

また、繰入額の前年からの減額の主な理由についてですけれども、平成31年度当初予算においては小中学校再編に係る閉校記念事業がございます。これに対して1,400万円ほど充当しておりました。これが令和2年度は皆減されますので、このことが大きく影響してございます。

以上でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

ただいま3件の答弁保留に対する補足説明やらありましたが、内容を聞きますと前々々日ですか、月曜日の委員会のほうできちんと答えられる内容ではないかなと感じましたので、これからは落ち着いて、質問があったときにデータを持っていたら、きちんと答弁できるようにお願いしたいと思えます。審議上順番が逆になってしまうような嫌いがありますので、きちんと質問されたらそのような答えを準備して臨むようによろしくお願いしたいと思えます。これは例外中の例外だと思えますので、あまり例外中の例外を多く使わないように、質問者に対して真摯な態度で、データがありましたらきちんとそろえるようお願いいたします。

それでは、議案第19号 令和2年度山田町一般会計予算について、3月9日に引き続き審議を行います。

歳出の質疑に入ります。1款議会費については、さきに開催された全員協議会で説明があったとおりでございますので省略し、2款総務費の質疑を許します。11番。

○11番横田龍寿委員

2款総務費について2点お尋ねいたします。

1点目、54ページ、10目防災費、18節負担金補助及び交付金の防災士養成研修負担金なのですが、これは何人分でしょうか。また、役場内で何人の方が防災士の資格を保有しているか教えてください。

次に、56ページ、14目情報化推進費の14節工事請負費の中の防災行政無線戸別受信機設置工事費ですが、先日一般質問で国のほうから補助が出るか出ないか、そちらのほうによってもということでしたが、方針が決まったらば議会に諮ってから進んでいくのかどうか教えてください。

以上です。

○委員長（関 清貴）

河村室長。

○総務課危機管理室長（河村壽恵男）

私のほうから回答いたします。

まず、防災士養成研修負担金につきましては、これは2名分の負担金であります。もともとの事業は、県が主催するものでありまして、県と町でそれぞれ半分ずつ支出するという協定に基づいてやるもので、役場職員ではなくて、町内自主防災、また自治会等の中で防災関係者を募って出席させるというものであります。

そして、防災士の人数であります。ちょっと細部のところは把握しておりません。誠にすみません。私の記憶にあるのは、町内で3名でありますけれども、これは私の記憶であります。

そして、2点目の防災行政無線戸別受信機設置工事につきましては、これはさきに一般質問の答弁でありました消防庁が実施するものではありません。単独で事業をするものでありまして、聞き取りづらいというところの家屋等に設置するものであります。もう一点、復興交付金事業と補助事業のものであります。

○委員長（関 清貴）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

2点目の答弁について訂正をさせていただきます。

委員のご質問は、消防庁の100戸の貸付けが決まったときには幾らぐらいかかるのかというご質問でございますので、それについては予算計上してございませんので、補正予算計上時に説明をし議決を受けるということになろうかと思えます。

○委員長（関 清貴）

横田委員。

○11番横田龍寿委員

1点目の防災士のほうなのですが、震災があったときには各課協力して安置所とか、避難所運営をしていたと思うのですが、もう一回あれが起こるといのはちょっと考えたくないですけれども、そういうことを考えて、各課長とか各課に1人持ったらいいと考えるのですが、いかがでしょうか。そちらのほうを考えてはいかがでしょうか。

○委員長（関 清貴）

河村室長。

○総務課危機管理室長（河村壽恵男）

確かに委員おっしゃるとおり、全ての人が資格を持っていただくことによって、災害対応はかなり向上するものとは思いますが、やはり資金という面もありますし、また開催する状況において、全ての人が参加できる状況にないというところから、職員については検討しておりません。

○委員長（関 清貴）

横田委員。

○11番横田龍寿委員

2点とも分かりました。

以上です。

○委員長（関 清貴）

どなたか。9番、木村委員。

○9番木村洋子委員

54ページの委託料のセーフティタワー点検委託料の部分で、詳しい内容を教えてください。

それと、56ページの戸別受信機の部分ですが、まだ予算をとということなのですが、希望として台風の頃までにはつけてほしいというところもありますが、そこら辺は反対する人もないと思うのですけれども、予定としてどうなのでしょう。

以上です。

○委員長（関 清貴）

河村室長。

○総務課危機管理室長（河村壽恵男）

まず、1点目のセーフティタワーの定期点検の内容についてご説明します。

セーフティタワーにつきましては、役場庁舎裏側にあります緊急飲料水貯水槽というものがありまして、40トンを備蓄しております。これにつきましては、定期点検の委託料でありまして、1年に1回の外観点検、そして各装置の点検、各定期点検等のほかに、塩素剤、そして滅菌灯等の交換をしているというものであります。

2点目の戸別受信機につきましては、委員おっしゃるとおり早急に対応したいというものもありますが、これはメーカー側になるのですけれども、どうしても戸別受信機を製作することに日数を要するということと、現地調査等していくということからすると、出水期までには厳しいものがあると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○9番木村洋子委員

分かりました。

○委員長（関 清貴）

そのほか。7番山崎委員。

○7番山崎泰昌委員

52ページです。12節の委託料、この中に地域おこし協力隊、これが出ています。これは町の単独費のような感じがあるのですけれども、この戦略の決定というのは何か方向性ができているのかどうか、それを聞きます。

あともう一つは、この協力隊に任命された方の今後の待遇はどういうふうになるのか。職員と同じレベルになるのかどうか。

あともう一つは、復興応援隊、これの整合性を教えてください。

その下になりますが、地域おこし企業人受入負担金とはどういうことか。負担金ということなので、これは国か県どちらかがあっせんしてくれるのかどうか。そこについての協力隊員補助金、これについての説明をお願いします。

次は59ページです。循環バスについてです。予算とかタイムスケジュールは聞いて分かるのですが、ここの事業を行うのは、これが最初にやって、後から各地域から接続するのか、する予定だと思ってしまうのですが、分離的に最初にこれをやって、後から違う事業で持ってくるのですよというものかどうか。もしも別でも一緒でも、ほかの地域の人たちに今後この循環バスのルートにこういうふうに接続できますよというふうに周知しなかったら、ほかの地域の人たちがちょっと不公平感を持つのではないかと思うので、その辺の説明をお願いします。

あとは、61ページ、町税の嘱託員です。ここは、ちょっと件数が、結構な額があると思うので、ちょっと負担が大き過ぎるのではないかなと思います。例えば国保の嘱託員、こっちは6人で予算が440万円計上されていますけれども、なぜこのように格差があるのか。また、款が違うから難しいのかもしれませんが、これを町税の嘱託員という一くりにすれば、もっと効率がよくなるのではないか。その辺のところを教えてください。

○委員長（関 清貴）

木戸脇補佐。

○復興企画課長補佐（木戸脇大輔）

私のほうからは、1点目の地域おこし協力隊及び地域おこし企業人についてお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊の委託料についてですが、委託料の業務が2業務今回計上しておりまして、地域おこし協力隊の採用の委託料については、この一部を計上しておるところですが、現在1名任用しているところですが、残りに2名を任用したいと考えていますので、国の特別交付税の対象になりますので、その財源を生かしながら採用を進めていきたいと考えております。

それから、協力隊の今後の待遇についてですが、国の制度上は最大3年間採用、任用できるという制度になっておりますので、あと2年弱採用を継続していきたいと考えています。その後については、ご本人の意思によりますが、町内での起業をお願いしたいと考えております。

それから、地域おこし企業人受入負担金についてであります。こちらについては端的に申し上げますと、地域おこし協力隊の企業版の制度となります。3大都市圏に所在する民間企業の社員を町が受け入れて、地域の魅力向上に資する業務に取り組んでもらう国が創設した制度となっております。想定している内容としましては、オランダとの食の交流、今展開してございますけれども、その経験を基に新たな商品開発に資する民間企業の人材を受け入れたいと考えてございます。この取組に対し

て、企業側に対して負担金を支払うというものが計上した内容でございます。

それから最後に、地域おこし協力隊補助金の内容についてでございますが、協力隊はそれぞれ個々が目的を持って活動をするようになっております。今任用している協力隊員については、無人島キャンプについて取り組んでいく考えでありますので、その活動に対して町として補助金を支出するという内容になっております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

山崎補佐。

○復興企画課長補佐（山崎 智）

それでは、私のほうからは循環バスについてお答えさせていただきます。

こちらはまちなか循環バスですけれども、今般の東日本大震災に係る復旧復興工事によって、町民が住む場所、あと町民が集まる場所というところが再構築されています。特に病院や学校、あと金融機関とか、買物等の施設といったもの、そういった生活に必要な施設というのは、主に国道45号線沿い、もしくは陸中山田駅の周辺に多く立地しているという状況になっております。この復興後のまちづくりに合わせた交通網の再生の第一歩ということで、このまちなか循環バスというものを計画してございます。

こちらのまちなか循環バスを走らせるということで、先ほど申しました生活に必要な施設、病院ですとか、あと金融機関、あとスーパーやドラッグストア、そういったものへのアクセスが容易になるというような、そういった効果を見込んで計画したものでございます。ただ、確かに循環バスが通っているルートの方だけが恩恵を受ける、そこから外れる方にとってはあまりメリットがないのではないかなというような考えというのもあるかとは思いますが、現在も特に船越方面、豊間根方面等には県北バスが走っているという状況になってございます。こちらについては、現在震災特交が入っているということで、路線については充実していますけれども、国の補助についても令和2年度をめどに終了されるという予定でございますので、そうなったときにもしかすると利用が少ないというところの路線というものの見直しが入るであろうと。その場合に、そういう交通空白区が生じるというところから、そういったところに対して患者バスをコミュニティバス化するとか、そういった次の対策を講じていかなければならないというふうにも考えております。

あと、山崎委員もおっしゃったように、まずこの循環バスを走らせますと。例えば船越の方がこの循環バスを使って病院とか買物とかしたいという場合に、1度幹線バスに乗って山田駅までいらしていただいて、それから循環バスに乗り換えて、町なかで病院とかスーパーで買物をしていただくというような形になります。その際、問題になってくるのは、次は料金かと思っておりますけれども、循環バス利用は、先日の全員協議会でお話したように、1回200円ということでご説明させていただきました。目的地に行って、目的地から、また例えば山田駅に戻るとなると、1度そういう目的を果たすのに400円

かかるというような状況になります。例えば船越にお住まいの方が同じように山田病院に行きたい、あとスーパーで買物したいということで、駅前まで来て循環バスに乗り換えたとしても、その場合また循環バスに乗る分の料金が発生するのではないかというような考えもあろうかと思えますけれども、現在岩手県北バスさんのほうでは1日フリーパスを400円で実施しています。ということは、その1日フリーパスを利用することで船越から山田駅まで来て、それから循環バスを利用するというところで、同じように目的を果たすには400円で利用できるというところになりますので、その辺の不公平感というのはあまりないのではないかというふうに考えます。

ただ、今度循環バスを走らせたというときに、その利用の仕方というところについては、やっぱり町内に周知していく必要があるというふうに私たちも考えていまして、この1年間、令和2年度で実験的にやってみましょうということでご説明させていただきましたが、まずこの循環バスの利用の仕方、あとこういった方法があるというようなのを周知して、できるだけ利用していただけるようにしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（関 清貴）

箱石係長。

○税務課係長（箱石智生）

それでは、町税嘱託徴収員等報酬についてお答えさせていただきます。

まず、5名分の内訳でありますけれども、こちらは非常勤職員が2名、嘱託徴収員が3名分の報酬となっております、一般会計と国保会計でそれぞれ案分して計上しているものであります。ただし、国保会計のほうは6名と、一般会計より1名多くなっているものについてですけれども、こちらは前年度まで国保系のほうで臨時職員として計上していたものを、令和2年度については会計年度任用職員ということで、1つの科目にまとめたことによって1名多いように見えておりますけれども、中身としては前年度、令和元年度と同じ採用人数ということでご理解いただければと思います。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○町民課長補佐（佐々木克博）

私からは、嘱託徴収員等に係る費用について、一般会計と国保会計に区分して計上している理由についてご説明させていただきます。

国保税の徴収に係る経費については、県の特別調整交付金、特別交付金で交付されているところがあります。その交付条件というのが、国保会計から支出していることというのが条件になっておりますので、あえて区分して計上しているものであります。

○委員長（関 清貴）

7番山崎委員。

○7 番山崎泰昌委員

1点目のほうから行きます。委託料は2つの目的があって計上しているという、1つは採用をするための経費は分かりました。もう一点は何なのか、ちょっと聞き漏らしたので、お願いします。

あと、地域おこし企業人受入負担金、ここについてなのですけれども、端的に言えばほかの企業から出向してもらおうというふうに聞こえるのですけれども、もう少し継続性があるような施策のほうがいいと思うのですけれども、補助金が絡むから取りあえず3年やるのかどうか。

あともう一点は、最初に聞いた復興応援隊との整合性について答弁がなかったもので、そこはお願いします。

あと、路線バスのほうは、説明はもう重々聞いて分かっています。私が言いたいのは、もしも循環バスが成功したならば、今後は今まで交通網がないところもこういうふうにしますよという説明をしたほうがいいのではないですかということを知っています。そこについて。

最後の嘱託員のほうですけれども、交付税が違うからというのは分かりますけれども、それが理由で一括的に徴収ができないというふうな答えでいいのですか、そこをちょっと確認させてください。

○委員長（関 清貴）

木戸脇補佐。

○復興企画課長補佐（木戸脇大輔）

私からは、また地域おこし協力隊、地域おこし企業人についてであります。1つ目の委託料が2つの目的でもう一つは何かというご質問ですが、52ページの12節委託料で、ちょっと説明不足で申し訳なかったのですが、12節委託料で1,700万円、山田町総合戦略策定業務委託料、地域おこし協力隊員募集業務委託料、この2つを計上しているという意味合いで説明しました。申し訳ございませんでした。あくまで2つ目の地域おこし協力隊員募集業務委託料の中で、2名の隊員の採用をしていく業務になります。

もう一つ、地域おこし企業人は出向してもらってというお話ですが、委員ご指摘のとおり、企業に身分を置いたままで町のほうの業務に従事してもらおうという形態になると考えております。その後、出向していただいた後は、国の制度では最長3年まで出向可能となっておりますので、最長3年まで出向していただきたいと考えております。

最後に、復興応援隊との整合性についてでございますが、地域おこし協力隊については自分が自ら活動するというを目的に採用を考えております。具体的には、無人島のキャンプに直接関わっていただくという立場になろうと考えております。復興応援隊については、コーディネートを主に業務として考えておりますので、そこではすみ分けがされていると考えております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

川守田課長。

○復興企画課長（川守田正人）

路線バスの今後ということです。まちなか循環バスとの今後の接続というところもそのとおりなのですけれども、これまで運行をされております支線、浜川目線とか関口線、田子の木線、あとタブの木荘線、大浦線これが現在国の補助事業で、震災前よりは運行されているというところがありましたけれども、今後仮設住宅等がなくなってくると、この国の補助事業を受けられなくなるということになります。すぐすぐなくなるということは考えておりませんで、いずれこの路線は当然必要な路線ですので、町としてもいろいろな方策、例えば患者輸送バスのコミバス化とかデマンド交通の在り方等を考えて、これまで運行してきた支線と、そういう新たに運行するコミバス化との連携も考えて、うまく地域の人たちの足の確保ができればなというふうには考えているところです。

○委員長（関 清貴）

箱石係長。

○税務課係長（箱石智生）

嘱託徴収員と非常勤職員についてですけれども、こちら5名は全員税務課において勤務してもらっているものでありまして、特に一般税、国保税を分けて徴収、収納事務しているわけではなく、それぞれ一般税も国保税も関係なく、まとめて徴収、収納事務しております。予算上、5名分の報酬を一般会計と国保会計それぞれ案分して計上しているだけのものでありますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（関 清貴）

山崎委員。

○7番山崎泰昌委員

1点目のほうからお願いします。説明は分かりました。最初に言った総合戦略策定業務委託料、これについて最初のときももう少し教えてくださいと言ったのですけれども、その答弁をお願いします。

あとは、2点目は課長が言ったとおりしてもらえれば、私も地域の人たちも納得すると思いますので、その辺の周知はよろしくをお願いします。

あと、3点目は分かりました。

○委員長（関 清貴）

木戸脇補佐。

○復興企画課長補佐（木戸脇大輔）

1点目の総合戦略策定業務委託料の中身についてお答えいたします。

この業務につきましては、来年度第2期総合戦略策定を予定してございますので、コンサル会社のほうに委託をしまして、人口の推計であるとか、総合戦略の各種取組について計画をまとめていただく業務となります。

○委員長（関 清貴）

そのほか質問のほう。黒沢委員。

○6番黒沢一成委員

3点お伺いします。

1つは、48ページ、真ん中辺りの使用料及び賃借料の中の長期派遣職員用住居賃借料なのですが、2,560万円、この説明をお願いします。

次は、50ページ、役務費の真ん中辺りに旧山田病院手数料があるのですが、29万7,000円、これについても説明をお願いします。

あと1つが57ページの下のほうの海を守る推進費の中の船舶等借上料14万4,000円についての説明をお願いします。

○委員長（関 清貴）

佐藤補佐。

○総務課長補佐（佐藤篤人）

私のほうからは、長期派遣職員の住居賃借料についてご説明いたします。

これまで派遣職員につきましては、応急仮設住宅を住居として提供しておりましたが、令和2年度をもって仮設住宅は解体撤去される計画でございます。これに伴いまして、派遣職員の住居としまして、民間アパート等を借り上げて対応するものでございます。

なお、来年につきましては、震災復興特交及び特別交付税で措置されるものでございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木 満）

私からは、旧山田病院の手数料について説明いたします。

こちらは、旧山田病院の裏側と申しますか、線路側にあるトイレがでございます。そちらのくみ取り手数料を予定しております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

後藤補佐。

○町民課長補佐（後藤茂典）

私からは、3点目の海を守る推進費の船舶等借上料についてご説明いたします。

12節委託料にあります水質調査業務委託料の調査をする際に、山田湾と船越湾の調査を行っているわけですが、その際に船を借りてそこに支払っているものです。その際は、三陸やまだ漁協さんと船越湾漁協さんから船をお借りして調査をして、そこに借上料として払っているところでございます。

○委員長（関 清貴）

黒沢委員。

○6番黒沢一成委員

1つ目の賃借料なのですけれども、この仮設は令和2年度に解体予定というのは、それは前から聞いているのですけれども、解体しないで継続して使うということとはできないのでしょうか。わざわざある建物を解体して、アパートを借り入れるめどが立っているのかどうか分からないのですけれども、2,560万で何人分なのか、何部屋分になるのかはちょっと分からないですけれども、何部屋分なのかもお願いします。

あと、旧山田病院ですけれども、最近台風やら何やらで仕事が増えて、大変だと思うのですけれども、旧山田病院のこれからの使い道について少しお願いします。

あと、船舶等借上料なのですけれども、船越湾側は漁協から借りていいのですけれども、山田湾側は海童丸を利用して行うことはできないのかをお願いします。

○委員長（関 清貴）

佐藤補佐。

○総務課長補佐（佐藤篤人）

私のほうからは、派遣職員の人数、住居、部屋数についてお答えします。

東日本大震災対応分として20名、台風19号災害の復旧対応分として5名、計25名分を計上してございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

田畑補佐。

○建築住宅課長補佐（田畑作典）

私のほうからは、仮設関係の部分をお答えいたします。

仮設住宅は、令和2年度解体する予定ですが、例えば特定延長の再々延長というところまで今現在認められている入居者の方がいるわけですが、令和2年度は延長が認められる入居者が一人もいないということになっております。県、国とも協議をして、そのような延長を認められる入居者がいないところに、今派遣職員を入居させることはできませんよということと言われております。今回被災市町村でその延長が認められているのは、陸前高田が令和2年度も認められて、それ以外の市町村につきましては、対象者がいないということで延長が認められないということから、県のほうでは解体撤去を進めていくということになっているところがございます。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木 満）

私からは、旧山田病院の今後の使い道について回答いたします。

旧山田病院につきましては、今後公共施設等総合管理計画推進委員会に諮り、その中で今後の使い道等を含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

後藤補佐。

○町民課長補佐（後藤茂典）

3点目の船舶等借上料についてですが、海童丸の使用目的、位置づけ等に合致しないものと思われるので、そのような考えは持っておりませんでした。

以上です。

○委員長（関 清貴）

水産商工のほう、補足ありますか。なければ次の質問に移りますが。昆係長。

○水産商工課係長（昆 省吾）

それでは、私のほうから補足をさせていただきます。

今答弁にありましたとおり、海童丸の目的につきましては観光及び教育ということになってございます。ですので、その部分では目的に合致しないものであるというふうには考えてございます。ただ、それに加えて次年度以降は指定管理ということで、観光協会に委託する形になりますので、そちらのほうにも使用料ということであれば観光協会のほうで発生はしてくると思いますが、基本的には目的外のものと考えてございます。

○委員長（関 清貴）

黒沢委員。

○6番黒沢一成委員

まず、仮設のほうですけれども、今その理由がしゃくし定規というか、一般の感覚からすればもったいないとしか思えないのですけれども、被災者で利用する方がいなくなっても、応援で来てくれる方が利用するという需要があるわけです。需要があるのに、解体するというのはもったいないと思うのですけれども、県のほうでそう言っている、国のほうでそう言っているというのは、それはそれで分かるのですけれども、そこに対してもうちょっと強く継続して使えるようにしてほしいというのはできないのでしょうか。

あと、アパートは25部屋あるのですが、それは見通しが立っているのでしょうか。被災者がみなし仮設に入っていた方が災害公営とかに、あとあるいは新築に入ったりして、アパートが空いてきているかもしれないのですけれども、その見通しが立っているのかどうかをお願いします。

あと、山田病院もですけれども、これから検討するという話で、この再利用についてはもうかなり前から出ている話なので、いつまでも検討ではなくて、もうちょっと具体的な、一時的に具体的な話

になったこともあったのですけれども、そこからまた決めるというか、決定があやふやになっているような気がするので、もうちょっと真剣に考えてほしいと思います。

あと、海童丸の利用については目的外ということですが、それでも簡単に目的外で片づけてしまうという、役場はそういうものだと言えば、それはそれで分からないというものないですけれども、やっぱり普通の感覚から言えば使えるものは使って、使用料が発生するとは言うのですけれども、少しでも安くあげるように考えるべきだと思います。

以上です。

○委員長（関 清貴）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

仮設住宅のお話でございますが、需要があると、もったいないというご指摘であります。1つの方法としては、県から無償譲渡を受けて提供するという方法はございます。ただし、改めて無償譲渡を受けて施設を提供するといった場合は、今度は建築基準法上の定めから基礎工事をしなければならないと、最終的に概算で5,000万円程度の工事が必要となると、こういう事情がございます。最終的には、費用のことを考えると、結果的には宿舎ホテル等を提供するというほうが経費的には有意義だろうという判断もございます。

○委員長（関 清貴）

順番で、佐藤補佐、お願いします。

○総務課長補佐（佐藤篤人）

私のほうからは、アパートの借り上げの状況についてお答えします。

現在町内民間アパートを不動産業者を通してアパートの確保に努めているところでございますが、なかなか25人全員分を確保することは困難であるという見通しでございます。不足分につきましては、ホテルを借り上げて対応するというところで進めてございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

2点目の旧山田病院の利活用についてお答えします。

震災前は、旧山田病院の旧館部分を解体し、新館部分を改装して町立図書館に改装するというふうな計画でした。震災が発生したことによりその計画が一旦白紙になりました。町内の事業所等に仮設の店舗としてお貸ししていたところでございます。今回今度の3月をもって町内の事業者が全員出られるということで、今後の活用については先ほど補佐がお話ししたとおり、公共施設等で検討していくという形になっております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

後藤補佐。

○町民課長補佐（後藤茂典）

3点目の船舶等借上料についてお答えいたします。

先ほど確かに目的外使用ということでご回答しましたが、委員おっしゃるとおり、やはり効率性が考えられるということで、水産商工課とちょっと協議して決定してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（関 清貴）

それでは、そのほか。1番昆委員。

○1番昆 清委員

2点質問いたします。

まず1点は、50ページの公用車修繕料、まずこれは何台分の修繕費なのか。

それから、もう一つは、54ページの総務管理費の中の14節工事請負費、避難所トイレ改修工事費というのはどちらの場所になるのか、この2点をお聞きします。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木 満）

私から、公用車の修繕料、何台かということについてお答えいたします。

公用車の修繕料につきましては、日常的に故障があった場合にする修繕料、それからあとは車検の際に修理があって修繕するもの、それぞれございます。参考までに、公用車は71台ございますが、そのうち財政課で管理している分、それからほかの課で管理している分ございますが、こちらで管理している部分につきましては、日常的な管理については財政課で管理している分、それから車検についても同様ですけれども、財政課が所管して車検に入れて、その車の修繕料というものはここから支出をしております。

以上になります。

○委員長（関 清貴）

河村室長。

○総務課危機管理室長（河村壽恵男）

私からは2点目の避難所トイレの改修場所についてであります。現在検討しているのは大浦小学校の体育館であります。

以上です。

（「もう一度」と呼ぶ者あり）

○総務課危機管理室長（河村壽恵男）

大浦小学校の体育館です。

○1番昆 清委員

ありがとうございました。

○委員長（関 清貴）

そのほか質問ありますか。菊地委員。

○5番菊地光明委員

私からは2つ。

同僚委員が今聞いたのですけれども、50ページの公用車の修繕料105万4,000円は分かるのですけれども、恒常的な修繕料であれば、例えばその上の燃料費は300万円、わざわざ1,000円単位までのっているもので、計上の仕方として、これはこのくらいあるのだなということで、もし計上だったら100万円というか、そういうものであれば分かるのですけれども、わざわざ1,000円単位までするのが決定済みと取られても仕方ないと思うのですが、それらの計上の仕方と。

それから、57ページの船舶等借上料、これについては目的外だということを言い切ってはいけないと思います。海童丸を使うのが目的外であれば、船越湾漁協と三陸やまだ漁協から借りている船は目的外ではないのですか。あれは漁船ですか、商船ですか、観光船ですか。何をもって目的外ではないと、あなたたちはすぐ目的外、目的外としゃべる。それは相反することをまたブーメランのように帰ってくるのです。両者から借りているのは目的外ではないという確たる証拠を見せてください。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木 満）

私から、1番目の公用車の修繕料についてお答えいたします。

予算計上は105万4,000円となっております。先ほどちょっと失念しまして、台数回答忘れて大変申し訳ございませんでしたが、このうち車検に伴う修繕料として16台分を計上してございます。この車検に伴う修繕料は、過去の実績等を勘案して、参考までということで見積り、過去の実績を基に16台を掛けた形で計上しております。そのほか、定期点検に伴う修繕料は、今回車検がある16台も含めて全部で24台ございます。そちらの分も含めております。

なお、その他の修繕料というのは、一括で20万円分毎年計上しておるのですけれども、その中に含まれておまして、端数が出る関係は16台、あるいは24台の積算の上で端数が出てきた分で、ここで4,000円というような数字が出ているというふうになっております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

後藤補佐。

○町民課長補佐（後藤茂典）

2点目の船舶等借上料についてお答えいたします。

目的外ということで訂正させていただきましたけれども、こちらのほうも含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

（「答弁になっていません」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

水産商工課、補足ありませんか。この前条例が通りましたが、条例の目的等をきちんと整理して説明してもらいたいと思うのですが、そうでなければ理解されないと思います。

（「それとは関係ない。商工観光は関係ない、今の答弁は」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

もし町民課のほうの答弁でそれでよしとするなら、進行しますが、よろしいですか。

（「答弁になっていない。委員長、今のは答弁だと思っている。答弁になっていないでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

では、ここで少し打合せをしてください。

11時5分まで休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時05分再開

○委員長（関 清貴）

会議を再開します。

先ほどの5番委員からの質問に対して答弁をお願いいたします。昆係長。

○水産商工課係長（昆 省吾）

まず、私のほうからは、観光船の設置の目的のほうをお話しさせていただきたいと思います。

観光船のほうは、山田湾周辺の自然を観光、教育及びレクリエーションとして活用するというを目的に設置をしてございます。

○委員長（関 清貴）

後藤補佐。

○町民課長補佐（後藤茂典）

先ほどの答弁、すみません、再度訂正させていただきます。

今昆係長のほうからあったとおりで、海童丸のほうの使用は目的外ということで考えておりませんでした。三陸やまだ、船越湾漁協も、水質調査のときの船につきましても、そちらのほうにお願いし

ているということで、実際船をどのように使っているかというところまでは把握しておりませんでした。

○委員長（関 清貴）

5番。

○5番菊地光明委員

私は、答弁足りないのではないかなと思いますが、海童丸につきましては山田湾の教育とレクリエーションのため、海を守る推進費もそもそも水質調査の業務委託だけでなく子供さんたちの教育も兼ねてやっているはずです。私も第1回目から携わった人間としては。ですから、これはそのとおりの目的外という言葉はあまり使わないで、その当時両組合から借りてやっているのは監視船なはずです。私が知っている限り。監視船は漁の監視をする船ですから、それらについては検討して、できるだけ海童丸を使って、せつかく指定管理にしたのだから、1円でも多く観光協会にお金が入るような工夫をしてほしいなということから言っているだけで、あまり目的外とか何かというのを前面に出さないで、どうしたら山田町がよくなっていけるのかなというふうな前向きな答弁が欲しかったのですけれども、それらについてはこれ以上言ってもあれですので、納得できませんが、これで終わります。

○委員長（関 清貴）

そのほかございませんか。4番。

○4番豊間根 信委員

時間が押しているそうなので、1点だけ質問させていただきます。

54ページの10目18節、同僚委員も質問されておりましたが、防災士養成研修負担金、それから地域防災組織育成、そこのところの項目につきまして聞きます。防災士のほうは、今この沿岸線沿い市町村におきましてはかなりの人数の方々、そして役場職員の方々も、岩泉町等が代表されるように、町内に二百数十名の防災士の方がおられると先日のニュースでお聞きしました。そのぐらい防災意識を持って取り組んでいると。山田町の場合には、今回研修負担金ということで、何名の予定で計上されたのか。それから、これからどのような形で防災士を町、いわゆる民間、自助、共助、公助、いろいろな意味の中におきまして、しっかりと取り組んでいかなければならない資格なのかなと思っておりましたので、そこのところをお聞かせください。

それと、防災組織のほうなのですが、160万円計上ということで、これは今までの成果と、そしてその成果を基にして山田町の考える防災という形をどのように考えた中で、どのぐらいの件数の補助金として取られて計上されたか、その2点をお聞きします。

○委員長（関 清貴）

河村室長。

○総務課危機管理室長（河村壽恵男）

まず、1点目の防災士養成研修負担金であります、これにつきましては先ほど申しましたけれど

も、県主催の自主防災組織構成員等に対する研修等に係る負担金で、2名分を計上しているところとあります。これは、県の協定に基づきましての負担金ということになります。

もう一点の地域防災組織育成助成金につきましては、一般財団法人自治総合センター、俗に言われております宝くじの助成でありますけれども、これを山田中央団地自治会、そして船越地区自治連合会の方が申請されておまして、これは採択されましたら助成するというものであります。

そして、今後の山田町の防災ということですが、台風19号を経験してから、やっぱり行政だけではどうにもならないというところと言うまでもありませんが、自助と共助、特に自助の育成についてというところから、先ほどの防災士養成にもあるのですけれども、自主防災組織等の方々を今後養成して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

4番。

○4番豊間根 信委員

防災士のほうに関しましては、県からの補助が出た中で4万5,000円、2名ということですが、この人数含めた中で、防災組織の育成、自主防災ということですが、これはもう重要な両輪というか、関連性がありまして、防災士の方々を育成しながら地域の防災意識向上に努めると。そのためには、多分私は2名ぐらいの予定では足りないのではないかと、もっと積極的に取り組むべきではないかと。昨日の式典でもありました。ああすれば、こうすればといういろんな思いが私にも、町民の皆さん、職員の方々にも、9年目の思いというものがよみがえってまいったと思っております。いろんな経過を踏まえた中では、しっかりとした形として防災組織を町民に根づかせていくと、そういうふうな部分の積極的な姿勢が私はここに欲しかったということとあります。県から補助金が出ていてこのぐらいだったら、山田から毎年10名だったら10名ぐらいずつ町の防災士をつくる、皆さんに要請する、そしてその中でしっかりとした考え方を持った方々がそれぞれの自主防災組織の中におるという形で、山田の自主防災という形をここで作り上げていくと、そのような思いだと思ってこの予算を見ておりましたら、なかなかその思いはこの短い時間の中では伝わらないような気がします。

今後の展開につきまして、自主防災の組織という部分を町とすればこのような形で作り上げていきたいか。町民の皆さんに期待するもの、それから町の思い、そここのところが合致した中で強力な組織ができていくと、そここのところをどのように考えておられるかお聞きしたい。

○委員長（関 清貴）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

今豊間根委員のお話ですけれども、全くそのとおりであろうかと思っております。まず、ご説明いたしますが、防災士の予算については2人分、2万2,500円の2人分、同額を県は県で支出しますので、

これだけではなくて、両者が負担するというわけでございます。確かに防災士を増やすということは、自助というより共助のほうが充実されていくのかなと思っております。今各団地とか自治会をつくるという、その中で防災部というようなものがつくられているようでございますので、防災部、あるいは1防災組織を育成していくと、これも全くそのとおりでございますので、行政では賄え切れない部分を共助の部分で補っていくと。これらが町長の施政方針にもございましたとおり、町の方針であります。できればずっと続けていくわけなのですが、ハード整備も終わりますので、次はソフトということで、委員おっしゃるとおり町民の皆様力を借りながら防災を進めていきたいと。必要に応じて予算については財政当局と協議をしながら、増やせるものであれば増やしていきたいと、そう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（関 清貴）

4番。

○4番豊間根 信委員

防災士のほう、県負担ということ、私が全部補助という形でお話ししたがそれについて分かった上で、町と県ですと、そういうことでもあります。総務課長の答弁のとおり。ただ、1つ違うのは、町民の皆様のお力をお借りしてではなくて、共に、一緒に思いを持って取り組んでいきたいと思います。

あと、人数等は、そのときいろんな形で応募者が多ければしっかりと皆さんにそのような知識、それから考え方も向上させていくということでの思いというものは受け取りました。ありがとうございます。

○委員長（関 清貴）

それでは、そのほか2款の総務費のほう質疑ありましたら。もしなければ質疑を終わりたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

それでは、2款総務費の質疑を終わります。

入替え等ありますか。

それでは、審議を再開いたします。

3款民生費及び4款衛生費の質疑を許します。7番。

○7番山崎泰昌委員

ちょっとくどいように申し訳ないのだけれども、72ページ、福祉バスの関係です。来年度で終わりというような説明は聞いていますけれども、今までの答弁だと代替を考えているというふうに聞こえますけれども、そこは間違いはないのか。これは、すみません、確認です。

あと次が76ページ、5目の18節の地域子育て支援拠点事業補助金、これはもう毎年度のついているの

ですけれども、これが対象となる施設数と事業内容、単に運営の補助なのか、それとも何か施策を持っているのかどうか。

あとは、4款に全部係っていくのですけれども、町で実施している健康診断、これがどのぐらいのパーセントで通知出した人が受けているのか、それをお願いします。

○委員長（関 清貴）

大川補佐。

○長寿福祉課長補佐（大川修一）

私からは、1点目の福祉バスについてお答えいたします。

福祉バスについては、目的が町民、特に高齢者の社会参画の促進及び利便性の向上を図ることを目的としたバスを運行しているところでございます。平成29年度から自前でバスを保有しているのではなくて、民間会社のほうにバスの運行自体を委託しているものでございます。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木政良）

それでは、2点目の地域子育て支援拠点事業補助金についてお答えいたします。

こちら、補助対象となっている施設は織笠保育園でございます。内容につきましては、家庭とか地域で子育て中の保護者さんの孤立感とか負担感というもの、この増大の軽減に対応するために皆さんで集まっていただいて、そういった同じ悩みを抱えている保護者さん、それから親子で集まっていただいて交流の促進であったり、あとは保育士のほうへの育児相談といったところを行っている事業でございます。こちらのほうにつきましては、補助金という形で三心会さんのほうにお出しして、事業を進めていただいているというところでございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

先ほど大川補佐の回答で、質問者は福祉バスの代替はあるかどうかという質問に対して、先ほどの回答だとなっていないようなのですが、現状の運行体制を述べていたようなので、代替があり得るかどうかというのをお答えください。

○長寿福祉課長補佐（大川修一）

答弁に補足してお答えいたします。

今現在については、バスそのものを借り上げているという運行形態になっておりましたので、そのままそれは継続ということで、代替というのは考えておりません。

以上です。

○委員長（関 清貴）

次は、健康診断の受診率、3点目。佐々木係長。

○健康子ども課係長（佐々木文恵）

私のほうからは、検診の受診率ということなのですが、今現在把握しているものとしましては、がん検診の受診者数ということで把握しておりますので、その部分で答えさせていただきたいと思います。

まず、がん検診なのですが、胃がん検診につきましては625人、肺がん検診につきましては798人、大腸がん検診については1,181人、乳がん検診が544人、子宮頸がん検診は475人、前立腺がん検診は645人、肝胆腎検診が944人となっております。

○委員長（関 清貴）

何人に通知を出して、結局受診率はどれぐらいかという質問なので。資料ありますか。

（「資料ないなら後だ」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

受診率につきましてですが、何人に通知を出してというのは今ございませんが、受診率につきましては……

（「後でやれ」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

後日また再度説明いたしますか、資料がそろった時点で。

では、7番委員どうぞ。

○7番山崎泰昌委員

1点目は分かりました。

3点目は、ただ町として通知して、何%ぐらいが受けて何%が受けていないかというのを聞いたかっただけ。要は、周りでも人間ドックを個人的に受けて、町のは受けないという人も結構いますので、その辺のところは今後検討課題かなというので、質問しました。それだけです。

2点目、今子育て支援のほうに力を入れているのですけれども、具体的なことを聞きますけれども、町外の方が里帰りして、間隔的にはマンスリーとかウイークリーとか、そういうので受け入れる体制とかというのはあるのですか。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木政良）

町外の方の受入れというところがございますが、特に町外の方用ということでは用意してはございません。ただ、子供さんの情報というのは、こちらの子育て世代包括支援センターのほうに情報が入ってまいります。その方々の情報を受けて、そういったような支援、お子さんの年齢だったり、お母

さん、保護者さんの状況であつたりというところは確認しております。また、里帰りしていましたがその方がいらっしゃる住所地から、例えばこのような定期の健診を受けてください、受けさせてくださいといったような通知も参ります。そういったところから、そういった方々への町でできる支援というところはしているところでございます。

○委員長（関 清貴）

7番。

○7番山崎泰昌委員

健診の通知の仕方というのは私も知っていますけれども、私が言っているのは、2人、3人目の子供を産んで、年が離れている、どうしてもお母さんが実家へ連れてこなければならぬと、そうなったときに頼めば施設で対処できるのかどうか、それを聞いている。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木政良）

お子さんの内容にもよるところであります。保育施設のほうで一時預かり事業というところを実施してございます。こちらのほうで、受入れというところは可能であるかなというふうには考えております。

○委員長（関 清貴）

濱登課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

大変失礼いたしました。がん検診の受診率につきまして、胃がん検診は平成29年度16.2%、肺がん20.3%、大腸がん28.7%、乳がん検診22.7%、子宮がん検診15.2%ということで、15%から25%ぐらいの間を推移しているものです。

○委員長（関 清貴）

そのほか民生費及び衛生費の質疑がありましたらどうぞ。9番。

○9番木村洋子委員

72ページの社会福祉費の12節委託料の部分なのですが、緊急通報体制等整備事業委託料の部分で、人数的なものも含めて詳しくお願いいたします。

それと、もう一つは、76ページの一番下のところ。社会福祉費、6目の報酬のところなのですが、放課後児童クラブ支援員の報酬と支援員補助員の報酬の部分ですが、コロナのほうの対応もあつて学校が休校になりましたけれども、それによって人員を急に増やすということもできませんけれども、そこら辺どういうふうに人員のやりくりをしているのかと、そこら辺を詳しくお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

大川補佐。

○長寿福祉課長補佐（大川修一）

私からは、1点目の緊急通報体制整備事業についてお答えをいたします。

こちらについては、おおむね65歳以上の独り暮らし高齢者世帯等で、日常生活に支援を要する方へ緊急通報装置を貸与しているものでございます。具体的には、電話回線を使いまして、何かあったらボタンを押してコールセンターにつながるような仕組みとなっております。現在利用者については、3名ほど利用しているところでございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木政良）

私のほうから、2点目の放課後児童クラブの新型コロナウイルスによる人員の確保のところでお答えをさせていただきます。

今のところは、今いらっしゃる支援員、全部で20人いらっしゃるのですが、その方々にはご協力をいただいているところであります。2施設、轟木児童館放課後児童クラブと、あと船越小学校放課後児童クラブにつきましては、今いらっしゃる支援員ではちょっと足りないというところから、轟木児童館では日々雇用者さんを1人、それから船越小学校放課後児童クラブでは日々雇用者さん3人をお願いして対応しているというところでございます。

○委員長（関 清貴）

9番委員。

○9番木村洋子委員

先ほどの緊急システムのほうですけれども、利用が3名というところですが、それは災害公営住宅が3名なのでしょうか。それと、実績のほうをお願いいたします。

放課後児童クラブのほうは分かりました。

○委員長（関 清貴）

大川補佐。

○長寿福祉課長補佐（大川修一）

私のほうから、緊急通報の詳細についてお答えいたします。

利用者の内訳でございますけれども、2名の方については山田中央団地の方ということになります。もう一人の方は、在宅の方ということでございます。

○委員長（関 清貴）

9番委員。

○9番木村洋子委員

利用の実績のほうはあるのかどうか教えてください。

○委員長（関 清貴）

大川補佐。

○長寿福祉課長補佐（大川修一）

利用実績についてでございますけれども、緊急的に何かあってその装置が発動したという実績はございません。ただ、定期的にコールセンターのほうから近況についてのそういった問合せ等が増えたことでは、利用はされているというふうになります。

以上です。

○委員長（関 清貴）

そのほか質問ありますでしょうか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

それでは、3款民生費及び4款衛生費の質疑を終わります。

入替えがありますので、休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時34分再開

○委員長（関 清貴）

それでは、審議を再開いたします。

5款労働費から7款商工費までの質疑を許します。黒沢委員。

○6番黒沢一成委員

1点だけお伺いします。

103ページです。真ん中のちょっと下の旅行村管理費の中の家族旅行村作業員報酬9名分があるので、すけれども、どのような作業をするのか内容をお願いします。

○委員長（関 清貴）

昆係長。

○水産商工課係長（昆 省吾）

それでは、私のほうからは家族旅行村作業員報酬の内容につきまして説明をいたします。

まず、家族旅行村ケビンハウスの清掃の作業員の方々の報酬と、あとは家族旅行村内の草刈りだとか、ごみ拾いだとか、環境整備の作業をされる方の報酬をこちらに計上しております。よろしくお願ひします。

○委員長（関 清貴）

黒沢委員。

○6番黒沢一成委員

ケビンハウスの清掃は、以前は別のところに入っていたと思うのですが、それがこの作業員

の中に入ってきているのか、それが1つ。

それと、9人分ということで、今までは多分334万円もかかっていなかったように思うのですけれども、それが増えたように感じるのですけれども、増えたのかどうか。

あと、ジャブジャブプールがかなりひどい状況になって、それをきれいに片づけなければならないと思うのですけれども、その分はまた別個なのをお願いします。

○委員長（関 清貴）

昆係長。

○水産商工課係長（昆 省吾）

それでは、お答えをいたします。

まず、予算、今まではそれぞれ別ではなかったかというところでございますが、こちらのほうは次年度からの会計年度任用職員の制度の変更に伴いまして、こちらのほうにまとめて計上させていただいているものでございます。

それとあわせまして、あと予算のほうなのですけれども、そちら前年版でも総額と比べますと、全体で34万7,000円の減額となっております。

あとは、ジャブジャブプールの台風19号後の片づけ等につきましては、あちらのジャブジャブプールのほうは県の管理の施設になってございましたので、そちらで今流木と土砂等の撤去の工事が入っております。

以上であります。

○委員長（関 清貴）

そのほかありますか、質疑。5番。

○5番菊地光明委員

私から、3つお願いします。

基本的なことなのですが、1つ確認ですが、観光コーディネーターについての計上場所が分からないので、それを教えてください。

それから、もう一つは、89ページ、これについて健康増進センター管理人報償費、農業構造改善センター管理人報償費につきまして、財政課長から基本的な考えをお聞きしたいと思います。実は、私は今回の予算について、議会で総務課長が盛んに非常勤の職員とか、働き方改革で変わったということで条例が変わったのですが、この管理人報酬につきましてはもう10年以上毎年同じなのです。84万円。これは、今回変わるのではないかなという期待を持っていたのですけれども、基本的な財政課の考えとして、多分これは計算式があってやっているものだと思うのですが、何十年も変わらない計算式はどのような計算式だったのか、基本的なことをお伺いします。

それから、91ページ、畜産振興費の負担金の中で、宮古地区広域行政組合の屠畜の負担金が2,000円あるのですけれども、ずっとこうなののですけれども、これいつまで続くのかもお願いします。

○委員長（関 清貴）

昆係長。

○水産商工課係長（昆 省吾）

それでは、私のほうから1点目の観光コーディネーターの予算の計上の場所についてということでお答えをいたします。

観光コーディネーターは、やまだ復興応援隊ということでございまして、ページ数で申し上げますと、48ページの総務費になります。そちらの委託料の中の一番下になります。やまだ復興コーディネート業務委託料という形で載ってございまして、こちらのほうに復興コーディネーター等の報酬を業務として委託をするという形で計上をしております。

以上でございます。

○委員長（関 清貴）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

それでは、私のほうから管理人報酬の基本的な考え方、この件についてお答えします。

これらにつきましては、集会施設の管理人報酬となるわけです。今回は農林水産業費の中にある科目にもあるし、違う科目にも管理人の報酬がございまして。集会施設の中には、地域に管理人をお願いしていて無償でお願いしている部分と、月額報酬をお支払いして管理をお願いしている部分がございますが、これらにつきましてはおおよそ月額7万円ということで、金額については私の知る限り10年くらい動いていないのかなと感じております。その金額につきましては、前年度並みということで計上はしておりますが、額等についてはちょっと内部でも検討の必要がある場合は検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

ただいまの財政課長の説明のほうに少し修正というか、説明を補足させていただきます。

今回の健康増進センター及び農業構造改善センターの管理人さんにお支払いしているのは、報酬ではなくて、あくまで謝礼金として払っていると。そのため、7節報償費ということでございますので、その点だけ付け加えさせていただきます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

小成係長。

○農林課係長（小成勝也）

それでは、3点目の屠畜の負担金についてお答えさせていただきます。

屠畜の施設として使っていた施設ですが、解体にも多額の費用がかかるということで、解体時期については未定というふうに伺っております。そのために、保険料としてお支払いしている2,000円ですが、いづまで払うのかというのは現時点では未定となっております。

以上です。

(「金額が、何の保険料だか分かればいい」と呼ぶ者あり)

○農林課係長(小成勝也)

建物の保険料として支払っているものを負担しているというふうには伺っております。

○委員長(関 清貴)

菊地委員。

○5番菊地光明委員

観光コーディネーターについては分かりました。

屠畜についても分かりました。

私は、管理人の7万円程度という、その根拠が分かりたい。というのは、これ次に水産も社教もいっぱい出てきますけれども、財政課長も10年と言いましたけれども、私の記憶でも15年以上は、その当時は財政課からこういう計算式ですよと、各課にちゃんとこの計算式でやりますというのが提示されて、現在まで来ているのです。今回は、働き方改革で非常勤の人たちも上がるのだから、私はその当時の計算式がどういう、財政課では持っていると思いますが、これでやった場合上がるのか下がるのか、私は今の改革、検討、課題では、幾らかでも上がるのではないかなと思ったので、その基本的な考えを教えてほしいということです。

○委員長(関 清貴)

財政課長。

○財政課長(古舘 隆)

具体的な額の根拠については、ちょっと申し訳ございません、今手元に資料がございません。委員おっしゃるとおり、十何年前の金額になりますので、今回の制度改革に併せこれをどうしたらよかったのかということなのですが、正直管理人報酬につきましては、場所にもよりますが、利用が多いところ、少ないところ、そこら辺を一定の金額で定めておりますので、それらを見直す場合は全集会施設の在り方、管理人の在り方、そこまで踏まえて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長(関 清貴)

菊地委員。

○5番菊地光明委員

分かりました。そうであれば、集会所につきましても検討、今回の働き方改革で非常勤とか臨時の

人たちは正職員の方々と同じように上がったので、管理人の方々は人数が多いから少ないからと言ったって、管理するところは大変なので、それらの見直しについても検討するという事なので、了解しました。

○委員長（関 清貴）

そのほかありますか。7番委員。

○7番山崎泰昌委員

91ページです。畜産振興費についてです。今農業に関していろんな助成が出てきていますけれども、以前町としても畜産にはある程度力入れてきました。それに付随して堆肥センターも造ったわけ。現状の農家の状況と、堆肥センターは今どういうふうになっているか。

次が92ページです。14節の工事請負費、山林作業道等維持補修工事費、ここなのですけれども、大きい被害を受けて1,000万円しか計上になっていないのだけれども、これは今年度は補正は出てくるのだらうけれども、取りあえずここをやって、あとは補正で対応していくということなのかどうかの説明をお願いします。

あとは、次は96ページ、12節の委託料、水産加工品販売促進支援事業委託料、これは減になっていますけれども、ある程度成果が出たので、規模を縮小したのか。

同じく96ページの18節、漁獲物品質向上支援事業費補助金、これについては使用目的と、どこが対象なのかをお願いします。

同じ18節なのですけれども、アワビ放流事業は、ここに明記してあるのですけれども、三陸やまだにある程度委託しているというアサリ、これにも力を入れているという答弁ですけれども、これはどこに計上されているか。

100ページ、18節の負担金、地域基幹産業人材確保支援事業費補助金、これは歳入の中小企業被災資産復旧事業費補助金に該当するかどうか、ちょっと教えてください。

以上です。

○委員長（関 清貴）

小成係長。

○農林課係長（小成勝也）

私のほうからは、堆肥センターの状況と農家ということについてお答えします。

現在堆肥センターにふん尿というか、ふんを納入している農家さんというのは、今6農家おります。堆肥センターですが、今年度の台風19号の後の堆肥の販売額の減少もありまして、経常利益として今年度赤字を出しております。今後農家の数が増える見込みというのは多くはないというふうに考えておりますので、堆肥センターの経営状況等についても注視しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

芳賀補佐。

○農林課長補佐（芳賀善一）

それでは、2点目の工事請負費1,000万円についてお答えいたしたいと思います。

こちらは、いわゆる森林環境譲与税を財源とした森林環境譲与税活用事業の中での事業としてこちらに充当予定でございますが、せんだっての歳入の関係もありまして、2倍になるということで、年度途中での補正対応もあり得るということになります。

以上でございます。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

私のほうからは、3点目、水産加工品販売促進支援事業委託料についてお答えいたします。

この事業は、町内水産加工業者と県内外の食品関連バイヤーとの交流の機会を提供するというところで、町にバイヤーを招いて商談会を開催するという委託料になります。そこで、元年度につきましては開催というのを検討したわけですが、水産加工業者のほうに参加の意向を確認したところ、3者しかなかったということで、その後その3者からどこも商談したいかという意向も確認しまして、そのバイヤーさんのほうに直接依頼をしたところですが、日程の調整がつかなかったということで、元年度につきましてはできなかったということで、来年度以降もちょっと縮小されるのかなということで、1回分だけの商談会ということの減額になります。

次に、4点目の漁獲物品質向上支援事業費補助金についてお答えいたします。この事業は、養殖物の品質の向上、あとは水産物の衛生管理の向上を図るための漁業者の設備導入に対する事業費に2分の1を補助するという事業であります。想定される機器としましては、温湯処理釜とか、あとは沖洗い機とか、そういったものを購入する際の支援事業ということになります。

次に、5点目のアサリの新規種目に対する支援ということですが、元年度に地域再生営漁活動支援事業費補助金ということで、三陸やまだ漁協に対しまして専用の養殖いかだの整備に対する補助金というのを出しております。まず、ハード部門はそこで終わっておりましたので、来年度分の支援というのは考えてございませんでした。

以上です。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木 修）

6点目の100ページのほう、地域基幹産業人材確保支援事業費補助金の歳入の場所でございますけれども、33ページになります。33ページ、15款、農林水産業費補助金の3節水産振興、ここに歳入の地

域基幹産業人材確保支援事業費補助金を計上しています。よろしく申し上げます。

○委員長（関 清貴）

山崎委員。

○7番山崎泰昌委員

1点目なのですがすけれども、堆肥センターがそのような状況になっているわけです。現在たしか農事組合だと思ったのだけれども、その人たちがやっている、そこに支援をしていかなければ、この施設も成り立たないし、農家の人たちも成り立たないというふうに考えます。いろいろ指定管理とかという方向性も今後は検討していくべきだと思うのだけれども、その辺についてはあるのか。

あと、2点目の林業の件ですけれども、災害復旧の検査が終わらなければ、どこどこをやるというのはまだ分からないと思いますけれども、去年の19号の後もマツタケを取りたいという人たちが結構いるわけです。そういうほうも、町の特産品としてマツタケもPRしているのだから、その辺を優先的にやるというのもありかなと思うのですけれども、そういう見解はあるのでしょうか。

次のアサリの件なのですがすけれども、これはちょっと前年度の定例会のときに、アサリの事業に着手しますということで答弁をもらっています。ハードの面はこれで終わり。では、それは継続してやらないのですかということです。その辺の説明をお願いします。

最後の人材確保補助金、これはいつも言っているとおり、労働人口が減っているのだからどうにかしましょうと言っていることに対応できるようなメニューがあるのか。

○委員長（関 清貴）

ただいまの質問に対する答えは午後行いたいと思いますので、今から昼食のため休憩したいと思います。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分再開

○委員長（関 清貴）

会議を再開いたします。

午前中に引き続き、7番委員の質疑に対する答弁から始めさせていただきます。小成係長。

○農林課係長（小成勝也）

では、堆肥センターの支援等をしていかなければ成り立たないのではないかということについてお答えいたします。

エコファーム山田からの支援、要望等がございましたら、今後協議検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

芳賀補佐。

○農林課長補佐（芳賀善一）

2点目の産業振興支援の観点から、マツタケシーズン等を考慮の上で、優先して対応すべきではないかというご提言でございますが、森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえつつ、民有林、森林施業、整備の推進に加えて、ご提言のとおり産業振興の側面を考慮しながら優先順位を判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○委員長（関 清貴）

野口課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、アサリ養殖の本格導入に向けての取組についてお答えいたします。

今年度については、まず初期投資といいますか、ハード面の支援を行っております。養殖いかだ等の購入、あとは籠等の資材の購入でございます。令和2年、3年については、種苗の増産試験と地場採苗試験等々を行いまして、令和2年には養殖いかだの増産、そして令和5年には漁業権の切替えというふうに構想がありまして、当面まず予算的な部分では負担は生じないというところで、令和2年については当初では予算計上はしていないというところでございます。

ただ、実情から話しますと、現在中間育成機器、これはフラブシーというのですが、これが今大浦のほうにあります。それを近場の山田のほうに持ってきたいという要望がありましたので、これについては当然経費がかかるわけなので、補正等で対応していきたいというふうに考えております。

続いて、4つ目の地域基幹産業人材確保支援事業についてでございます。こちらは、水産加工事業者の人材確保に必要な受入れ環境の整備を支援するというような中身になります。具体的には、宿舍の整備、あるいは職場環境の改善、こちらのほうは衛生的なトイレの設置とか、そういった部分になるようですが、その事業費の2分の1を補助するというような中身になっております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

それでは、そのほか質問ございましたらどうぞ。2番。

○2番阿部吉衛委員

3点ほど質問させていただきます。

最初に、96ページの豊かな浜の担い手育成支援事業ですが、今まで何人あったのか、これからのお見通しはどのようになっていくのかお答え願いたいと思います。

次に、97ページです。3目水域環境保全推進費です。海中瓦礫処分等の委託ということで、それをちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

それからあと、3番目ですが、102ページの観光船指定管理ということで、今後子供たちが乗るに関してどのように、安全面を確保していくのか。これから養殖いかだ等に勉強に行く場合にも、日陰が

ございません。それで、何時間も養殖いかだの日当たりのいいところに、日陰がないものですから、屋根の検討とか、そういうのはないのか。あと、夜間の運航の許可は取っているのか。これからキャンプとか、そういうのも始まりますので、夜間運航する場合もあるのではないかなと思ひまして、そこら辺の質問をしたいと思ひます。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

私のほうからは、1点目と2点目についてお答えいたします。

1点目、豊かな浜の担い手育成支援事業費補助金であります。こちらの事業は、新規に漁協の正組合員に加入して、専業として漁業を営んでいる方に対しまして、支援金を一時金として最大30万円支給するものであります。あと、養殖漁業に参入する方につきましては、最大2年間を限度として月額5万円を支給すると、そういう制度であります。これまでに平成23年度から長くなりましたけれども、54人がこの制度を利用しております。今後につきましては、なかなか個人の事業者の今後の予測は立てづらいわけですが、引き続きこの事業を使って、あとは漁業就業者の育成協議会と連携して、後継者対策に努めていきたいと考えております。

次に、2点目、海中瓦礫についてでございます。こちらの事業は、震災によりまして漁港内や湾内に残る海中瓦礫、あとは台風とか低気圧、それらで漁港内に打ち上げられた流木、それら进行处理する委託料でございます。これまでも打ち上げられた流木等につきましては随時撤去しておりますし、県営漁港につきましては県に連絡して対応していただいております。あと、湾内の海域でかなり深いところにある漁船とか車、そういったものにつきましては県にお願いして対応していただいております。現時点で車とか漁船の大型の瓦礫というものの情報は、今のところは入っておりません。

以上です。

○委員長（関 清貴）

昆係長。

○水産商工課係長（昆 省吾）

それでは、私のほうから3点目の観光船海童丸についてお答えをいたします。

まず、海童丸、子供を乗せていく上で安全面、あとは日陰等がないので、屋根等の整備についてでございますけれども、まず安全面につきましては、乗船の際は2名以上の運行者を義務づけする予定でございます。そしてさらに、屋根等につきましては、現段階では具体的に計画はございませんが、今後におきまして指定管理者等と必要に応じて協議をし、考えてまいりたいと思っております。

そして、夜間航行につきましては、現段階では日中の航行を想定しておりましたので、夜間航行については許可を取ってございません。しかし、今後におきましては、例えば委員おっしゃるとおり、キャンプであつたりとか、あとは指定管理者との間の中でそういう夜間の航行というのは出てくる可

能性もございますので、その際は利用者の安全を第一に考えて、日中以上に安全対策というものは必要になってくると認識しておりますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○委員長（関 清貴）

2番阿部委員。

○2番阿部吉衛委員

どうもありがとうございました。

では、1点目ですが、私も山田湾組合の運営委員になっておりますので、この頃辞める人が多いのです。北浜に行っても。それで、後継ぎがない、あとは養殖棚を売りに出したと、そういう関連、また若い人が後を継いでくれないと。今北浜でも後を継いでくれる人がこの間1人出まして、その中で皆さんで協力しながらやっていますけれども、これからも町と組合が連携を深めて一生懸命働く人が出てくるように努力していただきたいと思います。

2問目ですが、海中の瓦礫ですが、私もずっと瓦礫の撤去とか、いろんな作業をやってまいりました。その中で、倒木とか流木、そういうものも多く見られます。その中で、養殖棚に接近したとか船に当たったとかというものもありますので、今後その辺を頑張って撤去していただきたいなと思っていました。今北浜のほうの岸壁にも結構打ち上げられたものがそのまま残っているような状態があります。県で片づけるところは片づけていただきましたが、その辺もよろしく願います。

それから、海童丸のほうの件ですが、どうしても子供たちは、これから異常気象ですので、日陰がないと、そういう場面が多く見られると思うのです。日中養殖棚に行っても、何時間も日陰がないとか、そういうものをこれから健康上考えていかなければならないのではないかなと思っておりましたので、こういう質問をいたしました。ありがとうございました。

○委員長（関 清貴）

そうすれば、回答は。

○2番阿部吉衛委員

いいです。

○委員長（関 清貴）

そのほかご質問ありましたら、どうぞ。横田委員。

○11番横田龍寿委員

99ページの2目商工業振興費、12節委託料について質問します。

まちなか交流センター、7つの業務の委託料ですが、7業務全部まとめて入札執行するのか、それとも分けて入札執行するのか、指名競争入札なのか、一般競争入札の予定なのか。また、指名競争入札だった場合に、町内何社、県内何社を見込んでいるのか教えてください。

○委員長（関 清貴）

野口課長。

○水産商工課長（野口 伸）

大変申し訳ございませんが、そこまで細かな資料が今手元にはないので、追って回答をさせていただきます。

○委員長（関 清貴）

あと、追加の質問はいいですか。どうぞ、横田委員。

○11番横田龍寿委員

今の業務の詳しい中身の説明願います。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木 修）

まちなか交流施設管理事業といたしまして、山田町まちなか再生計画に基づきまして、駅前拠点エリアを核とした中心市街地エリアの商業振興施策を推進するものとしまして、町民の集いの場、交流活動の場として、地域活力の向上による地域活性化を図るにぎわい拠点として開館したまちなか交流施設の受付業務、管理業務を実施しているものでございます。

○委員長（関 清貴）

3問目に移ってしまうから、今ので理解できましたか。

（「できない」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。ゆっくりとかみ砕いてお願いいたします。

○水産商工課長補佐（佐々木 修）

失礼しました。管理業務委託料につきましては、まちなか交流センターの施設の管理をお願いしているものでございます。交流センターの清掃業務につきましても、毎日そのとおりの清掃のほうをお願いしているものでございます。エレベーター保守管理につきましても、施設内エレベーターの管理業務を委託しております。消防用設備等定期点検につきましても、こちらの点検業務を委託してございます。防火対象物と建築設備定期点検につきましても、点検をして安全を確保しております。除雪につきましても、雪の関係があるということで、業者に委託してございます。

以上になります。

○委員長（関 清貴）

横田委員。

○11番横田龍寿委員

それでは、今まで業務を受けた業者を分かる範囲で教えてください。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木 修）

委託管理業務につきましては、株式会社共同店舗さんに委託しております。その他につきましては、申し訳ありません、今手元にございませんで、追ってお知らせしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（関 清貴）

後で回答という、何に關して後で回答ですか。

○水産商工課長補佐（佐々木 修）

委託している業者につきまして、後ほど回答いたします。

○委員長（関 清貴）

坂本委員。

○12番坂本 正委員

關連して質問いたします。

今返答では後から教えます。それだつて、これ委託先がちゃんと決まつていて、そして委託料1,618万円、そんな格好で全部出ているのだけれども、今の返答ではこの内容は後で教えると。だつて、金額は出ているのに、ここまでの委託料の中で明細を教えてくれと今11番委員は言つたのだけれども、明細が出てこないということはどういうことなのか、あと1回返答お願ひします。

○委員長（関 清貴）

野口課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、この委託料に關しては、この審議をいただき、議決をいただいた上で、その後に見積りとか、入札とか、そういった形で取り寄せて業者を決定するということでございます。再度回答すると言つたのは、現在どのような形でこれまでやつてきたかと、先ほど随意契約なのか、指名競争なのかというような部分に關しては、今資料が手元にございませんで、追つて説明をしたいということでございますので、ご理解をお願ひいたします。

○委員長（関 清貴）

坂本委員。

○12番坂本 正委員

今そういうことでございますが、それでは今までどういふふうにしてきたのと。今までは、ずっとあそこオール造つた時点からお願ひしておつたのでしょうか。今までどうやつてきたの。そして、何年間そのまま続けてやつてきたの。そこをちょっと教えて。

○委員長（関 清貴）

野口課長。

○水産商工課長（野口 伸）

今質問がございましたが、それらを含めて追って説明をさせていただきたいと……

○委員長（関 清貴）

それでは、今から13時30分まで休憩いたしますので、よく経過が分かる人たちからもお聞きして、答えが出るようにするようにしてください。

30分まで委員会を休憩いたします。

午後 1時22分休憩

午後 1時30分再開

○委員長（関 清貴）

それでは、会議を再開いたします。

坂本委員に対する答弁のほう、佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木 満）

お待たせして、時間をお取りいただいています。失礼しました。

先ほどのまちなか交流センターの複数の委託の契約の中には、一部財政課で契約をまとめて行っている業務がございますので、こちらについてまず説明いたします。まず、99ページ、2行目の清掃業務委託料、こちらは平成でいいますと30年、それから令和元年度、令和2年度、3年間の長期継続契約により、財政課で一括で契約を締結しております。当初平成30年度の契約前、締結の際には、指名競争入札により業者を選定し、そちらで指名競争入札を行い、結果宮古市内の業者が受注して現在業務を行っております。

続いて、その下の下になります。消防用設備等定期点検報告業務委託料でございますが、こちらは単年度ごとの契約となっておりますが、同じく財政課のほうで一括で入札を実施しまして、業者決定をしております。こちらは単年度ですので、令和元年度指名競争入札を行いまして、宮古釜石管内で指名を行いまして、結果として宮古市内の業者が令和元年度は業務を実施しております。予算計上している2年度に関して、これはこれから同じく指名競争入札の方法で業者を決定する予定となっております。

続いて、100ページ、一番上の防火対象物定期点検報告業務委託でございます。こちらは、まとめて一括で契約しておりますが、予定価格のほうから随意契約できる契約となっておりますので、随意契約により、どちらも単年度ごとに契約を締結してございまして、令和元年度は宮古市内の業者が落札し、業務を実施しております。令和2年度については、これは今後予定価格にもよりますが、指名競争入札、あるいは随意契約になるかはちょっとまだ分かりませんが、適正な方法で業者を選定して決定してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

野口課長。

○水産商工課長（野口 伸）

残る部分については今調査しておりましたので、大変申し訳ございませんが、追って説明をさせていただきますと思います。

○委員長（関 清貴）

まだ時間がかかるのであれば待っていますが、もしこれ以上審議が延びるようであれば、それなりの委員会運営のほうで結論を出させていただきたいと思いますが、資料がそろった時点で資料を提出するという意味に捉えていいですか。

（「それじゃ駄目だ。議論して意義があるんだもの。資料提出だけで終わりなら、そのほうが楽でいい」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

それでは、水産商工課のほうから。水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

大変申し訳ございません。99ページの最初のまちなか交流センター等管理運営委託料になりますが、これは随意契約ということで、共同店舗棟山田のほうに委託をしております。

3つ目のまちなか交流センターエレベーター保守については、こちらは随意契約で東芝になります。そして、100ページのまちなか交流センター建築設備定期点検検査報告業務委託料については、これも随意契約でアイ・エス設備設計という会社に委託をしております。

そして、まちなか交流センター除雪作業委託料については、こちらについては雪が降ったときの除雪ということになりますので、今のところは契約していないという状況でございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

坂本委員。

○12番坂本 正委員

そうすると、ふるさと納税推進業務委託料と、その下3つ、これはどこでどうしているの。これは全然返答出てきていない。

私3問過ぎているのです。だから、これちょっとお話ししてよろしいですか。

○委員長（関 清貴）

分かりました。答弁のほうも途切れ途切れなので、できるだけ解決する機会を設定したいと思いますので、どうぞ、質問。

答弁のほう、さっきの質問の答弁をお願いいたします。質問内容は分かりましたか。では、どうぞ。昆係長。

○水産商工課係長（昆 省吾）

それでは、私のほうからはふるさと納税推進業務委託料についてお答えをいたします。

こちらのほうは、ふるさと納税の推進業務ということで、今年度におきましては地域商社の山田ブライドのほうに委託した事業となります。次年度については、同じように委託を考えておりますけれども、その委託先については新年度になってからということでございます。

そして、その下のふるさと特産品管理システム保守業務委託料というものにつきましては、ふるさと納税が直接町のほうに申込みがあるものと、あとはふるさとチョイスというふるさと納税を取り扱っているサイトを経由して納税があるものがございますので、そちらの情報を統合するためのシステムということになっております。こちらのほうは、そのシステムを運営しているシフトプラスという会社に委託をしております。よろしくお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木 満）

何度も大変申し訳ございません。一番最後、産業復興棟消防用設備等定期点検報告業務委託料ですが、先ほど99ページの一番下でまちなか交流センター同様、消防用設備等定期点検報告業務ということで、財政課で一括で契約をしているものです。

以上です。

○委員長（関 清貴）

坂本委員。

○12番坂本 正委員

ちょっと私納得しないのは、課が違うのに一括でここに業務委託をやっている会社等々に全部お任せしているような記載の仕方なのです。これでいいのですか。課が違うではないですか。財政課、水商。これでよろしければ、皆さんが納得するのであればいいのだけれども、私は納得できません、これでは、どうなのですか、これ。ましてや今みたいに飛ばし飛ばし説明しているのだけれども、それから最後のやつらだって、これ関連しているから、1回言わなければならないでしょう。なぜ2回これ言わなければならない。おかしいではないか、これ。私はこの内部等々を全部説明してくれと最初から言っているはずで、詳しく。全然詳しくないではないですか。ただ、説明上は委託しましたと。どういうふうに私ら委員は理解すればいいの、これは。課が違って、これは当たり前なのですか。課が違うではないか。そこをもう一回返答してください。なぜこういうふうな上程の仕方をしたか、詳しく言ってください。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

私のほうから、これは予算書の調製の全体の話になりますので、私のほうから少し解説も交えながら説明させていただきます。

まず、予算書、それぞれ1款から14款まであるわけですがけれども、それぞれ目的が設定されています。議会費から総務費、それからその他もろもろあるわけですがけれども、この中でまちなか交流センター等々、産業復興棟とあるわけですがけれども、これらは全て目的は商工費となります。そのために、この7款1項にもということで、全部ここに記載されているということです。

ただ、入札等々の執行に関しましては、それぞれの課で、今回は管財系のほうで全て、特に法定業務で各施設に共通するような業務は一括で発注したほうが経済的にもコストメリットがあるということで、各課で入札するよりは管財係が一括でまとめて発注するほうがコストメリットがあるということで、このような形で、一部担当課が分かれるというのがありますけれども、そういったことでご理解いただければと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○12番坂本 正委員

みんなそうやっているの。全部の課がそうやっているの。

○委員長（関 清貴）

補足がありましたら、どうぞ。

○財政課長補佐（佐々木義之）

これに限らず、今は契約の面からお話ししましたがけれども、例えば復興企画課の名前挙げてしまって申し訳ないのですがけれども、例えば復興企画課のほうで持っている新たな観光施設等、これは7款でございます。そのほか、2款というところにも予算を盛ってございます。確かに委員さんがおっしゃるように、その課に対して1つの款というような時代もございました。それは、特に国土調査もそうでした。そういったこともあります。今はもう行政目的に応じた款設定ということにしておりますので、そういった点でご理解いただければと思う次第です。よろしくお願いします。

○12番坂本 正委員

随意契約はどう解釈すればいいの。この中に入っていない。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木 満）

随意契約に関しましては、これらの殊に財政で契約している先ほど申し上げました法定関連、法で定められているような業務に関しての一括契約につきましては、基本的には指名競争入札で実施しております。ただし、その中で条例あるいは規則により、随意契約によりできることとされているものの中には、随意契約、見積り合わせという形になりますが、そういう競争の仕方になっているものがございます。

○委員長（関 清貴）

では、これで最後ということで。

○12番坂本 正委員

だから、随意契約、先ほどこの中に入っているのだけれども、随意契約は抜かして、その他の別なほうの課でやったほうがいいのではないか。競争入札は、それは競争入札でやってもいいけれども、随意契約はここ1年、2年随意契約やっていると、そう今私聞いたのだけれども、その部分は別個に、ここから記載しないで、別な課のほうでやってあるのであれば、それはそっちで分かりやすくやったほうがいいのではないか。一括ここでやらなくても。その件はどうなるか。

あと1つ、やっぱりまちなか交流センターへお願いしていると、今はその辺で関連あるから聞きたいのだけれども、あそこで何人仕事して、何をやっているのか。2階に二、三人いるはずだけれども、今まで正規のほうでいろいろふるさと納税なんかもやっているのだけれども、そこら辺までやっているのか、やっていないのか。2階でどういう業務しているのか、あの事務員の方々。それを最後に聞きたいと思います。

○委員長（関 清貴）

財政課佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木 満）

先ほどの随意契約の方法について、いろいろちょっと説明が足りなかったところがあると思います。随意契約によって、この中の業務で業者を選定している例というのは、ここ二、三年というわけではございませんで、以前より、業務によって異なるのですが、例えばですけれども、予定価格が50万円以下のものは随意契約によってやることができるというような規則等がございます。そのようなものに該当する場合については、随意契約の方法によると。ただし、競争性は極力確保しなければなりませんので、1者だけを指名するわけではなくて、できるだけ競争性を高めるべく、宮古地区だったり、釜石まで範囲広げる等をして、業者複数を選定して、その中から見積書を提出させて、最低の業者に決定するというところでございまして、これは以前より同様の考え方で……

○12番坂本 正委員

それを聞いていない、俺は。そういうのを聞いていません。何聞いているの。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木 満）

大変申し訳ございませんでした。随意契約においても、手続としましては業者を選び、そして相手方に通知をして見積書を提出いただいて、そしてそれを開札して設定するという手続がございまして、それらを複数の範囲にまたがる業務を一括して財政課でやるのが効率的であるということで、一括で競争入札の場合と同様に……

○12番坂本 正委員

だから、財政課でやっているのに、何でここに上げなければならないと俺は聞いているのでしょうか。

言っていることが分かっていないのではないかと俺は質問しているのだ。何を言っているのだ。

○委員長（関 清貴）

それでは、暫時休憩いたします。

午後 1時50分休憩

午後 1時53分再開

○委員長（関 清貴）

再開いたします。

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

先ほど私の回答が少し長引いてしまって、混乱させたかと思しますので、改めて整理させていただきます。

私先ほど申し上げたのは、予算については行政目的に沿ってそれぞれの款項目に予算計上するということでございます。一方で、契約のほうは一括発注によってコストメリットがあるというものについては、管財系のほうで契約をしているということございましたので、その点はよろしくお願ひします。

○委員長（関 清貴）

その件に関して、財政課長、副町長、補足がありましたらどうぞ、副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

予算がそのように区分されているのは、今財政課のほうから説明したとおりであります。予算科目がそうなっていても、中身をよく見るといろんな課が関わっていると、そういう現実もございます。それで、予算の科目がその課に関係あるから、財政課でやらないでそっちの課に任せたいほうがいいのではないかとございまして、いろいろやり方はございまして、山田町の場合はいずれ今申し上げましたように、コスト上メリットがあるやり方を選択している。これをその課その課で1つずつやるとかえって高くつくというような可能性があるという場合には、やっぱりうまくないということもご理解願いたいと思います。

このことについては、各自治体それぞれのやり方があって、それぞれでございます。その自治体独自の業者がいっぱいある大きなまちのやり方、あるいは山田町のように小さい、業者の少ないまちのやり方等々でいろいろあると思いますが、いずれ自治体によってそこはまちまちであるということは了解していただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

次に、2つ目の質問に対して答弁をお願いします。佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木 修）

お答えいたします。

まちなか交流センターには、現在4名の職員がおります。2階におります。職務、内容といたしましては、まちなか交流センターの管理運営業務の中におきまして管理業務を実施しております。具体的には、施設の申込み受け付け、利用者の対応、夜間利用の立会い等をはじめとした関係を行っております。各駐車場の見回り、そこも担っております。

なお、ふるさと納税の業務はやってございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（関 清貴）

それでは、そのほかに労働費から商工費までの質疑ありましたら。時間が押していますので、それこそ質問、答弁を簡潔に行うようによろしくお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

進行という声がありますので、5款から7款商工費までの質疑は終わります。

入替えのため休憩いたします。

午後 1時57分休憩

午後 1時59分再開

○委員長（関 清貴）

それでは、再開いたします。

8款土木費の質疑を許します。1番昆委員。

○1番昆 清委員

1点ご質問いたします。

私からは、土木費の中の上のほうの織笠地区（跡浜区域）事業損失補償……

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

○1番昆 清委員

すみません、111ページ。織笠地区（跡浜区域）事業損失補償金というのは、どのような内容かお答えをお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

佐藤補佐。

○建設課長補佐（佐藤誠也）

昆委員のご質問にお答えいたします。

事業損失補償金の内容についてですけれども、町が施工する震災復興事業、工事と施工に起因して地盤変動、あるいは振動等によって生じた建物の損害等について、従前の状態に修復、復元するため

に必要な費用負担を行うものでございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

1 番委員、どうぞ。

○1 番昆 清委員

今のは、震災のときの補償というのですか、それはどこの自宅かというのわかりますか。

○委員長（関 清貴）

1 番委員、個人的な……

（「何か所でいいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

何か所という聞き方でいいですか。何か所という言い方でお答え願います。賢木補佐。

○建設課長補佐（賢木 祐）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

件数は2件となります。

以上です。

○委員長（関 清貴）

そのほかありましたら、どうぞ。木村委員。

○9 番木村洋子委員

108ページ、土木費の河川のところなのですが、どこで言えばいいかわからないのですけれども、河川は大きいところは県の管理なので、関連としてなのですけれども、とにかく台風で多数の河川がそのとおり土砂がたまっている状況なのですが、人家に近いところとかしゅんせつすべき場所とかが優先的にあると思うのですが、優先的な部分というか、そういう早めにすべきところがあると思うのですが、その認識というところをお願いしたいと思うし、あとは水位計ですが、設置とかはどういうふうになっているのかお願いします。

もう一つです。114ページなのですが、2目の住宅支援費の部分の危険住宅移転事業補助金が4,014万円、少し下のほうにがけ地近接等危険住宅移転事業の補助金が出ていますけれども、これは何件を予定しているのかというところと、補助率の部分をお教えください。いろんな要件というのがあると思うのです。例えば崖地の部分とか、その要件はどういうものがあるのか。

そして、基本的なところでなんですが、その危険住宅というのは、空き家とかで倒れそううちとか、そういうところなのか、そこもお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

1点目の河川の土砂がたまっているところを優先的に掘削等やるところがあるかどうかということなのですが、県管理の河川につきましては、2級河川ということになるのですが、昨年の台風の被害等を受けまして、今年度から県のほうで掘削等を行う河川がございます。そちらが織笠川、白石川と織笠川との合流部分、この2か所ということで伺っております。

そして、水位計についてなのですが、県のほうで危機管理型水位計の設置ということで、30年度から設置のほうを進めてございます。それで、設置場所ということで5つの河川のほうに、橋梁のほうに設置をしております。馬指野川、織笠川、大沢川、津軽石川、荒川川というところで設置をしております。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○建築住宅課長補佐（佐々木政勝）

2つ目のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金についてお答えいたします。

この事業は、レッドゾーンに建物が建っている場合に、別の用地を見つけて、そちらのほうに再建していただく制度になってございます。補助率のほうになりますけれども、国が2分の1、県と町が4分の1の補助率となっております。あと、予算の件数でございますけれども、1件分を計上してございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

尾形係長。

○復興企画課係長（尾形晶子）

私からは、危険住宅移転事業補助金について説明させていただきます。

こちらは、東日本大震災の発災時点で災害区域内に居住していた方が自力で用意した土地に個別に移転する際の住宅再建の費用の一部を補助するものになっております。補助額についてですけれども、新築購入の借り入れについては上限457万円、土地購入は上限206万円、住宅用地造成に対しては上限59万7,000円となっております。また、予算についてですけれども、件数は5件を予定しております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

木村委員。

○9番木村洋子委員

ありがとうございます。1点目の河川の部分なのですが、今聞いたところ以上に水位計の部分、しゅんせつが全部の河川にはとても大変、無理だと思うのですが、この水位計だけでもあれば危険度合いが分かると思うので、水位計の部分先ほど言われた部分以上につけてほしいところがありますので、そこら辺は点検しながらですけれども、やってほしいと思うところが多数あります。特に人家

の近くの関口川とかそういうところも、非常にこのまま台風が来たらば、もう越水するようなところも多数ありますので、そこら辺は県のほうに要望しながらお願いしたいと思います。これは要望でいいです。

2点目は分かりましたのでよろしいです。

○委員長（関 清貴）

そのほか。黒沢委員。

○6番黒沢一成委員

1点だけお伺いします。

114ページの住宅支援費の一番上の被災住宅補修補助金の内容のご説明をお願いします。

○委員長（関 清貴）

尾形係長。

○復興企画課係長（尾形晶子）

被災住宅補修補助金について説明いたします。

こちらは、令和元年台風19号による補修の補助金と東日本大震災での補助金の合算になっております。台風のほうの補助金は213件で、東日本大震災のほうは2件を予定しております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

黒沢委員。

○6番黒沢一成委員

台風19号のほうですけれども、先日の一般質問で、地域で説明会してくれるということだったのですけれども、その説明会のときの町側の出席者ですけれども、田んぼとか、崖だとか、当時町長のところにも地元の方が結構言いに来たと思うのですけれども、私は町長にも出席していただいたほうが地元の人にとってはいいのではないかと思うのですけれども、その点をお願いします。

○委員長（関 清貴）

町長。

○町長（佐藤信逸）

それでは、私のほうから19号の水害検証委員会、速やかに住民説明会を開催するということがございますね。これは、執行者としてぜひ参加して、そして私たちの気持ちというものをしっかりとお伝えし、そしてまた住民の気持ちをしっかりと受け止め、そういう場にしたいと、そう思っております。

○6番黒沢一成委員

了解しました。

○委員長（関 清貴）

それでは、次質問何かありましたら。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○委員長 (関 清貴)

それでは、8款土木費の質疑を終わります。

入替えありますか。

(「そのまま」と呼ぶ者あり)

○委員長 (関 清貴)

それでは、9款消防費の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (関 清貴)

9款消防費の質疑を終わります。

---

○

○委員長 (関 清貴)

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会とします。

午後 2時12分散会

## 令和 2 年 予 算 特 別 委 員 会 会 議 記 録 ( 第 3 日 )

開 催 議 会	令和 2 年 第 1 回 山 田 町 議 会 定 例 会		
開 催 場 所	山 田 町 中 央 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 2 階 集 会 室		
開 閉 会 日 時	開 議	令 和 2 年 3 月 1 3 日 ( 金 )	1 0 時 0 0 分
	閉 会	令 和 2 年 3 月 1 3 日 ( 金 )	1 1 時 1 3 分
委 員 の 出 席 状 況			
総 委 員 数 1 3 名 の う ち 出 席 1 2 名 欠 席 1 名 ( 欠 員 0 名 )			
議 席 番 号	氏 名	出 欠	備 考
1	昆 清	出 席	
2	阿 部 吉 衛	出 席	
3	吉 川 淑 子	出 席	臨 時 委 員 長
4	豊 間 根 信	出 席	副 委 員 長
5	菊 地 光 明	出 席	
6	黒 沢 一 成	出 席	
7	山 崎 泰 昌	出 席	
8	佐 藤 克 典	出 席	
9	木 村 洋 子	出 席	
1 0	関 清 貴	出 席	委 員 長
1 1	横 田 龍 寿	出 席	
1 2	坂 本 正	出 席	
1 3	阿 部 幸 一	欠 席	
1 4	昆 暉 雄	出 席	議 長 ・ 委 員 外
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 説 明 員 佐 藤 信 逸 町 長 他 関 係 課 長 等			
会 議 の 経 過 は、 別 紙 の と お り			

令和2年 3月13日

令和2年予算特別委員会会議録

午前10時開議

午前10時00分開議

○

○委員長（関 清貴）

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、13番阿部幸一君であります。

これより直ちに本日の会議を開きます。

議案第19号 令和2年度山田町一般会計予算について、昨日に引き続き審議を行います。

10款教育費の質疑を許します。5番。

○5番菊地光明委員

質問したいのはいっぱいあるのですけれども、取りあえず2つだけにしたいと思いますが、122ページの小学校施設長寿命化計画策定業務委託料とあるのですけれども、これは小学校のどこを計画しているのかをお願いします。

それから、123ページ、これについては財政課長からお聞きしたいのですけれども、スクールバス調整員報酬があるのですが、これは計上するのが中学校費でいいのか。基本的に小学校費のスクールバス運行委託料などがあるので、4月から小学校もスクールバスが始まった場合、教育費の小学校、中学校ではなく、管理のほうに、総務費のほうが基本的に正しいのではないかと思うのですが、なぜわざわざ中学校費にして小学校のスクールバスまでやるのかを、基本的なことを教えてください。

○委員長（関 清貴）

花崎係長。

○学校教育課係長（花崎和博）

1つ目の小学校長寿命化計画策定業務委託料についてご説明いたします。

こちらは、小学校は豊間根小学校、現在の山田南小学校、船越小学校の3校が対象になります。こちらは、文部科学省の個別施設計画の策定というものが義務づけられまして、令和2年度末までに策定しなければならないというものになっております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

中学校費のスクールバスの関係ですが、このスクールバス調整員につきましては、中学校のほうの

部活動とか、それらの調整を行って定時運行、あるいは臨時運行等を行うために中学校費のほうに予算化しております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

5番。

○5番菊地光明委員

分かりました。では、できたばかりの船越小学校も年度末までに策定しなければならないと。これ、20年も30年も一緒に、どういう規定があるのか教えてください。

スクールバスの調整については、部活動と言っていますけれども、調整は部活動だけではなく、通常的に小学校もこれからスポーツ少年団や何かのときも部活と同じ該当になるのではないかなと思うのですが、この辺の決まりは、今までスクールバスは9つの学校だけどうのこうの言っていたが、今回のように3つになった場合、それらは該当しないのか。基本的なことなので、その辺。本来であれば、小学生のスポ少をやっている親御さんからは、盛んに使わせてくれないかとか何かという問合せがありますよね、教育委員会のほうにも。それらについても、統合、再建したならば、やはりそういうのも検討すべきではないかなと思うのですが、それについては財政ではないと思いますので、教育委員会のほうでお願いします。

○委員長（関 清貴）

花崎係長。

○学校教育課係長（花崎和博）

小学校の長寿命化について、船越小学校ということですが、こちらについては現在存在する小学校、新しいのも含め、古いもの含め、全て計画を立てるというものになります。長寿命化ということですので、向こう30年、40年使っていく中で、どのような機会で修繕していくかといったようなところの計画を立てるものになっております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

加藤補佐。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

スクールバスの運行というところで、スポーツ少年団もやったほうがいいのではないかとこのころであります。現時点においてスポーツ少年団の活動についてのスクールバスの臨時運行等々は今までやってきてはおりませんでした。学校数も減ってきて、子供たちの数も減ってきたというところもあります。財源が伴うところでもありますので、関係課と協議をしながら、できるところは前向きに進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

5番。

○5番菊地光明委員

長寿命化については、20年、30年後を見据えてだというのですが、これは基準日が令和2年4月1日という、確認で、よろしいのでしょうか。

スクールバスにつきましては、今までもないということですが、今後スポ少もそうですが、放課後児童クラブなどでスクールバスの利用も考えられないと。私は、学区がなくなった以上、考えられるのではないかなと思いますので、それらについても検討するべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（関 清貴）

花崎係長。

○学校教育課係長（花崎和博）

基準日につきましては、令和2年度に実施するものになりますので、令和2年4月1日の基準になります。昨年度においても、早めに実施してくださいということで話を受けていたのですが、小学校9校で実施しなければならないということになったので、経費の削減を考えて令和2年度に実施したいということで進めております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

箱山次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

委員おっしゃるとおりだと思っております。統合することによって、大浦から町のほうに来た子供たちの活動制限だったりとか、この子供たちの足についてはしっかりと考えていきたいと。また、児童も、前回話したように、人数の動きというのはこれからまた出てくるのではないのかなと思っています。このことも継続しながら、子供たちの足の在り方、活動範囲の在り方、早急に考えてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

○委員長（関 清貴）

そのほか質問ございませんでしょうか。黒沢委員。

○6番黒沢一成委員

1点だけ伺います。

125ページの上から4つ目に貧血検査委託料というのがあるのですが、これの内容についてお願いします。いつからやっているのか、新しいのか、何でそれをやったのかお願いします。

○委員長（関 清貴）

加藤補佐。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

貧血検査についてですが、中学校に入ったときに継続して心配されるお子さん方がおられるという中で、貧血検査を実施して、経過が悪ければ改善をするための治療とかそういうふうな形で、親御さんのほうの対応にはなるかと思いますが、そういった形で検査はさせていただいているということになります。これまでもずっと行っているものですので、来年度も実施するということになります。

○委員長（関 清貴）

黒沢委員。

○6番黒沢一成委員

継続というのは、心配な子だけやっているのでしょうか。それとも、全員に対してやっているのかだけお願いします。

○委員長（関 清貴）

加藤補佐。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

対象については、まず新1年生は全員実施をします。1年生のときに、その検査で若干悪いよということになれば、2年生の生徒も行います。2年生で改善されればやりませんが、そこでも問題があれば3年生も貧血検査を実施すると。2年生、3年生については、必要な生徒が行うということになります。

○委員長（関 清貴）

黒沢委員。

○6番黒沢一成委員

ちなみに、心配な子供は何人ぐらいになるのかについてお願いします。学校給食も始まるので、それで少しは改善する可能性があるのかについてもお願いします。

○委員長（関 清貴）

加藤補佐。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

意外と多くはなくて、各学年、その年によって違いますけれども、5人から10人程度が毎年出ているかなということです。その子たちが給食を食べて元気になるのであれば、それは素晴らしいことだなというふうに思っておりますので、ここはまだ給食食べていないので、検証はできないと思いますが、そのことによって改善されるのであればいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

そのほか。9番木村委員。

○9番木村洋子委員

123ページと126ページの19節扶助費のところなのですが、これは就学援助の項目になるのかというところ、私は一般質問のほうで就学援助の人数と割合をお願いしたのですが、そのときお返事は、ちょっと再質問のほうだったので、なかったのですけれども、そのところ、就学援助を受けている児童生徒の割合と被災児童生徒の震災対応、その方々の就学援助を受けている人数と割合、パーセンテージでよろしいです。

ですが、やっぱり一般質問でこのことは質問しましたけれども、私はこれは最低限準備しておくべき数字ではないかと思うのですが、そここのところをお願いしたいと思います。

○委員長（関 清貴）

加藤補佐。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

就学援助の対象者のパーセンテージということで、小学生139人で割合は22%程度、中学生は80人で割合は27%程度ということになっております。

○委員長（関 清貴）

震災対応分とあれで分けて聞いているわけですか。

○9 番木村洋子委員

合わせた人数ですか。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

はい。今のはそうです。

○9 番木村洋子委員

はい、分かりました。

○委員長（関 清貴）

分けなくていいですか、そうしたら。

○9 番木村洋子委員

できれば分けてお願いします。

○委員長（関 清貴）

ということですので。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

被災対応分になります、被災は中学校で42人、小学校で68人ということになっております。以上です。

○委員長（関 清貴）

9 番木村委員。

○9 番木村洋子委員

震災対応の部分を中心にお話をしたいのですけれども、議会の委員会で大槌のほうに研修に行った

のですけれども、そちらのほうでは就学援助の部分ですけれども、震災対応が53%なのです。山田は二十数%ということなのですが、この違いという部分でほかの市町村も見ますと、山田は低いのです。被災は大きかったのですけれども、この震災対応での数字が非常に低いのが目立っております。野田村でも22%、陸前高田が37%、釜石が22%なのです。宮古は、ちょっと田老だけ被災が多かったので、数字がちょっとあれなのですけれども、いずれにしても被災地の被害の割には、震災対応の就学援助が非常に数字として低いのです。これはどういうふうな違いがあるかということ、もし分かりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（関 清貴）

加藤補佐。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

震災対応の扶助費の割合はということでございますが、震災対応の仕方はそれぞれの市町村によって違うかと思われまます。対象となる案件、大槌町は大槌町のやり方で実施して、山田は山田のやり方で実施していると。総トータルで見ますと、県全体で就学援助を受けるのは13%程度ですので、山田はそんなに低いというわけではなく、むしろ高いほうなのかなというふうに感じております。就学援助を受けるのは保護者の申請によりまますので、そこら辺はどのような対策を市町村で行っているかは把握しておりません。

○委員長（関 清貴）

9番木村委員。

○9番木村洋子委員

次長のほうに伺いますけれども、大槌の方なので、大槌の部分では詳しいとは思いますが、大槌と山田のこの認定の仕方、震災の就学援助の認定の仕方という違いがあるのかということなのです。いわんや私としては、被災者の医療もですけれども、被災した家庭であれば、やはりこの震災対応というのが就学援助も当てはまるのではないかと思うのですけれども、そうすれば被災した子育て世帯にとって非常にメリットがあるし、助けになります。経済的に豊かな人たちがそういうのをという声もありますが、やはり全て失った家庭にとっては、子育てをしながら家を建てるということは本当に大変です。ですから、この部分に限って、やはり震災対応は、被災が大きかった山田の町にとっては、被災すればどの家庭も、子育ての家庭も対応できる、希望できる、申請の通る、そういうふうにするべきだと思うのですか、予想ではありますけれども、大槌の場合はそのように被災者の皆さん全員が対象になっていて、このように数字が高いのではないかと思うのですが、そこら辺も踏まえながらお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

箱山次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

大槌のことというのは、それはちょっと山田4年目になりますので、難しいことはちょっと分からないのですが、まず大槌にしても山田にしても、この震災に対する就学援助は、国の同じ通知を受けながらやっているものというふうに考えております。県から指導を受けるわけです。被災をしたから全てが当てはまらないということで、国がしっかりと通知を出していますので、それにのっとってやっているのかと。

ただ、就学援助について、ちょっと考え方を1つお話しさせていただければ、まず被災も本当にそれとおரிだなと思うのですが、収入があっても大きな借金がある家もあるわけなのです。本当に夫婦で頑張って頑張って働いて、なかなか返せない家庭もあると。だから、一概に収入で見ることもできないのだろうなというところは思っているのです。ただ、困っているところには声をかけること、今までも答弁してきたのですけれども、周知の方法を徹底したいということで、山田は県内でも本当に受けるか受けないか、渡して終わりではなくて、キャッチボール型、前にもお話ししましたよね。キャッチボール型で、希望しないところまでちゃんと各学校で確認をするという形を取らせていただいております。ですので、まず国の流れにしっかりと山田町はのっとってやっているということ。あとは、そうした家庭に対してしっかりと丁寧に対応していきたいと、これからもそういった体制をしっかり整えていきたいなというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

○委員長（関 清貴）

3問終わりましたので、そのほか。2番阿部委員。

○2番阿部吉衛委員

1点だけ質問させていただきます。

136ページの7節の報償費ということで、今年何かに今回募集かけていると思うのですが、その中で全部決まったのかどうか。

それであと、2つ目は範囲によって同じ報償費になっていますので、かなりの差をつけても、苦労しているグラウンドもあったり、そういうのがありますので、どういうふうな振り分けでこういうふうに進んでいくのか、その辺を聞きたいと思います。

○委員長（関 清貴）

五十嵐補佐。

○生涯学習課長補佐（五十嵐 亮）

私のほうから、報償費、管理人報償費についてお答えをいたします。

来年度の管理人については、先日面接のほうを開催しまして、全ての施設、来年度の管理人さんの部分について決定しておるところです。

報償費の額のほうについて、面積であったりというところ、当然施設の大きさ等違う体育館であったり、グラウンド、サッカー場であったりというところがございます。財政のところもございますので、面積の部分等も管理人さんとかからお話を伺いながら検討していきたいとは思っております。

（「検討でないんだ、権限がないんだ、協議なら分かるけれども」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

2番阿部委員。

○2番阿部吉衛委員

5番委員、私が質問しています。今5番委員が言うておりましたが、検討でなく新年度は必ずどうしても今まで前年度は引き継いできて、今年度募集をかけたのは、何年に1回とかで募集かけているのですか。決まっているのですか。

あと、私が聞いていて、大きいグラウンドになりますと、もう春先になれば雑草がおがってきます。体育館のほうは少ないと思うのです。周りとかそういうところだけで。かなりそのために今までの管理人たちも不平不満があったり、そういうのも聞いておりますので、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（関 清貴）

五十嵐補佐。

○生涯学習課長補佐（五十嵐 亮）

先ほどは失礼しました。協議してまいりたいと思います。

今のご質問についてになりますが、今年度会計年度任用職員ということで、制度が変わってくるころになります。そちらのほうから、体育施設全ての管理人さんについて広報やハローワーク等で周知をして面接を実施し、任用を決めているところになります。任用期間の決まりというのは、特に定めてございません。

以上です。

○委員長（関 清貴）

次に、7番山崎委員。

○7番山崎泰昌委員

9番委員の質問と同じことなのですからけれども、この援助費扶助金が小学校、中学校とも増加してきているわけだ。これの要因を、貧困のせいなのか、それとも手当が厚くなったからこういうふうになったのか説明してください。

○委員長（関 清貴）

加藤補佐。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

就学援助費の増の理由というところではありますが、基本的に全体戸数というのは、児童生徒は減っていつてはいるのですが、対象児童生徒はあまり変わってきていないというところになります。増えていつている要因というのは、例えば国で示されている学用品費等々、1品目ずつ対象金額が上が

ってきているということで、それに準じて見直しをさせていただいておりますので、金額は増えていっているのかなというふうに感じております。

○委員長（関 清貴）

7番。

○7番山崎泰昌委員

そうすれば、今の答弁だと、次長が言ったような要因もあって、そういう状態が改善されていないという認識なの。

○委員長（関 清貴）

加藤補佐。

○学校教育課長補佐（加藤紀彦）

震災以降こういう状況で、子供たちに対する扶助費の割合は増えていっていると。その中で、保護者の方々の収入というところで見ると、きつい部分も多少なりとも反映されているのかなというふうには認識をしております。

○委員長（関 清貴）

7番。

○7番山崎泰昌委員

来年度から子育て支援が手厚くなるので、経済活動云々は教育委員会では言えないけれども、できるだけ手助けができるような施策をつくってください。

以上です。要望でいいです。

○委員長（関 清貴）

そのほか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

なければ10款教育費の質疑を終わります。

入替えあります。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を許します。5番。

○5番菊地光明委員

私は、1点だけ確認したいと思いますが、140ページの災害復旧費について、例えば一番下の単独土木施設災害復旧費は474万円、あと公営住宅は2,000万円とかあるのですが、一番最初の農業施設災害復旧から単独林業施設災害復旧までと水産まで、みんな端数の1,000円なのですが、昨年の台風19号で被災した箇所が二百何か所と言われているのですが、それらについては全て災害査定を受けて、前年度の補正予算で対応したために今年度はないのかと。もし今年度があるのであれば、何でのせなかったのか、そこら辺についてお願いします。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

ただいまのご質問でございますけれども、令和元年度の3月補正までに計上してございます災害復旧費でございますけれども、農業施設、それから単独農業、あとは林業、単独林業、公共土木施設災害復旧費、単独、そういった事業については、災害査定完了したものについては、基本的には全て今年度中の予算に、今年度というのは令和元年度中の予算に計上しております。ただ、一部公共土木施設の部分については、保留というか発注の計画がまだ見通せていないという部分もございますので、その分については令和2年度の補正予算で対応するというところで進めてございます。

以上です。

○委員長（関 清貴）

5番。

○5番菊地光明委員

全て終わったと、二百何件のうち、完了したのは全てなのかということです。

それと、公共土木についてはまだ未定だということなのですが、未定であっても予算だから予定されている予算を端数整理で該当させるというのはいかがなものかなと。そのために途中で減になれば減額しているし、増になれば増額しているのはそうですが、やはり今回の公共土木、私の考えでは何億円になるのではないかなと思われましても、それらについてはどうだったのかなと。やはり委員みんなそうだと思うのですが、1,000円の端数整理となればなかなか質問できないので、それらについても内容をできれば細かく説明してほしいなと思っておりますが、では昨年で完了した全てという、二百何か所のうち何か所が完了しているのか分かるのですか。

○委員長（関 清貴）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

公共土木施設につきましては、公共災ということで49か所となっております。そのうち既に完了している部分が2か所ということになっております。

○5番菊地光明委員

それ以外はないの。農業施設か何かは。

○委員長（関 清貴）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

農林課サイドでございます農業施設2か所、林業施設3か所、これは公共災で取っております、これは3月中の発注予定にしておるところです。あとは、単独分につきましてはおよそ100か所あるの

ですが、準備が整ったところから順次修理のほうに入っております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

5番、手短にどうぞ。

○5番菊地光明委員

分かりました。やはりそのように丁寧してもらえればいいのですが、今のやつでちょっとまた答弁の中で疑念があったのは、3月中に発注するという事になった場合、それは議決案件ではないということですよ。そうでないと、大変なことになりますので。それらについて、議決案件でなく、3月中に発注したいということなので、繰越明許で出てくるのでしょうか、それらについて納得しましたので、財政課にお願いしたいのは、できるだけ丁寧な、基本的な立場で、皆さんが端数整理ではないと思うようにお願いします。それらについてはどう考えますか。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

まず、予算書全体のお話も関わってきますので、その点について簡単に説明させていただきます。

端数整理というのではございませんで、整理科目という手法が予算書の作成方法にあります。それは、目的とすれば緊急時に予算措置が必要な場合に、例えば科目があれば、そこに緊急的に予備費の充用もできるということで、年度の予算をうまく回しているといったことの機能もございますので、私から説明するのはその点でございますので、まずひとつご理解のほどよろしくをお願いします。

○委員長（関 清貴）

そのほか質問ございませんでしょうか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

それでは、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を終わります。

以上で議案第19号 令和2年度山田町一般会計予算の質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第19号 令和2年度山田町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（関 清貴）

起立多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、10時50分まで休憩しますので、よろしくお願いたします。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○委員長（関 清貴）

それでは、再開いたします。

○

○委員長（関 清貴）

議案第20号 令和2年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題とします。

歳入歳出全款の質疑を許します。9番木村委員。

○9番木村洋子委員

11ページ、医療給付費の部分なのですが、町としての認識を伺いたいのですけれども、まず国民健康保険は低所得者層が多くて、また高齢者も多いと。1人当たりの医療費が高いという構造的な課題を抱えております。協会けんぽの場合は半分雇用者の負担になりますが、協会けんぽに比べて保険料が高くなる傾向があります。それで、町民の方々も国保の人が多いわけですが、非常に重税感に苦しんでいるのが実態だと思うのですが、そのところの町としての認識、どういうふうに考えているのかをお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○町民課長補佐（佐々木克博）

では、保険税についてお答えします。

まず、重税感ということではありますが、現行の税率につきましては、経費の規模に応じた適正な額となっております。これを引き下げるところは、現在のところではちょっと考えられないということと考えております。

○委員長（関 清貴）

木村委員。

○9番木村洋子委員

国保の方々に聞けば、ほとんどの方々が大変だと。でも、まず頑張って納めているというところなのですけれども、そういう感覚というのは、やはり重いというのは本当にあると思うのです。すぐに減免しろとか、そういう意味は含んではおりませんけれども、ちょっとありますけれども、均等割の部分なのです。均等割は、赤ちゃんから子供さん、人数全てに、3人いれば3人全てに、お子さんにもかかっている税金なのです。働いてもないお子さんに。そういった部分の税金の負担というのは、家庭にとっては非常に重いと。子供がいてすごくいいなと言っても、また税金がかかるという部分がありますので、以前にも一般質問でもここはやったのですが、なかなか難しいところはあるのですが、こういった面においてさまざまな方向から子育て支援というのが大事だと思うのです。この均

等割の減免のほう、宮古ではやったということなのですが、頑張ってやっていますけれども、山田のほうではどのように考えているのかお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○町民課長補佐（佐々木克博）

減免についてですが、子育て支援の減免については、町独自の減免となってまいります。そうすれば、その分税収が減るということになりますので、その分はほかの被保険者の方に負担がかかるということになります。現在のところにおいては、そういうこともありますし、減免のほうは考えていないと。どちらかと言えば、この先の財政状況を見て、税率全体について考えていくということが現実的であると現在のところは考えております。

以上です。

○委員長（関 清貴）

9番。

○9番木村洋子委員

宮古の場合は、ほかの方々に影響が行かないようなやり方でやっているようです。町のほうでも、給食費の3人目、4人目の負担の軽減とか、いろいろな面で子育て支援とかをやっていただいて、頑張っているとは思いますが、やはり震災の被災地でもありますし、さらに少子化対策とか子育て支援に取り組んでもらって、子供を産み育てやすい環境づくり、そういう税金の面からも進めていってもらえるようお願いしたいと思います。

町長のほうからお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

町長。

○町長（佐藤信逸）

国民健康保険を健全に運営するという観点から、今の国保税の税額というものに理解を得て運営しているところでございます。ぜひ公平感から追って、今の状況をしっかりと維持していくということでございます。

○委員長（関 清貴）

そのほかありませんでしょうか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

それでは、質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第20号 令和2年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(関 清貴)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○

○委員長(関 清貴)

議案第21号 令和2年度山田町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

歳入歳出一括質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(関 清貴)

質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第21号 令和2年度山田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(関 清貴)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○

○委員長(関 清貴)

議案第22号 令和2年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)予算を議題とします。

歳入歳出一括質疑を許します。黒沢委員。

○6番黒沢一成委員

1か所だけお願いします。

63ページです。下のほうの委託料に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託料というのがあるので、この内容についてお願いします。幾らぐらいかかって、何人ぐらいにこの調査を行うのかお願いします。

○委員長(関 清貴)

佐々木補佐。

○長寿福祉課長補佐(佐々木文明)

それでは、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてお答えいたします。

本調査は、第8期介護保険事業計画策定の基礎資料とするための調査となり、対象が要支援・要介

護の認定を受けていない町民全ての方となります。そして、人数ですけれども、対象となるのは4,000人程度になりますけれども、その中から1,000人程度抽出して調査する予定としております。金額は、現在参考見積りを取っている状態でございます。それで、予算計上したところでございますけれども、おおよそ250万円程度ということであります。

以上です。

○委員長（関 清貴）

黒沢委員。

○6番黒沢一成委員

1,000人で250万円だと、1人2,500円ぐらいなので、これぐらいの値段だったら高いとは感じないですけれども、委託料の部分が前年度に比べて850万円ぐらい多かったので、増えた項目がこの調査業務だけだったので、それで聞いたのですけれども、前年度に比べて上のほう3つも増えているということだと思うのですけれども、その3つについてどの程度増えているのかお願いします。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○長寿福祉課長補佐（佐々木文明）

この委託料の中で、今計上されています委託料の中で、昨年度に比べて金額が大幅に増加するものが介護保険システム改修のための委託料となります。これは、第8期介護保険事業計画が始まる令和3年度に向けて、来年度中に大幅なシステムの改修を予定しております。そのため、この今の差額分の金額、こちらにつきましては改修委託料の増になります。

以上でございます。

○委員長（関 清貴）

9番木村委員。

○9番木村洋子委員

61ページ、4目の低所得者保険料軽減繰入金2,857万円なのですけれども、この内容を詳しく知りたいのですが、人数の予定はどれぐらいで、どれぐらい軽減されるかも含めてお願いいたします。

○委員長（関 清貴）

佐々木補佐。

○長寿福祉課長補佐（佐々木文明）

低所得者保険料減免繰入金についてお答えいたします。

まず初めに、この繰入れの内容についてですけれども、この繰入金につきましては低所得者層、介護保険料が1段階から9段階まで、その方の所得に応じて階層が決められておりまして、このうち1段階から3段階の方、こちらにつきましては住民税の非課税の世帯に属している方になります。年間の収入に応じて、3段階にさらに細分化されているということになります。この1段階から3段階の

方に対しまして、介護保険料の基準に対する割合を下げるというところで減額するものでございます。具体的な人数につきまして、予算の積算とした数字でお答えいたしますと、令和2年度の推計の人数、全体で5,968人と推計してございますけれども、うち第1段階が1,305人、第2段階が642人、第3段階が438人となっております。この方につきまして、基準となる金額は第1段階につきましては1万2,900円、第2段階につきましては1万6,100円、第3段階につきましては3,200円を年間減額することになります。この分につきまして繰り入れると、国、県の財政支援を一般会計のほうで受け入れて、町の負担分と合わせて減収分を介護保険会計のほうに繰り入れるというのがこの中身でございます。そして、軽減額としましては全体で2,857万2,300円を想定してございます。

以上でございます。

○委員長（関 清貴）

そのほかないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

それでは、質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第22号 令和2年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○

○委員長（関 清貴）

議案第23号 令和2年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算を議題とします。

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第23号 令和2年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

入替えはありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○

○委員長 (関 清貴)

議案第24号 令和2年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算を議題とします。

歳入歳出一括質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (関 清貴)

質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第24号 令和2年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (関 清貴)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○

○委員長 (関 清貴)

議案第25号 令和2年度山田町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

歳入歳出一括質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (関 清貴)

質疑を打ち切ります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第25号 令和2年度山田町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (関 清貴)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○

○委員長（関 清貴）

議案第26号 令和2年度山田町水道事業会計予算を議題とします。

収入支出一括質疑を許します。横田委員。

○11番横田龍寿委員

予算書9ページのキャッシュフロー計算書を見まして、資金増加額がマイナス5,838万7,000円となっています。この財政状況が続くと、単純計算の話ししますけれども、4年後に現金がなくなるという、単純計算だとそうなのですが、私の記憶が正しければ、直近の当町の水道料金の改定は消費税が5%から8%に改定されたときかと思います。そこで、ここでこの質問なのかどうかちょっとすみません、申し訳ないのですけれども、水道料金の改定、そちらのほうを検討されているかどうか伺います。

○委員長（関 清貴）

柏谷補佐。

○上下水道課長補佐（柏谷訓正）

それでは、水道料金の改定ということでご説明をいたします。

現在収支については、経常経費におきまして純利益を上げている状況でございます。しかしながら、これは委員のおっしゃるとおり、建設に係る部分、これが浮いた部分での黒字でございます。したがって、このままでは現金は目減りしていく一方であるというのはお話しされたとおりでございます。それで、3年ほど前から、これについてはいつ改定するべきなのかということで検討してまいっております。今年度についても、その内容を確認し、黒字であるということであったので、30年度についても黒字でありましたので、料金改定をしなかったということでございます。検討については毎年度行っておりまして、次の予算時期についてはまた内部確認して検討して、料金改定すべきなのかというのは、毎年見直しているものでございますので、ご了承願います。

○委員長（関 清貴）

そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

それでは、質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第26号 令和2年度山田町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（関 清貴）

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○

○委員長（関 清貴）

これもちまして予算特別委員会の全ての日程が終了しましたので、閉会とします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時13分閉会



上記の経過は会議録音テープを写したものであるが、その内容に相違ないことを認めるためにここに署名する。

令和2年3月13日

山田町議会 予算特別委員長